

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	5	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

公営住宅の家賃決定に係る収入申告書提出の省略

### 提案団体

常総市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報や福祉サービスの受給状況等の提供を受け、入居者から収入申告書や減額免除申請書の提出を省略できるように、公営住宅法の収入申告要件を緩和してもらいたい。

### 具体的な支障事例

家賃決定に際し、入居者に収入申告書の提出を求めるが、期限内に提出がないケースが多く、電話や通知による催告を何度も行うことが業務負担となっている。また、報告の請求を行ったにもかかわらず提出がない場合、近傍同種の住宅の家賃として家賃決定することになる。家賃が高額になると、支払いが滞り、債務整理の対応業務にも苦慮している。収入申告書の未提出者の中には、職を失い収入がないケースや、福祉サービスの提供を受ける状況に陥っているなど、減額免除の対象になるが、本人からの申告書が提出されていないために、近傍同種の住宅の家賃(高額な家賃)が賦課され債務不履行にいたる悪循環が生まれている。

公営住宅の公的給付としての性質に鑑み、申告を必要としていることは承知しているが、マイナンバーの活用等により税情報の関係書類等の提出が省略可能となった現状も踏まえ、見直しの余地はあるものと考えている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申告手続のため来庁した入居者やその家族からは、毎年同じ書類を出させられるという意見や、確定申告の情報を使ってもらえばいいのに、といった意見が寄せられている。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

#### (住民の利便性の向上)

収入申告書の提出が不要となるため、書類の提出や来庁の回数を削除できる。

収入申告書の提出漏れがなくなり、収入に応じた適切な家賃を支払うことが可能となる。

#### (行政の効率化)

収入申告書、減免申請書、リマインド通知、家賃未納の督促状、催告書等の通知を発送する業務を削除できる。

家賃決定や納付に関する相談数減、他部署へのデータ出力依頼等の業務を削除できる。

### 根拠法令等

公営住宅法第16条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、相模原市、福井市、美濃加茂市、島田市、半田市、稻沢市、枚方市、小野市、熊本市

○当市も、収入申告書を期限内に提出されないケースがあり、電話や通知による催告を何度も行うことが業務負担となっている。また、家賃の件についても同様の問題が起きている。その為、マイナンバーを活用することで事務の負担軽減につながるのであれば賛同したい。

○当市においても、収入申告書の提出については、多くの時間を費やしている事務の一つである。見直しを行うことで、事務軽減につながるだけではなく、入居者の負担軽減や所得応じた適正な家賃算定、さらには滞納者の減少にもつながると思われる。

○左記支障事例と同様の事務負担が生じており、提案にある住民の利便性の向上及び行政の効率化を鑑み、収入申告に関する要件緩和が必要。（公営住宅法施行規則第7条第2項に規定するマイナンバーの運用方法を拡充し、前項の規定により必須としている書面での提出要件を緩和するなどの措置が必要。）

○当市では入居世帯約300件に対して、1回目の通知で約50件程度期限までに収入申告書の提出がなく、2回目の督促で残り約40件程度提出があり、残りの約10件程度が訪問するなどで対応している現状があるため、提案市の提案に賛成する。

## 各府省からの第1次回答

公営住宅法第16条第1項において、家賃の決定を入居者からの収入申告に基づくこととしている趣旨は、低廉な家賃で公営住宅に居住することは公的給付を受けることと同視できるところ、当該給付を受けるためには給付を受けようとする者が申告することが原則であるためである。

このため、入居者からの何らの申告なく低廉な家賃を設定することは困難であるが、現行制度上でも、収入の申告に係る書面の内容の簡素化により、行政側の事務負担軽減や住民の利便性の向上を図ることは可能であると考える。

例えば、入居者に具体的な金額の記載を求めるのではなく、「所得証明書等に記載の所得金額のとおり」や「収入なし」といった簡易な選択肢による申告を求め、申告を受理した事業主体がマイナンバー等を活用することにより家賃算定に必要な情報を取得し、家賃を決定する方法も考えられる。

なお、公営住宅法第16条第5項は家賃の減免ができる旨を規定しているのみであり、公営住宅法令上減額免除申請書の提出を求めていないため、各事業主体の裁量により申請書の提出によらない方法とすることも考えられる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行制度上でも、収入の申告に係る書面の内容の簡素化により、行政側の事務負担軽減や住民の利便性の向上を図ることは可能であることは承知しておりますが、具体的で示していただいたような申告書記載の簡略化はすでに行っています。

このため、府内情報の連携で取得できる入居者の情報により家賃算定が可能なものについては、収入申告書提出の省略や減額免除を行えるようにすることを改めて求めます。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

現行制度で対応可能な部分については、その旨十分な周知を行い、対応ができない部分については、行政手続きのオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「低廉な家賃で公営住宅に居住することは公的給付を受けることと同視できるところ、当該給付を受けるために

は給付を受けようとする者が申告することが原則である」との回答だが、申請主義の原則は入居を希望することで充足されており、家賃の決定に際して必要な情報を徴収する局面についてまで当該原則を及ぼすことは、解釈として本当に正しいのか。

低額所得者向けという公営住宅の性質上、その入居希望の意思表示には、低廉な家賃で居住する、いわゆる公的給付を受けようとする趣旨が当然に含まれていると考えるべきであり収入申告について重ねて公的給付を受けるためのものと捉える必要はないのではないか。

入居決定時に提出する収入申告書は入居を希望する際の必要資料であるとともに、当初の家賃決定の際の必要書類と整理をし、入居の希望は申請主義の原則から収入申告書の提出が必要であるが、家賃決定のための書類としてはマイナンバー連携による省略を可能にすることも可能であることはできないか。

入居申込時に、「特段の反対がない限り、毎年、収入申告があったものとみなすこととする」といった包括的な同意を得ることで、以降の毎年の収入申告書の提出に代替する余地はないか。

第1次ヒアリングにて個別案件の言及があつた減額免除申請書の提出について、事業主体内の情報連携により減額免除対象者と判断できた場合、職権にて認定することは可能であるか。

以上の点を踏まえて、提案実現に向けて検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

公営住宅法第16条第1項において、低廉な家賃の設置の必要性は入居者の収入によって判断されるものであるから、入居者は、自らの収入を事業主体に申告して初めて同条に基づく低廉な家賃の設置を受けることができるとされているため、申請主義の原則は家賃の決定にも及ぶものと解され、入居希望の意思表示に加えて、家賃決定の際にも入居者からの申請が必要となるのが原則であると考えている。

その上で、現行では、家賃決定に係る入居者からの申請は、書面による収入申告の方法に限定されているところ、上記の申請主義の原則が維持され、事業主体がマイナンバーの活用により所得金額など家賃決定を行うにあたって必要な情報を利用できる場合には、一定の条件の下で、入居年度の次年度以降の家賃決定について、書面による収入申告以外の方法も認められ得るものと考える。

上記を踏まえ、法令に基づく所得金額の控除や必要な家賃減免の機会が担保されていることや、入居者が事業主体のマイナンバー活用による収入把握を承知していることなど、公営住宅制度における必要な条件や運用等を関係省庁等とも協議・調整の上、マイナンバーを活用した、書面による収入申告以外の方法が可能か検討してまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(17)】【総務省(14)】【厚生労働省(25)】【国土交通省(16)(i)】

公営住宅法(昭26法193)

公営住宅の家賃決定については、以下のとおりとする。

・入居者からの収入申告(16条1項)については、書面による収入申告を行った次年度以降は、各事業主体の裁量により、従来の書面による申告方法に加えて、マイナンバー制度における情報連携を活用した書面によらない申告方法も可能とする方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・家賃の減免(16条5項)については、各事業主体の裁量において、申請書の提出によらない方法も可能であることを、上記の措置に併せて地方公共団体に周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	12	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)の機能改修

### 提案団体

香川県、栃木県、愛媛県、高知県

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)について、下記の事項のシステム改修を提案する。

①進行管理表のエクセルによる提出を不要とすること。進行管理については、システム内で完結すること。

②現在受付担当(とりまとめ担当)でしか入力できない欄について、各担当でも修正ができるようにすること。

③整備計画の変更申請について、当初計画の添付書類を引き継げるようによること。

④実施に関する計画・交付申請の変更申請の際、案件番号か案件名のどちらかの選択で団体別内訳表を更新できること。

⑤問合せ一覧表の内容を今一度精査し、マニュアルに記載されていることや、古い情報、重複する情報を削除すること。

⑥要望額等のシステム登録に当たり、整備局等において誤りが発覚し差戻処理が行われた場合、修正が必要な計画のみ差戻処理ができるようにすること。

### 具体的な支障事例

①システムで入力した内容を、進行管理表に再度入力し、メールにて別途提出しており、二重の手間が発生している。

②受付担当でしか入力できない欄があるが、入力内容は各課(各担当)に聞き取りして入力しており、修正があった場合に、各担当から受付担当に差戻処理をして修正している。

③整備計画について、変更申請の際に添付書類が毎回外れているため、添付書類に変更がない場合でも、毎回再度添付する必要があり、そのためだけに差戻処理が発生している。

④実施に関する計画・交付申請を変更申請するに当たり、団体別内訳表を変更しているが、案件番号で計画を選択した後、案件名で再度計画を選択する必要があり、その2手順を踏まないと、更新されない仕様になっている。初めて処理した際に、その手順を認識するまで、かなりの時間を要した。

⑤問合せ一覧表では、項目数が800を超えるが、フィルターや検索を駆使しても、多数の項目から該当の問合せを探すようになっている。問合せ一覧表の項目は年々増えている上、古い情報も残っており、原課や市町からの問合せ対応だけで、数時間業務が止まることがある。

⑥要望額等のシステム登録に当たり、整備局等において誤りが発覚し差戻処理が行われた場合、修正が必要な計画のみ差戻処理にならず、全ての計画が各都道府県の窓口まで戻ってしまい、全ての計画担当課がシステム処理を再度行う必要があり、かなりの時間と労力が必要となっている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

二重の手間や差戻し処理が減ることで、修正作業手順が減り、各担当の作業効率化につながる。  
無駄な手順が減ることで、入力内容の精度が向上し、手戻りが減る。  
県の受付担当への問合せが減ることで、業務の停滞を減らすことができる。

## 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、さいたま市、川崎市、相模原市、長野県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島市、防府市、熊本市、宮崎県、特別区長会

○受付担当でしか入力できない欄があるが、入力内容は各課（各担当）に聞き取りして入力しており、修正があった場合に、各担当から受付担当に差戻処理をして修正している。  
○⑥の提案について、誤りが発覚した場合、全ての計画担当課がシステム処理を再度行うことで、作業量が膨大に増加し、当県においても負担となっている。修正が必要な計画のみ差戻処理ができるようになることで、申請者及び受付者の作業効率化、業務の停滞の解消に一定の効果があると考える。  
○要望額等のシステム登録に当たり、整備局等において誤りが発覚し差戻処理が行われた場合、修正が必要な計画のみ差戻処理にならず、全ての計画が各都道府県の窓口まで戻ってしまい、システム処理を再度行う必要があり、かなりの時間と労力が必要となっている。

## 各府省からの第1次回答

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機能の拡充を行ってきているところである。現在、操作画面の改善等、SCMSの機能改修の検討を進めているところだが、その他の機能の改修・拡充等についても検討を進めてまいる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

システム化によってかえって増加した手間については、速やかな対応が必要であると考える。  
については、具体的な支障事例で挙げた①から⑥の各項目について確実に対応をいただくとともに、検討の進捗に応じ、具体的な改善方針やスケジュールをお示しいただきたい。  
なお、詳細等について当県からの説明が必要な場合、連絡いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 各府省からの第2次回答

ご提案内容を踏まえ、SCMSの改修及び運用改善を検討しております。

・②及び④については、今年度中にSCMSを改修し、整備計画の一部の欄について、基幹事業担当においても入力可能な仕様に変更し、実施に関する計画及び交付申請について、団体別内訳表等の最新化作業を分かりやすい形に変更いたします。

- ・①及び⑥については、SCMS の改修は不要であるため、今年度中に運用を改善し、地方整備局等に対して周知いたします。⑤については、今年度中に項目を見直します。
- ・③については、SCMS のセキュリティ上の制約により、過去の申請情報は暗号化され、アクセス不可となっているため、対応は困難です。

## 令和7年 の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

#### (35)社会資本整備総合交付金

- (i)社会資本整備総合交付金システムがより活用しやすいものとなるよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、令和7年度中に運用改善及びシステム改修を行い、地方公共団体等に周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	14	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

### 提案事項(事項名)

都市計画マスターplanと緑の基本計画の一体的策定及び補助金等の対象となることの明確化

### 提案団体

出水市

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

都市計画マスターplanに関する各種計画に定めるべき事項が含まれていれば、当該計画を策定したものとみなし、策定された都市計画マスターplanをもって補助金等の制度運用を可能とすること。  
当市では、今後新たに策定する緑の基本計画を都市計画マスターplanに包含することを予定しており、これらの計画が一体的に策定できること、また、その他の都市計画マスターplanと一体的に策定が可能な計画の明確化を求めるとともに、一体的に策定された計画をもって補助金等の制度を運用することが可能であることの明確化を求める。

### 具体的な支障事例

令和12年度以降の公園事業に係る補助金等の制度を運用するため、新たに緑の基本計画を策定することが必要であることから、都市計画マスターplanの改定時期に当該計画を包含した計画を策定する予定である。 一体的に策定した計画について、交付金等制度の運用の可否が明確化されていないため、計画の一体的策定をした後に事業が実施できない場合も想定される。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画等における現状や将来像等の部分を共有することにより、計画等の策定及びその後の内容の管理に係る事務の負担軽減を図ることができる。また、計画内容の整合性が図られることから、事業実施による効果の向上も期待される。

### 根拠法令等

都市計画法第18条の2、都市緑地法第4条

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

熊本市

## 各府省からの第1次回答

具体的な支障事例にある「令和12年度以降の公園事業に係る補助金等の制度を運用」は、「社会资本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方」において示している「令和12年度以降、緑の広域計画を策定していない都道府県、又は緑の基本計画を策定していない市区町村が交付対象である要素事業は、重点配分を行わないこととする」を指しているものと想するが、当該考え方では、緑の基本計画を単独で策定することを要件としているものではない。

緑の基本計画については、法律に基づく地方計画等の一覧(令和6年12月末時点)(地方分権計画(義務付け・枠付けの見直し)のウェブサイトを参照※)において、他の計画との一体的策定が可能である計画として明記しており、都市計画マスターPLANと一体的に策定した場合についても、都市緑地法第4条に規定するように、国の緑の方針に基づくとともに、都市緑地法第4条第2項各号に掲げる事項をおおむね定めている場合には、「緑の基本計画」に該当すると解することができる。

なお、都市計画マスターPLANについては、関連する計画を包含して策定することも想定しており、記載に当たっては関係部局と十分に調整されることが望ましい。

※地方分権計画(義務付け・枠付けの見直し)のウェブサイト

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/gimuwaku/gimuwaku-index.html>

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省からの第1次回答で「都市計画マスターPLANと一体的に策定した場合についても、都市緑地法第4条に規定するように、国の緑の方針に基づくとともに、都市緑地法第4条第2項各号に掲げる事項をおおむね定めている場合には、「緑の基本計画」に該当し、緑の基本計画を単独で策定することを要件としているものではない」旨は承知したもの、他の自治体においても同様の支障を抱えていることから「社会资本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方(令和7年度)」においてその趣旨を明文化するなどして、広く周知するといったご対応を検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

## 各府省からの第2次回答

緑の基本計画については、「法律に基づく地方計画等の一覧(令和6年12月末時点)」:

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/gimuwaku/gimuwaku-index.html>において、運用上他の計画との一体的策定が可能である計画として明記していること、都市計画マスターPLANと一体的に策定した場合についても、重点配分の考え方における「緑の基本計画」に該当することを、全国の自治体の都市計画担当者や公園緑地担当者が参加する会議で資料に記載した上で周知する。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

(25)都市計画法(昭43法100)及び都市緑地法(昭48法72)

市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(都市緑地法4条1項)については、市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画法18条の2)と一体のものとして策定することが可能であることを、全国会議等を通じて地方公共団体に令和8年中に周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	19	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務について申請情報の確認を目的とした住民票の写しの提出又は住民票コードの提供を不要とすることの徹底

### 提案団体

中核市市長会

### 制度の所管・関係府省

総務省、法務省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

住民基本台帳法別表第一に規定され、住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)により本人確認情報の提供を受けることができる事務にもかかわらず、申請情報の確認を目的として住民票の写し又は住民票コードを求めている事務については、それらの提供が不要となるよう、所要の規定の整備、運用の見直しを行われたい。また、総務省においては、住基ネットが利用可能な事務について、基本4情報を検索キーとして本人確認情報の提供を受けることが可能なため、住民の利便性向上の観点から、原則として住民票コードの提供を求めるよう関係機関に周知徹底されたい。

### 具体的な支障事例

不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)第 18 条では、申請情報を登記所に提供して登記申請を行わなければならないとされている。申請情報に当たっては、住民票の写し、住民票コード確認書等を提供することによって行われる場合が多く、市区町村には、それらを発行するための負担が生じている実情がある。実際、中核市の中には住宅家屋用証明書申請ベースで年間 2,500 件以上の不動産登記申請が行われていると推定している市があり、住民票の写し、住民票コード確認書等の発行事務に係る負担は非常に重い。また、不動産登記申請のほかに、司法試験や司法試験予備試験の受験願書の受理事務や、道路運送車両法に基づく自動車の変更登録の申請の受理事務についても、住基ネットが利用可能にもかかわらず、住民票の提出又は住民票コードの提供を求めている。住民の利便性向上を図るとともに、今後の自治体行政を維持する上で、住民票の写し、住民票コード確認書等の発行件数を減少させることは不可欠であることから、上記の事務のように住基ネット利用可能な事務については、住民票の写しの提出や住民票コードの提供をしなくとも申請が可能となるよう、関係府省において所要の規定の整備、運用の見直し等の対応を講じられたい。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

#### 【住民の利便性向上】

住民票の写し、住民票コード確認書等の提出が不要となることで、それらを取得するために市役所やコンビニに出向く必要がなくなる。

住民票の写しの発行に係る手数料負担がなくなる。

【行政の効率化】

住民票の写し、住民票コード確認書等の発行に係る業務負担が軽減される。

不動産登記申請のデジタル完結が実現する(法務省の運用において住民票の写し原本の提出が求められており、電子で完結できない状態となっている)。

根拠法令等

不動産登記法第18条、不動産登記令第3条等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、相模原市、佐久市、名古屋市、安来市、佐世保市、熊本市、鹿児島市、特別区長会

○不動産登記申請、資格試験とも一定数の住民票の写しの発行があり、住基ネットによる本人確認情報の取得が可能であれば、住民票の写しの交付件数の減に繋がる。

○住民票の発行事務による負担は少なからずある。

○住宅用家屋証明書については、当市にも1,280件(令和6年度実績)の申請があり、住基ネットで確認できるものについては添付を省略した方が良い。

各府省からの第1次回答

不動産登記の電子申請においては、申請人がマイナンバーカードの署名用電子証明書を提供することで、住民票の写し等の現在の住所を証する情報の提供に代えることができることとされている(不動産登記令第9条、不動産登記規則第43条第1項第1号、第44条)。

引き続き、不動産登記の電子申請の利用促進に向けた取組を実施してまいりたい。

司法試験及び司法試験予備試験においては、受験願書を出した者に係る本人確認情報を利用することができないときは、当該受験者に住民票の写しを提出させることができるとされている(司法試験法施行規則第5条第6項)。

司法試験では、司法試験法第4条のとおり受験資格等が定められていることから、出願者における受験資格該当性を審査するにあたり、出願者の本人性及び同一人性の確認及び確保が必要となることから、住基ネットの照会を実施している。

司法試験予備試験においては、出願時における本人性の確認として、初回受験者や日本国籍を有しない通称名による受験希望者等に限り、住民票の提出を依頼している。

住基ネット照会で住民票コードの提供を受けない場合、基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を検索キーとして同照会を行えるものの、氏名等だけでは出願者個人の特定は困難であり、加えて、住所については、願書の記載住所は「郵便物送付先住所」であるため住民票上の住所とは異なる場合があり、住所を含めた基本4情報で照会をしても、個人を特定することができない場合も生ずる。

司法試験は受験資格が必要かつ受験期間も定められている国家試験であり、確実な個人の特定及び情報の正確性の確保の観点から、司法試験に係る事務運営等において、住民票コードの提供を省略することは困難である。また、司法試験予備試験においても、住民票の写しの提供を省略することは困難である。

自動車の変更登録の申請のうち電子申請(自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS))においては、マイナンバーカードの署名用電子証明書を提供することで、現在の住所を証する書面の提出に代えることができるとしている。

引き続き、電子申請の利用促進に向けた取組を実施していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

司法試験法第4条に定められる厳格な受験資格の審査のため、出願者の確実な本人確認が必要であることは理解するものの、その手段として住民票の写しの提出又は住民票コードの提供を求める現在の方法は、国民の負担軽減と行政の効率化を目指すデジタル化の潮流とは必ずしも合致しないものと認識する。願書住所と住民票住所の相違を理由に、基本4情報を検索キーとした住基ネット照会では個人の特定が困難であるとしているが、これらの課題は運用上の工夫で対応可能である。そもそも、国民が自身の住民票コードを把握していること

は稀であり、その提供を求ることは、結局、住民票の写しを取得させることと同等の負担を強いることに他ならない。書面の願書においても、「住民票上の住所」と「郵便物送付先住所」の双方の記載を求めて照会時の住所の不一致は解消でき、また、オンラインによる申請(出願)においては、マイナンバーカードの署名用電子証明書による本人確認を行うことで、住民票の写し等の提出を不要とすることが可能である。

本年4月より総務省において、持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会のワーキンググループとして開催している「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」においても、行政手続における住民票の写しの交付件数の削減が重点的に議論され、本人からの請求の場合、行政機関に提出するものが約3~4割を占めるという調査結果も示されている。年金手続など多くの行政手続では、既に住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)の活用によって住民票の写しの提出が原則不要となっており、制度上住基ネットが利用可能とされている事務については、住基ネットの利用を徹底するとともに、照会の際には住民票コードを検索キーとするのではなく、基本4情報を検索キーとする取組の更なる徹底が求められている。

以上のことから、住民基本台帳法別表第一に規定され、住基ネットにより本人確認情報の提供を受けることができる事務について、安易に住民票の写しやその代替となる住民票コードの提供を求めることがなく、住基ネットの基本4情報による照会や、オンライン申請における電子署名の活用によって本人確認を完結させるよう、関係機関に周知徹底されたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 各府省からの第2次回答

司法試験及び司法試験予備試験については、令和8年度に実施する試験から国家資格等情報連携・活用システムを用いたオンライン出願を可能とし、受験者がオンライン出願を選択した場合には、マイナンバー情報連携により住民票の写しの添付または住民票コードの記載は不要となる予定である。現在、オンライン出願の実現に向け、関係機関と連携して検討を進めているところである。

司法試験及び司法試験予備試験については上記のとおりであるが、他の住基ネット利用事務についても、住基ネットの基本4情報による照会や、オンライン申請における電子署名の活用を徹底して参りたい。

## 令和7年 地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【総務省(24)(iii)】【法務省(10)(ii)】【国土交通省(23)】

#### 住民基本台帳法(昭42法81)

住民票の写し等の交付(12条から12条の4)及び住民票コードの再通知のため市区町村が独自に作成する書面の交付については、交付件数の削減により市区町村の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

・既に住民基本台帳ネットワークシステムが利用可能な事務については、当該システムにおいて基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)により本人確認情報(30条の6第1項)を照会することを徹底するよう、関係機関に令和7年度中に通知する。

・不動産登記の申請(不動産登記法(平16法123)18条)について、個人番号カードに搭載される署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)3条1項)を登記所に提供することで住民票の写しの添付及び住民票コードの提供が不要となるオンライン申請を積極的に利用するよう、関係団体に令和7年度中に通知するとともに、ホームページで周知する。

・自動車の変更登録の申請(道路運送車両法(昭26法185)12条1項)について、個人番号カードに搭載される署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)3条1項)を運輸支局等に提供することで住民票の写しの添付及び住民票コードの提供が不要となるオンライン申請を積極的に利用するよう、関係団体に令和7年度中に通知するとともに、ホームページで周知する。

・司法試験及び司法試験予備試験の出願(司法試験法施行規則(平17 法務省令84)5条1項及び4項)に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン出願を可能とし、受験者がオンライン出願を選択した場合には、出願時の住民票の写しの添付及び住民票コードの提供を不要とする方向で検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	25	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

公営住宅建替事業の定義における「近接する土地」の範囲の明確化

### 提案団体

宝塚市、西宮市、加古川市、川西市、たつの市、上郡町

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

公営住宅法第2条第15号の公営住宅建替事業の定義における「近接」及び同法第37条第4項第2号における「入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内」の範囲が明確でないことから、集約建替を行ううえでのハードルとなっているため、それらの範囲の明確化又は具体的な事例の提示を求める。

### 具体的な支障事例

当市は市営住宅が市街化区域に点在しており、最寄りの団地まで直線距離で数kmある団地がいくつか存在するが、そうした団地を集約しようとするときに、「近接」や「入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内」の明確な定義がないため、それが法定建替事業(近接地における集約建替事業)に該当するかどうかの判断が難しい。

法定建替事業と明確に判断できなければ、公営住宅法第38条の明渡請求ができず、すべての入居者を移転させることが困難であることから、集約建替の計画が進まない。

集約建替の計画が進まないまま、入居者数が減少していくと、維持管理コストがかかり、財政を圧迫することになる。

一方で、入居者からは施設の老朽化等を理由に建替えの希望があり、実際に昭和40年代に建てられた住宅は耐用年数を迎えるようとしているため、早急に建替えの計画を立てる必要がある。

法改正時の通知や『逐条解説公営住宅法』には「個々の建替事業ごとに、地域の生活や公共サービスの状況、交通状況、地理的状況などの日常生活を営む上での諸条件を総合的に勘案して判断する必要がある」とされており、個々の事業ごとに「生活を営む上での諸条件を総合的に勘案して判断」するとしても、法定建替事業の場合、明渡請求が可能となることから、入居者への影響も大きく、判断する自治体や部署、担当者によってその判断の基準が異なることは望ましくないと思慮する。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

建築されて50年以上経過している住宅の入居者からは、施設が老朽化しているため現地で建替えてほしいという声が上がっているが、近接地の範囲が明確に示されていないため、非現地建替の法的妥当性が説明できずに苦慮している。

議員からも施設の老朽化について、更新計画はどのようにになっているかという質問や公共施設保有量最適化の観点から施設の集約について意見されることもある。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ニーズ(必要戸数)に合わせた効率的な集約建替えが可能となり、建替計画が迅速に進むことで入居者からの

要望に応えることができる。

「近接」や「入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内」の範囲を明確化することで、集約建替えの計画における判断がしやすくなり、結果として、施設保有量の削減促進に繋がり事務負担が軽減することが期待される。

「範囲の明確化」もしくは「積み重ねた事例の提示」を行うことで、できる限り基準を統一し、法定建替事業の基準について担当者による判断の違いが生じることを抑え、入居者の権利を保護することができる。

## 根拠法令等

公営住宅法第2条第15号  
公営住宅法第37条第4号第2号  
公営住宅法第38条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、川崎市、福井市、熊本市、那覇市

○当市においても今後耐用年数が経過した住宅を集約化するにあたり、範囲を明確化する必要があると考える。

## 各府省からの第1次回答

公営住宅建替事業については、平成11年の地方分権一括法による改正により、建替計画に係る国土交通大臣の承認は用途廃止に係る部分を除き廃止されたところであり、また、公営住宅法第2条第15号に規定されている公営住宅建替事業の定義における「近接」については、平成29年の地方分権一括法により追加されたものである。

公営住宅建替事業で近接地への集約建替を行う場合にあっては、入居者の居住の安定を図るため、移転先が入居者の生活環境に著しい影響を及ぼさないことに考慮を払う必要があることから、公営住宅法第37条第4項第2号において建替計画が入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内に確保されるものであることを求めている。

この点、平成29年の地方分権一括法で考え方を示しているとおり、例えば、駅利用圏や小学校区など、地域の生活や教育・福祉などの公共サービスの状況、交通状況、地理的状況などの日常生活を営む上での諸条件を総合的に勘案して判断することが必要である。

地域の実情や当該公営住宅をとりまく環境は地域特性等により多様であり、また社会情勢等によっても影響を受けるものであると考えられるところ、提案のとおり「近接」や「入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内」の範囲を何らかの基準をもって具体的に明確化することは、個別具体的な実情等に即した事業の実施を妨げ、公営住宅建替事業の適切な実施が妨げられることが懸念されることから、極めて慎重に検討することが必要と考えられる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答において、「近接」等の範囲を何らかの基準をもって具体的に明確化することは、個別具体的な実情等に即した事業の実施を妨げ、公営住宅建替事業の適切な実施が妨げられることが懸念されると示されたが、「近接」等の範囲について明確化されていない現状においては、非現地建替え及びそれに伴う明渡請求の法的妥当性の判断が難しく、結果として効率的な集約建替えの実施が困難な状況にある。そのため、公営住宅建替事業の定義における「近接する土地」の範囲の明確化や、あるいは過去の非現地建替えにおいて「近接地」と認めた事例の提示について前向きに検討いただきたい。

また、平成29年の地方分権一括法で考え方を示しているとのことだが、以下のような疑問が生じており、より具体的に考え方を提示していただきたい。

・「駅利用圏」は同一の駅からの距離によって評価するのか。異なる駅であっても、駅からの距離が同等であれば評価できるのか。「地域の生活や教育・福祉などの公共サービス」についてはどのような観点から評価するのか。

・小学校区が異なる住宅は集約できないのか。

・交通状況については、どのようなことを想定しているのか。自家用車を所有していない入居者も多くいるため、

公共交通機関をメインに検討する必要があるか。

・それぞれの要因について総合的に勘案する際、評価項目の比重はどのように定めるのか。一律に範囲を示すことが困難であるために諸条件を総合的に勘案して判断しなければならないとしても、総合的に勘案する際の評価手法はいくつか示されるべきと考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

日常生活を営む上での諸条件を総合的に勘案して判断することが必要であることは承知しているが、法定建替えの基準は入居者の居住権に関わるものもあることから、過去に近接地において実施された公営住宅建替事業の事例を参考にして、「近接する土地」の範囲について指針等を示すことはできないか。  
効率的な団地集約の迅速な実施のためにも、前向きに検討いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

公営住宅建替事業における「近接する土地」の範囲は、「入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない」としているが、これは、当該公営住宅所在地の状況や、賃貸市場の状況、建替後の公営住宅の状況等の様々な事情により、認められる範囲が異なることから、国で一律の基準を示すことは困難である。

また、仮に一定の基準が提示可能であったとしても、それを国が提示することは、本来、各地域の実情を踏まえて判断される、事業主体の裁量を狭めることにつながりかねず、平成29年の地方分権一括法の趣旨を没却することにもなりかねないと考えている。

したがって、提案の趣旨を踏まえ、各地域の事例を把握できた場合に、事業主体の裁量を不当に阻害しない形で、事例を示すことができるかどうかについて、検討を進めてまいりたい。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

(17)公営住宅法(昭26法193)

(ii)公営住宅建替事業(2条15号)の定義における「近接する土地」及び「入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内」(37条4項2号)については、事業主体の裁量を制限するものとならないよう留意しつつ、地方公共団体の参考となる事例の公表について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	30	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

### 提案事項(事項名)

都市計画法に基づく市街化区域の設定を土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とすること

### 提案団体

亀岡市

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

都市計画法に基づく区域区分において、市街化区域の設定に関しては人口フレーム方式のみではなく、市町村の土地利用の実情や方針に即して柔軟に設定できるよう見直しを求める。

### 具体的な支障事例

当市はJRと高速道路に沿って主な市街化区域が設定されており、比較的コンパクトなまちが形成されている。その一方で、周囲を市街化区域に囲まれた市街化調整区域(以下「穴抜きの調整区域」という。)が複数存在している。それら穴抜きの調整区域はこれまで農地として活用されてきたが、営農者の高齢化や後継者不足という状況に加え、「子どもファースト」を宣言し、当市の立地や交通利便性を踏まえ様々な施策に取り組んでいることもあり、京阪神地域からの住宅地開発の要望が高まっている。そのような状況を受け、当市では、土地所有者の意向や都市の一体性、効率的な都市構造構築のため、穴抜きの調整区域の市街化区域編入を検討しており、計画する土地利用については、周辺の土地利用状況を考慮し、主に住居系土地利用が適していると考えている。しかしながら、市街化区域の設定方式が人口フレームを基本とした現制度の下では、人口減少が進んでいる当市の場合、住居系の土地利用を目的とした市街化区域拡大は困難な状況であり、結果的に、計画するまちづくりの実現が困難な状況に陥っている。そこで、市街化区域に囲まれている又は近接している市街化調整区域については、人口フレーム方式に基づく方式だけではなく、市町村の土地利用の実情や方針に基づいた市街化区域の設定も可能にすることで、将来的にインフラの負荷軽減や効率的な行政サービスの提供が可能になるとを考えている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市の穴抜きの調整区域については大部分が農地として土地利用が進められてきたが、担い手の高齢化や後継者不在により、将来的に耕作放棄地などになる可能性があり、周辺環境の悪化が想定されるため、適切に土地利用を誘導する必要がある。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

穴抜きの市街化調整区域の解消による効率的な都市構造の構築により、立地適正化計画の実現に寄与し、下記のような効果を増進すると考える。

- ①企業の生産性の向上
- ②行政コストの縮減と地価の維持・上昇
- ③健康の増進

#### ④環境負荷の低減

##### 根拠法令等

都市計画法第13条第1項第2号、都市計画運用指針

##### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

寝屋川市

○提案に条件を付せば実現してよい。「無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図る」という区域区分の制度趣旨を踏まえた客観的かつ具体的な判断基準があれば、検討してよい（人口フレームによらない柔軟な設定をしてよい）。

○当県においても穴抜きの調整区域を持つ市はあり、市街化区域への編入を検討している状況は存在しており、人口フレーム方式に基づく方式だけではなく、市町村の土地利用の実情や方針に基づいた市街化区域の設定も必要と考える。

##### 各府省からの第1次回答

都市計画法における区域区分については、無秩序な開発を抑制してまとまりのある良好な市街地を形成することを基本的な目的としており、効率的な都市基盤整備を実施することで地方自治体の財政を健全化させるなど都市の持続性を高めることに寄与している。

区域区分の面積の算定に当たっては、市街地規模との相関性が高いことから、人口を最も重要な算定根拠とする人口フレーム方式を基本とすることが引き続き有効である。これは、急速な人口減少社会において、地域活力の維持や市民生活の利便性向上を目的に政府全体で推進しているコンパクト・プラス・ネットワークの取組にも適合する。

なお、人口フレーム方式を基本としつつも、市街地における土地利用の現状及び将来の見通しを総合的に勘案して、都市的土地区画整理事業の適否を判断する等の柔軟な運用を妨げるものではないこととしており、これを都市計画法の実務的な運用を掲載する運用指針においても明示している。

##### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市においては、京都市に隣接し利便性が良く、京都市と比較して土地が安価で、子育て等に関する市の施策が充実しているため、市外からの若年層世帯のニーズや商業・工業分野からの企業進出要望がある。市街化区域と生活圏を一体にしている縁辺部の市街化調整区域や、既成市街地に囲まれた穴抜きの市街化調整区域が複数存在し、新たな住宅地開発や企業の進出において、人口フレーム方式との整合確保の見通しが立たない中、新たな土地利用を図れず、当市のまちづくりを行う上で課題となっている。

当市の事案については、都市計画区域区分の決定権者である京都府とも要望や協議をしているが、都市計画運用指針で「区域区分の要否の判断及び区域区分を定める場合（中略）いわゆる人口フレーム方式を基本とすることが妥当である。」とされており、市の事情に関わらず、この方針から逸脱することは難しいと理解している。また、当市では現在2地区において商業系・工業系の一般保留地域を指定している。この2地区は国道9号に面し、現在地権者等において土地利用計画を策定しようとしている。そのうちの1地区は商業系用途として一般保留地域で指定しているが、都市計画用途上、住宅建設も可能であるにもかかわらず、人口フレームを踏まえ、地区計画を設定し、住宅（団地）建設は制限するよう京都府から指導されている。

一方、当市は、既に市街化調整区域において工業や商業、観光系など地区計画制度を設定し運用していると共に、都市計画法に基づく開発許可権限を有していることから条例を制定し、市街化調整区域内に一定の規模・用途など要件を満たせば住宅の建設も可能とする「既存集落まちづくり区域指定制度」を運用している。しかし、これら制度は、市街化調整区域は市街化を抑制すべき地区とする基本理念の下での運用であって、本来は、市街化区域への編入により、まちづくりを進めていくのが基本と考えており、当市が持つポテンシャルを活かしたまちづくりができない。

なお、第1次回答のなかで「人口フレーム方式を基本としつつも、市街地における土地利用の現状及び将来の見通しを総合的に勘案して、都市的土地区画整理事業の適否を判断する等の柔軟な運用を妨げるものではない」とされているが、現行の運用で、具体的にどのような柔軟な運用がとれるのか御教示いただきたい。また、地方創生という観点からも、人口フレーム方式によらない市街化区域への編入など、地方都市の活力につながる柔軟なま

ちづくりができる制度を創設していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「柔軟な運用を妨げるものではないこととしており、これを都市計画法の実務的な運用を掲載する運用指針においても明示している」との回答だが、そのような中で今回の提案がなされたことをどう考えているか。

平成28年12月には、指定都市市長会から「人口減少下における新たな都市計画制度の創設に向けた提言」がなされ、人口減少下における戦略的な市街地形成に係る制度創設の要望があったと承知している。

また、人口フレーム方式の有効性や、柔軟な運用について回答があつた一方、提案団体からは、事業者から開発意向が寄せられても、穴抜きとなつて市街化調整区域の市街化区域への編入が困難な状況にあると示されているところである。

こうしたことを踏まえ、人口フレーム方式を基本としつつも、人口減少下においてどのような区域区分を行っていくことが望ましいかについて、市街化調整区域の市街化区域への編入の検討に際し市街化区域の縁辺部を見直しつつ、その区域を市街化調整区域に編入する場合の考え方や立地適正化計画のあり方等も含めたまちづくりの具体的なモデル例やイメージ像の形で提示してはいかがか。

区域区分に係る都市計画については、国土交通大臣に協議し同意を得ることとされており、国でも把握しているところ、「柔軟な運用」に該当するような人口フレーム方式のみによらない計画の具体的な事例があれば、それを参考として地方公共団体に示してはどうか。

#### 各府省からの第2次回答

人口フレーム方式を基本としつつも、市街地における土地利用の現状及び将来の見通しを総合的に勘案して、都市的土地区画の適否を判断する等の柔軟な運用を妨げるものではないこととしており、これを都市計画法の実務的な運用を掲載する運用指針においても明示している。

今回の提案や提案自治体との意見交換を踏まえて、街の置かれた社会情勢により、市街化を図るべき地区は変化しているところであり、人口フレームの考え方を含めて、市街化区域縁辺部の土地利用コントロールに関する手引きを作成し、具体的な事例等をお示しすることにより、自治体へ向けた普及・啓発ができないか検討してまいりたい。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【国土交通省】

###### (24)都市計画法(昭43法100)

(ii)都市計画区域に定められる区域区分(7条1項)の面積の算定については、市街化区域縁辺部などのうち土地需要の変化が著しい地区について、人口を算定根拠とすることを基本としつつ、市街地における土地利用の現状及び将来の見通しを総合的に勘案して、区域区分の見直しを判断する等の柔軟な運用を妨げるものではないことを改めて周知するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じたまちづくりを進めることができるよう、地方公共団体で工夫されている柔軟な運用の具体的な事例等を示した手引を作成し、地方公共団体に令和8年中に周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	31	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金における計画別流用の見直し

### 提案団体

亀岡市、東京都

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

事業執行の効率化の観点から、社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金間の計画別流用を可能とすること及び両交付金内の重点・非重点項目間での計画別流用を可能とすることを求める。

### 具体的な支障事例

当市では、社会資本整備総合交付金を活用し、複数路線の事業を進めているが、用地補償や関係機関協議などにおいて、当初計画どおりの事業進捗を図れないことがある。

社会資本整備総合交付金については、計画別流用が認められているケースもあるが、同一の予算項目相互間に限られているため、上記の事情等により国費の執行が困難となり、事業の実施が遅れている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

社会資本整備総合交付金の計画別流用を柔軟に行うことができるようになることで、用地補償や関係機関協議等における突発的な事象への対応も可能となり、適正な国費の執行が図れるとともに、行政で対応できる幅が広がり事業進捗が図れ、安定したまちづくりを通じて道路利用者等の利便性の向上に繋がる。

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、さいたま市、佐倉市、川崎市、相模原市、稲沢市、三重県、滋賀県、兵庫県、岡山県、広島市、防府市、高松市、大村市、熊本市、特別区長会

○当市では、社会資本整備総合交付金を活用し、複数路線の事業を進めているが、用地補償や関係機関協議などにおいて、当初計画どおりの事業進捗を図れないことがある。

○当市では、社会資本整備総合交付金を活用し、複数のインフラ整備事業を進めているが、国費要望額に対す

る内示の減額や用地補償費関係などで、当初の計画どおりに事業進捗を図れないことがある。  
○当市でも、過去に他自治体の交付金を使用できないか、県を通じて問合せがあった。自治体内で「社資本と防安」・「通常と重点」相互の計画別流用が行えるようになれば、自治体内で完結することができ(交付残を受け入れてもらう他自治体を探す手間等を省くことができる)、円滑に工事・委託及び交付金事務を進めることが可能であると考える。

#### 各府省からの第1次回答

防災・安全交付金は、地域における老朽化対策、事前防災・減災対策等の取組を集中的に支援するために創設された制度であり、社会資本整備総合交付金とは交付目的が異なることから、自由に流用可能とすることは適切ではありません。

重点計画は、重点配分対象に特化して策定される計画に対して重点的に配分を行ったものであり、重点計画から非重点計画に対して自由に流用可能とすると、重点的に配分された国費が重点配分対象以外の事業にも充てられることとなることから、重点計画の趣旨からして適切ではありません。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

社会資本整備総合交付金を活用し、複数の事業を進める中、計画のとおり事業進捗が図れない場合がある。その際、重点計画から非重点計画への流用を始めとした異なる計画間の予算流用や、次年度以降の非重点計画への配分を減らすなどの年度をまたいだ配分等が可能となれば、対応できる幅が広がる。これにより、事業の進捗や安定が促進され、結果として住民の利便性・安全性の向上などにつながると考える。以上のこと考慮いただき、再度御検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

#### 各府省からの第2次回答

繰り返しになりますが、重点計画は、優先度の高い計画・事業に対して十分な支援ができるよう、重点配分対象に特化して策定される計画に対して重点的に配分を行ったものであり、重点計画から非重点計画に対して自由に流用可能とすると、重点的に配分された国費が重点配分対象以外の事業にも充てられることとなることから、重点計画の趣旨からして適切ではありません。

なお、「年度をまたいだ配分」に関連して、予算補助事業において年度間での国費率の調整(年度間調整)を行うことを可能としており、繰越しや返還に係る手続の軽減を図っておりますので、ご活用ください。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

一

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	43	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

土地区画整理法第29条第2項に基づく公告において住所の告示を不要とすること

### 提案団体

大府市

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

土地区画整理法第29条第1項において、「組合は、施行地区を管轄する市町村長を経由して、理事の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。」とされており、同条第2項において「都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合においては、遅滞なく、これを公告しなければならない。」と定められている。しかし、個人情報保護の観点から、「都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合においては、遅滞なく、【理事の氏名】を公告しなければならない。」と見直しされたい。

### 具体的な支障事例

個人情報保護の観点から土地区画整理組合の理事全員の住所までを公開する必要性はないと考える。氏名のみの公告とすることで、商業施設を誘致するような土地区画整理事業においては、出店を希望する事業者等による理事の個人宅訪問を防止することができる。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

出店を希望している商業事業者が理事の自宅へ訪問してきたことがある。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

権利者が土地区画整理組合に意見を述べる際には、組合事務所の所在地が明確になっていれば足りるため、不要な個人情報の公開は控えるべきである。

### 根拠法令等

土地区画整理法第29条第1項及び第2項

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、さいたま市、川崎市、稻沢市、亀岡市、寝屋川市

○法人登記においても「代表取締役等住所非表示措置」(令和6年10月1日施行)にてプライバシー保護が図られている。

## 各府省からの第1次回答

提案内容を踏まえ、個人情報保護の観点と土地区画整理法第29条の制度趣旨を考慮した上で、その実現可否について検討することとしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

理事の住所については、当初の就任時に加え、定款で定める任期(5年を超えない範囲内)ごとの改選時や、住所変更時にも届出を行うこととなっている。したがって、本提案が実現すれば、理事の住所の公表を不要とすることにより、個人情報の保護に大きく寄与するものと考えられる。  
以上のことから、本提案の実現に向けて前向きに検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

**【全国知事会】**  
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

法人登記に代わる本公告について、商業登記における代表取締役等住所非表示措置等を参考に、公告する住所を市区町村までとできるようにするなど、個人情報保護に配慮した見直しを検討いただきたい。  
令和8年通常国会での法改正を視野に入れて、可能な限り速やかに検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

土地区画整理法第29条第2項に基づく理事(法人を除く)の住所の告示について、告示される住所を「市区町村まで」とする方向で検討を進めてまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

**4【国土交通省】**  
(20)土地区画整理法(昭29法119)  
(i)土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の公告(29条2項)については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	52	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化

### 提案団体

福島市

### 制度の所管・関係府省

財務省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化を求める。

### 具体的な支障事例

【現行制度】平成 28 年度に創設された当該制度について、特別控除に添付する確認書は、相続した家屋等が存在若しくは存在した市町村が、申請書を確認し押印することとなっている。

【支障事例】申請者が遠方に居住する場合や高齢者である場合が多いこともあり、電話で制度や添付書類の説明を求められることも多い上、電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類等については、死後の時間経過に伴い既に処分されている場合も多いなど、書類のやり取りに時間や労力が掛かり、申請者・市区町村双方の負担になっている。

加えて、申請者から特別控除に該当するか否かの判断まで求められることも多く、その都度、管轄税務署に問い合わせるよう案内している。

また、この確認内容は、申請者(相続人)が提出した登記事項証明書や公共料金の領収書など外形的なものであり、市区町村でなければ確認できないものではないため、当該確認事務を廃止し、申請者と管轄税務署にてやり取りすれば足ると考える。

当該確認事務については、法定受託事務としての性質を有するものと理解しているが、租税特別措置法及び同法施行令において法定受託事務として位置付けた上で行わせるべきものと考えられるがそうした定めがなく、地方自治法第2条第9項第1号に照らすと、この点でも問題があると考えている。

あわせて、当該確認事務のみならず、租税特別措置法に基づいて十分な根拠なく自治体に事務を義務付けている類似の制度については、見直しをされたい。

【支障の解決策】被相続人居住用家屋等確認申請書に係る市区町村の確認を省略し、当該特別控除を受ける申請者の居住地を管轄する税務署のみで完結できるよう改める。

### 【参考】

①・1件あたり対応時間:約 30 分+1件あたり相談回数:約2回=対応時間 60 分 × 41 件(R6)=2,460 分

・1件あたり書類処理時間:約 20 分 × 67 件=1,340 分

※申請の多くが、確定申告の関心が高まる 11~3 月に集中する。

②・相談の多い添付書類:「電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類」、「被相続人が老人ホーム等に入所していた場合の書類全般」←どちらも建築物を除却、或いは被相続人が死亡後、数年経過している場合、処分してしまっていることが多く、相談の中心になっている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

特別控除を受ける手続を、市町村の確認を省略し、申請者の居住地を管轄する税務署のみで完結すること、添付書類の簡素化により、申請者の手続に対する利便性が大きく向上する。

## 根拠法令等

租税特別措置法第35条、租税特別措置法施行令第23条、租税特別措置法施行規則第18条の2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、さいたま市、上尾市、八千代市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、飯田市、名古屋市、稻沢市、寝屋川市、斑鳩町、今治市、熊本市、特別区長会

○確定申告の時期に問い合わせが集中し、書類確認や現地確認に時間を要することから、特に2、3月に職員の負担となっている。

（参考：交付件数）

- ・R6:24件
- ・R5:14件
- ・R4:23件

建物の閉鎖事項証明書や土地の登記事項証明書等、公共料金の使用中止日がわかる書類等、提出書類が多く、不備や不足があった場合、関係部署と市役所を何度も往復することになる。

○求められる添付書類が多く、また、ケースによって必要な添付書類が異なる等、確認書発行に要する区の事務負担が多い。区市町村を経由せず、直接税務署に書類を提出することにより、申請者（納税者）及び区双方の負担軽減につながると考え、当該確認事務の廃止を要望する。

○当市においても、制度説明や必要書類の判断まで対応する必要があることから、当該事務に係る事務負担は非常に大きい。本制度について、申請者が税務署に直接確認した場合でも、必ずと言っていいほど回答もせず市に聞くよう言うのみであり、事務負担を増大させている。空き家であったかどうかの確認は書類上で行うため税務署でも対応が可能である。申請者のサービス向上のため税務署で対応することを望む。

○制度が改正されたことに伴い、申請者ごとに個別対応を求められる事案が増加している。

○申請者が遠方に居住する場合や高齢者である場合、電話で制度や添付書類の説明を求められることが多い。Q&Aでは読み取れない事案もあり、申請者・市町村で税務署や国土交通省などに確認し、特別控除に該当するか否かの判断をしている状況である。特に年明けからは期日が迫るなか、申請件数も多くなり市町村の負担になっている。また、申請者は、確定申告前に市町村確認をし、その後本申請となることから、確定申告を完了するまでにかなりの時間を要することとなっている。この市町村確認の内容は、申請者（相続人）が提出した登記事項証明書や公共料金の領収書など外形的なものであり、市区町村でなければ確認できないものではないため、当該確認事務を廃止し、申請者と管轄税務署にてやり取りすれば足りることからも、申請者への負担軽減のためにも市町村確認を廃止るべきと考える。

○提案の趣旨に賛同する。当市では、制度創設から交付件数が増加傾向にあり、令和6年度の交付件数は平成28年度と比べて3倍以上となっており、事務負担が多大となっていることから、添付書類や審査の簡素化等見直しをされたい。

○先般、被相続人居住用家屋等確認申請において、事前に管轄税務署に問合せを行っていたにも関わらず、税申告の際に控除利用ができないと判断された事例があった。本件のような事例があれば、住民トラブルの元となるだけでなく、市区町村が発行する確認書の効果が疑問視されることは明白である。また、最終的な判断が税務署でされることが大前提である中で、行政が確認書を発行する意義がわからない。こういったことから、本件について賛同する。

## 各府省からの第1次回答

被相続人居住用家屋等の確認事務については、

①空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様のものであること

②相続人が提出した書面等による外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではないこと

等の理由から、空き家の所在する市区町村において対応することが適切であり、市区町村に過度な事務負担を強いるものではないと判断し、市区町村における対応としているところである。

なお、市区町村の確認事務の軽減の観点では、支障事例で言及されている「電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類」、「被相続人が老人ホーム等に入所していた場合の書類全般」の確認の意図としては、「相続時から譲渡の時まで事業の用等に供されていたことがないこと」、及び「身体上・精神上の理由により介護を受ける必要がありやむを得ず老人ホーム等に入所したもののが完全に生活の拠点を移転したとは言えない場合は当該趣旨に反するものではないこと」を確認することであるため、「空き家の発生を抑制するための特例措置(3,000万円控除)に関する地方公共団体からの質問と国土交通省からの回答集」においても、電気、水道又はガスの使用中止日を確認できる書類として、支払証明書、料金請求書、領収書等を挙げていることや、老人ホーム等に入所していたことを証する書類について、利用料金の領収書や入所していた施設の記録等を認めるなど、状況に応じて代替書類等の提出を認めているところである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①において、「空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様のものである」と回答されているが、特例措置の確認事務は机上のものである一方、本市で実施している空家等の実態調査は、現地にて目視等で確認する調査であり、かつ毎年実施しているものではないことから、これらは根本的に異なる作業である。

また、確認事務には、書類と申請者からの聞き取りによる確認作業が必ずあるが、申請者が遠方である、または高齢者であるなどの場合が多い。

そのため、郵便等により複数回のやり取りが必要になるほか、対面の聞き取りでは1件当たり平均45分程度の時間を要している。こうしたことから、空家等の実態調査と類似しているという認識はない。

②において、「確認事務は外形的な確認である」と回答されているが、公印を押印する以上、制度で求める書類に不備がないか確認することとなり、上記のとおり本人からの聞き取りを含めて時間を要し、負担となっている。加えて、代替書類を求めるでかえて手続が円滑に進まなくなるケースも発生しており、現場実態からすると、代替書類が認められることが事務軽減につながっているとは言い難い。

このような多大な事務負担が生じている実態を踏まえて、当該確認事務を税務署が実施することや、市区町村長の確認を要さないと考えられる添付書類は省略し、税務署への申請時に添付すれば足ること等の措置を検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【名古屋市】

本市では全市的な実態把握調査などは実施しておらず、確認書の交付事務は他の空家等対策事務から独立した事務作業となっていることから、申請者の居住地を所轄する税務署でも対応は可能と考えられる。

また、代替書類やヒアリング等で柔軟な対応を可能とすることで当該確認事務が形骸化してしまうおそれもある。確認書の交付に該当する事務を税務署によって実施することで、市町村の空家部署では把握できない相続や居住地等の情報を活用し、より精度の高い確認作業が可能になると考えられる。

##### 【今治市】

①空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の実態調査について、当市ではある一定時期に空き家と思われる家屋を判別しているにとどまること、定期的な確認事務ではない(今後行う見込みがない)ことから、被相続人居住用家屋等の確認事務とは全く性格が異なる。

②支障事例から判断して、市区町村は相当の事務負担を強いられていることは明らかである。

以上①②より、国と市区町村との見解に大きな乖離があるものと感じている。

③「相続人が提出した書面等による外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではないこと」から、税務署においても問題なく確認ができるることは明らかである。

④市区町村民の負担を考えれば、管轄税務署と役所の行き來の負担が生ずる。

⑤税に関する最終決定機関は税務署であり、市区町村から税務署に確認を行なながら確認書を発行する意義が不明である。

上記より、市区町村及び国民の負担軽減、適切な税の事務執行において、本措置の提案を行うものである。

##### 【特別区長会】

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の確認事務としては、道路からの外観調査を基本に、必要であれば登記簿謄本、戸籍、住民票、固定資産税情報による所有者調査をするという流れが一般的である。

①売買契約書による譲渡日の確認や電気・ガス・水道の閉栓証明書、不動産売買広告による空家確認、施設

入所時の契約書や要介護認定の確認、老人ホームの外泊記録など、市区町村の空家等の確認事務にはない作業が被相続人居住用家屋等の確認事務の主な内容である。

②事務負担の内容としては、相続人が提出した書面等による外形的な確認業務のみならず、相続人が提出書面を揃えるまでの、制度や添付書類に対する質疑対応、個別事情に応じた特別控除に該当するか否かについての問い合わせ対応に多くの時間を割いている実態がある。

以上のことから「空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様」「市区町村に過度な事務負担を強いるものではない」と判断されていることについて、提案の趣旨が正確に理解されていないと思われる。

求める措置の具体的な内容としては、「被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略」とする。外形的な確認業務であることから税務署での審査とすることで、相続人が申請先や質問先を混同することがなくなる、相談については既存の確定申告相談窓口に集約される等のメリットがある。

高齢者のみ世帯がこれから相続を迎える、ますます申請数増加が予想されることから、市区町村で確定申告業務の一環を担うことにより、季節的に本来の空家等対策業務が滞る事態の回避を希望する。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、「空家等の実態調査と本確認事務とで実施する内容は確かに異なるものの、政策の方向性が同様であるため市町村が実施することが適当」との回答であったが、本確認事務は形式的な書類のチェックであるにとどまり、かつ、税制特例の適否に関わるものであるところ、市町村が行うべきである理由にはならないものと史料する。また、本確認事務について、第1次ヒアリングにおいては「税務署において空き家であることを確認することは困難」との主張であったが、第1次回答においては「外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではない」と説明されており、所管税務署ではなく市区町村が実施する必要性が不明瞭である。実際に、本確認事務において、市町村の確認を受けた後に税務署にて不認可となった事例も確認されている。

そのため、最終判断者である税務署で確認するのが合理的と考えるが、このことに対する見解如何。

なお、市町村において実施している、空き家の発生を抑制するための特例措置に係る被相続人居住用家屋等の確認事務（以下「本確認事務」という。）は、法律又は政令の明確な根拠なく省令で実施を課されているものであり、地方自治法で規定する法定受託事務の趣旨に反すると考えている。提案団体も同様の疑惑があるようだが、この点について見解如何。

## 各府省からの第2次回答

本特例の適用要件を満たすことについては、納税者がそれを証明する必要があり、確定申告書に一定の書類を添付することでその証明を行うという制度設計としているところ、本特例の適用対象となる「空き家」に該当するかどうか（具体的には「相続の開始の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていないこと」や「老人ホームへの入所の時から相続の開始の直前まで、物品の保管その他の用に供されていたこと」等の要件を満たすかどうか）の証明については、例えば、被相続人の内縁関係のある者が住んでいた場合や相続人の知らない者に賃貸している場合も想定され、納税者が自ら提出する書面だけで証明することはできないと考えており、そのため、公的機関である市区町村が当該要件を満たしていることを確認した旨を証する書類を発行し、それを確定申告書に添付することで納税者が当該要件を満たすことを証明するという仕組みとしている。こうした確認にあたっては、空き家への出入りの有無や電気・ガス・水道の使用状況等の確認のほか、周辺への聞き取り等を通じて実態に即して確認する必要があると考えられるところ、これらは、空家特措法第9条第1項に基づく調査の一環として市区町村が行うことが可能であり、空家特措法第4条において市区町村には空家等の対策の実施等にかかる努力義務が課されていること、本特例の目的でもある「空き家の発生の未然防止」は健全な地方行政に資するものであり、市区町村が自主的に実施すべきものであること等から、総務省等の関係省庁とも調整の上で、法定受託事務ではなく自治事務として、市区町村が実施することとして本特例が措置されたものである。

本確認事務については、申請者から提出される書類のほか、空家特措法に基づく空家等に関するデータベース、必要に応じたヒアリング、周辺への聞き取りや実地での調査等を通じた確認などにより行うこととしているところであり、書類の確認のみで確認書交付が行えない場合には市区町村において属地的に対応いただく必要

があるとともに、仮に一切の実態調査を行わず書面により当該確認書発行事務を実施している市区町村があるとしても、それは、確認書発行事務の趣旨目的に照らし、当該市区町村の知見等に基づき「空き家に該当する」といった判断をされているものであると考えている。こうした点から、本特例の適用対象となる「空き家」に密接に関わる公的機関である市区町村において本確認事務を担うのが最も適当であるとともに、納税者が本特例の適用要件を満たすことを証明できるようにするためにには、今後も市区町村が確認を行う必要があるものと考えている。

その上で、本件提案を受けて、市区町村における確認事務の負担が大きいという点について改善の余地がないかという点や、市区町村の負担軽減につながる方策については、引き続き、検討を進めてまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【財務省(4)】【国土交通省(21)(i)】

#### 租税特別措置法(昭32法26)

相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例(35条3項)については、以下のとおりとする。

- ・被相続人居住用家屋等確認書(施行規則18条の2第2項2号)に係る申請書の添付書類については、「原則コピー不可」とされているものについても写しによる提出が可能である旨を、市区町村に令和7年度中に周知する。
- ・当該確認書の発行事務については、申請者及び市区町村の事務負担を軽減する方向で、その在り方について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	53	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	10_運輸・交通

### 提案事項(事項名)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金におけるエリア一括協定運行事業の申請手続の簡素化等

### 提案団体

福島市

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

- ①地域公共交通確保維持改善事業費補助金におけるエリア一括協定運行事業において、地域公共交通計画の作成等に関し協議を行う法定協議会が補助対象事業者であることに鑑み、地域公共交通計画にエリア一括協定運行事業について記載があれば補助申請を可能とするなど、補助申請手続の簡素化を求める。
- ②同事業における補助金交付額は、前々補助対象期間に地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けていた系統分のみとなるが、制度趣旨に鑑み、同補助金の交付を受けていなかった系統についても、法定協議会の議決を経ることで補助対象運行系統として認めるなど、地域の実情に応じた柔軟な取扱いができるよう要件緩和を求める。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金におけるエリア一括協定運行事業については、補助要綱において地域公共交通計画に

- ①エリア一括協定運行事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割、  
②①を踏まえたエリア一括協定運行事業の必要性、  
③エリア一括協定運行事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要の記載が求められており、さらに利便増進実施計画に具体的な運行内容の位置付けが求められている。

また、同事業における補助対象運行系統は、一部補助対象系統としての同一性を許容する例が認められているものの、基本的には補助対象期間が開始する前々補助対象期間において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けていた運行系統の運行を含む運行であることが求められている。

#### 【支障事例と解決策】

エリア一括協定運行事業は、法定協議会のみが補助対象事業者であるにも関わらず、地域公共交通計画改訂に加えて利便増進実施計画の認定が必須とされており、着手までの手続期間を要し、迅速な対応ができない、結果として同事業活用自体を選択肢から外すことに繋がっている。

また、同事業における補助対象運行系統は、補助対象期間が開始する前々補助対象期間において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けていた運行系統を含む運行であることが求められているが、制度趣旨に鑑み、同補助金の交付要件を満たさなかった系統についても、法定協議会の議決を経ることで補助対象運行系統として認め補助金を交付できるようにするなど、地域の実情に応じた柔軟な取扱いができるよう要件緩和を図ることで、エリア内の交通サービスレベルの効率化・利便性向上が期待でき、制度利用促進に繋がるものと考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方都市の公共交通はコロナ禍以降、急激な利用者減や 2024 年問題への対応、担い手不足などの要因から危機に瀕している。運行の効率化とともに利便性向上を図り、コンパクトプラスネットワークのまちづくりを進めることで交通空白地の解消を図ることが急務だが、現行制度はその制度趣旨に反し、地方自治体にとっては迅速性に欠け、柔軟な活用ができないなど利用しづらいものになっている。提案の実現により、地域の実情に応じた公共交通サービスが実現でき、住民の生活の質が向上するものと思料する。

### 根拠法令等

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第5条第1項、第 27 条の 16、第 27 条の 17、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号)第 18 条の5、第 18 条の6

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、川崎市、石川県、長野県、広島市、高松市、高知県、熊本市

—

### 各府省からの第 1 次回答

#### (①について)

エリア一括協定運行事業は、路線の重複等のエリアにおける交通の非効率が存在する場合において、路線再編等により交通ネットワークの効率化及び持続可能性の向上等を図るとともに、再編後の交通ネットワーク及びサービスレベルを一定期間確保・維持することとして自治体と交通事業者との間で協定を締結した場合に国による公的支援を行うものである。

このため、地域公共交通活性化・再生法において地域旅客運送サービスの持続的な提供の確保に係る基本的な方針を定めることとしている地域公共交通計画の改定に加え、地域公共交通利便増進実施計画による具体的な地域公共交通網の整備及び支援内容等の策定及び国による認定を補助の要件とすることにより、当該地域における持続可能性の向上に資する取組みの実施を担保しようとするものであり、同計画の策定及び認定は必要と考えている。

#### (②について)

交通ネットワークの確保・維持が可能となるよう、国と地方の適切な役割分担のもと、国は広域的な地域間幹線系統及び地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するフィーダー系統のうち一定の要件を満たすものについて支援し、それ以外の系統については地方公共団体の判断により確保・維持を図っているところ、エリア一括協定運行事業においても同様の考え方である。

なお、前々補助対象期間において、幹線補助・フィーダー補助の対象外であった系統についても、地域公共交通利便増進実施計画を策定し認定を受けることで補助要件の緩和が受けられ、国庫補助対象となる場合もあることから、個別事例に即して各運輸局まで具体的にご相談頂きたい。

### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

#### (①について)

エリア一括協定運行事業の導入を加速するには、事業者と機運が高まった段階で速やかな着手が必要であり、その際、地方公共団体の事務負担軽減が大きなポイントとなることから、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月 31 日閣議決定)の趣旨に沿って、例えば地域公共交通計画を変更すれば補助申請を可能とするなど、手続の簡素化に向けて検討していただきたい。

#### (②について)

持続可能性と利便性・効率性の高い地域公共交通ネットワークへのリ・デザイン(再構築)を推進するため、交通事業者のインセンティブも引き出す「従来とは異なる実効性ある支援」として導入されたエリア一括協定運行事

業については、既存の国庫補助路線を複数統合化するのみでなく、エリア内の系統について一括して補助を受けられるよう要件緩和することで、DX化やAIオンデマンド交通など新たな交通体系の導入も図られ、効率化と利便性向上が期待できることから、地域の実情に応じた柔軟な取扱いができるよう要件緩和を求める。なお、第1次回答において「前々補助対象期間において、幹線補助・フィーダー補助の対象外であった系统についても、(略)国庫補助対象となる場合もある」とのことだが、具体的にどのような場合について、対象となりうるのか、お示しいただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

### (①について)

地域公共交通計画は地域交通の大きな方向性を示すマスタープランである一方で、利便増進実施計画は当該地域公共交通計画における特定計画として、基本方針を具体化するものとなっており、そうした趣旨の下、各計画にて記載すべき事項は自ずと異なっている。

エリア一括協定運行事業の実施にあたっては、自治体がエリア内の事業者と協定を締結し、路線の再編、運行間隔の調整や運賃の統一などを含む抜本的な改善施策を行うものである性質上、同計画を関係者の納得の下で成功裏にワークさせるためには、地域内の関係者が協議の上で意思決定を行い、当該決定にしたがって地域が一体として事業を推進することが必要不可欠であることから、計画の策定に向けては各関係者の調整等に係る一定の事務負担が生ずることはやむを得ないものと思料する。

他方で、同計画の策定に当たっては、地方自治体の負担軽減の観点から、国として、記載すべき内容や手続について手引きを作成しているほか、地方運輸局・運輸支局等において相談も隨時受け付けていることから、まずはその活用を検討いただきたい。

### (②について)

第1次回答で記載したとおり、地域交通ネットワークの確保・維持については国と地方の適切な役割分担の下で実施することとしており、エリア一括事業においても当該基本的考え方は踏襲されているものである。このため、利便性・効率性の高いネットワークへのリ・デザインについては地域の関係者の協議のもとで全体として議論しつつ、その結果に基づきそれぞれの当事者が役割分担に応じた負担をすることが持続可能な交通ネットワークの構築には不可欠であるものと考えている。

なお、「前々補助対象期間において、幹線補助・フィーダー補助の対象外であった系統についても、(略)国庫補助対象となる場合もある」については、例えば、政令指定都市や中核市においてはフィーダー補助の対象外であるところ、利便増進実施計画を策定し、同計画内にフィーダー系統を位置付けることにより、当該系統を補助対象化し、かつ、補助率かさ上げの優遇措置を享受することが可能となっているところである。このため、エリア一括協定運行事業の補助対象系統の要件としては御指摘の通り直近で幹線系統補助またはフィーダー補助の対象となっていることが必須となっているためエリア一括補助の直接対象とはならないものの、当該エリア一括協定運行事業の対象地域において利便増進実施計画に当該系統を位置付けることにより、フィーダー補助の対象にはなることから、こうした方策の活用も検討いただきたい。(この場合、例えばその後、さらに協定の改定等により当該系統をエリア一括協定運行事業に組み入れることも可能となる。)

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

#### (33) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)

地域公共交通計画(5条1項)及び地域公共交通利便増進実施計画(27条の14第1項)については、両計画の記載内容や策定手続等を定める手引、地方運輸局等における伴走支援、エリア一括協定運行事業(「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」(平23国土交通省)18条の3)に係る補助金の取扱いなどについて、地方運輸局等を通じて地方公共団体へ令和8年中に周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	55	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

財産清算人制度を利用した場合における残余財産の地方自治体帰属制度の創設

### 提案団体

田辺市

### 制度の所管・関係府省

法務省、農林水産省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

現在は財産清算人制度を利用した場合における残余財産は国庫帰属しか方法がない。地方自治体が財産清算人の選任申立をする場合において残余財産の地方自治体帰属制度があれば、より積極的に制度利用促進が図られるため、残余財産の地方自治体帰属制度を創設していただきたい。

### 具体的な支障事例

大量相続時代に突入し、地方において相続することが不利ないわゆる負動産を含む資産を相続放棄するケースが激増する中で、比例して所有者不明土地・建物、管理不全空家、特定空家も激増すると想定される。財産清算人制度の申立権限が地方自治体にも付与されたが、空家の補助金でも1/2は自治体負担となり積極的に取り組むほど赤字となるため、代執行をするほどの危険空家でないと関与することができない。また、所有者不明土地・建物制度の創設により、相続人がいない所有者の危険空家に取り組みやすくなつた反面、換価性の低い農地や山林が置き去りにされて、ますます所有者不明土地を生み出している。これらに共通する課題解決制度は財産清算人制度であるが、地方自治体として積極的に取り組むためには国庫帰属制度の地方分権として、地方自治体帰属制度を新設していただければ財源確保となり、積極的に取り組むことができ、空家問題・所有者不明土地問題・耕作放棄地問題の解決に寄与するものと考える。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

支障事例については別添資料を参照ください。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

相続人不在の空家や所有者不明土地に対し、地方自治体が積極的になれない原因は、頑張れば頑張るほど赤字が増す構造にあるため、補助金等の助成制度ではなく財源移譲をすべきである。なお、実現に際して、地価の高い市街地の自治体ではより黒字となり、地価の低い山間部の自治体では赤字となるため、これらをカバーするため広域自治体や県域自治体での基金化をすることは必須であると考える。

### 根拠法令等

民法第 959 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、八千代市、川崎市、相模原市、半田市、稻沢市、豊中市、御坊市、高松市、今治市

○市町村が空き家対策を進めていく上で有効な手段であり、県として提案の趣旨には賛同する。

○財産清算人制度は、相続人不存在の空家等が特定空家等に至る前に解決する上で有効な手段であるが、その時点では周辺にそれほどの影響を与えておらず、行政が予納金を支出して申立することが住民全体の福祉の向上に寄与するのか、一部の住民のみの利益になっているのではないか、というジレンマがあり、積極的に活用し辛い。提案内容のように、残余財産が自治体に帰属する制度となれば、より一層自治体による申立件数が増え、空き家問題・所有者不明土地問題・耕作放棄地問題の解決が進むと考える。

また、残余財産の地方自治体帰属も有効な手立てではあるが、当該制度の申立によって所有者不明土地・建物が解消した件数に応じて、各自治体に相当額の交付税を交付するなどの仕組みとすることによって、採算性のないエリアにおいても申立が十分に進むのではないかと考える。

○地方自治体帰属制度が利用できれば、従前の未利用財産との一体的な利用が期待できるため、未利用市有地有効活用の観点からも制度の創設があればありがたい。

## 各府省からの第1次回答

相続財産清算制度の趣旨は、相続人のあることが明らかでない場合に相続財産の管理・清算を行うことにより、その結果生じた残余財産を申立人に帰属させることをそもそも意図した制度ではない。このため、提案のような市町村長が相続財産の清算人の選任の請求をする場合に限って、残余財産を地方公共団体に帰属するとする措置を設けることは、上記の制度趣旨との整合性や、市町村長以外の者が申し立てた場合との公平性等を踏まえて、極めて慎重な検討が必要である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、所有者不明土地・建物、管理不全空家、特定空家の激増が想定される中、市町村の空き家対策の円滑な実施に財政的な障害があることを踏まえ、相続財産清算制度のスキームを活用して空家対策を促進する提案であるが、第1次回答は、単に現在の相続財産清算制度の法解釈を述べているに過ぎない。

申立権限がある利害関係人は自己の利益のために申し立て、また、公益代表である検察官による申し立ては極めて例外的にしか行われないとと思われる。増え続ける放置空家や所有者不明土地建物に対応するため、国は、民法の特例として市町村長にも申立権限を付与したが、市町村は、意欲的に取り組むほど財政負担が増すため、特定空家以外では積極的に制度活用に踏み切れない。この点、空家等対策の推進に関する特別措置法第29条第1項・第2項では、国は、市町村による空家等対策への必要な財政上の措置・必要な税制上の措置その他の措置を講ずることとされている。

本提案は、上記の状況の下、その対応策には財産管理制度（相続財産清算人や所有者不明土地建物の財産管理人制度等）を利用することが必須であり、市町村が、より積極的に空家問題等に取り組むためには財源を移譲すべきという趣旨である。

これが困難であれば、市町村申立を促進させるための「実効性ある対策」と「持続可能な資金供給体制」を構築するか、相続人不在による国庫帰属財産が1,000億円を超えているとの報道もある国の責任において検察官申立を増やすことが最重要課題であると考える。

なお、本提案は、両特措法に基づき、放置空家や所有者不明土地建物の解決のために特例的に権限を付与された市町村が申立人となる場合の財政的なインセンティブとしての財産帰属を求めるものであり、利害関係人が申し立てた場合との公平性は問題にならないと考える。

以上を踏まえて、改めて積極的な検討を要望する。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【高松市】

相続人不在の空家や所有者不明土地については、そこから発生する損害についての明確な責任の所在が法令に規定されておらず、ある日突然崩れた空き家により被害を受けたが、その責任を請求する相手方が存在しないといった事態は、今後必ず大きな問題となるので、地方自治体が積極的に対応を行えない現在の構造的な課題を解決する方針を示してほしい。

一

各府省からの第2次回答

相続財産清算制度は、相続人のあることが明らかでない相続財産の全体について、清算人が調査した上で清算手続を行うものであるが、残余財産（申立て後に判明したものを含む。）がある場合には、その価値や有用性を問わず、一律に国庫に帰属するものとされている。相続財産清算制度について地方公共団体が申立てを行った場合に残余財産を地方公共団体に帰属させるとの御提案については、地方公共団体の具体的ニーズを踏まえつつ、地方公共団体に生じ得る負担やその負担が申立てに及ぼす萎縮的効果等諸般の事情に留意して、慎重に検討を行い、結論を得る。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【法務省(1)】【農林水産省(1)】【国土交通省(1)】

民法（明29法89）、空家等対策の推進に関する特別措置法（平26法127）及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平30法49）

空家等又は所有者不明土地の適切な管理のため特に必要があると認めるときに地方公共団体が行う相続財産の清算人の選任の請求については、当該請求を行った地方公共団体にその残余財産を帰属させることについて、関係法令の制度趣旨等を踏まえつつ検討し、令和9年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	64	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

建築基準法第15条第1項に基づく建物の建築等の届出のオンライン化及び建築主事等の経由事務又は市町村の経由事務の廃止

### 提案団体

市原市、船橋市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

建築基準法第15条第1項に基づく建物の建築又は同条第2項に基づく除却の届出について、e-Gov等を利用したオンラインによる届出を可能とともに、建築主事等の経由又は市町村の経由に係る規定を廃止し、届出者が直接都道府県へ届け出ることを可能とする。

### 具体的な支障事例

建築工事届及び除却届については、市町村を経由することとされているが、届出者から紙ベースで受け付けたものについて、市が調査票へ入力する等、申請内容の確認及び取りまとめに時間を要している。  
・年間処理件数(令和5年実績、共同提案団体含む) 除却届 186 件(主提案団体)・105 件(共同提案団体)、建築工事届 959 件(主提案団体)・2,505 件(共同提案団体)  
・入力処理時間 除却届5分/件、建築工事届5分/件  
・入力項目 (着工及び工事完了の予定期日、建築主、敷地の位置、工事種別、主要用途、一の建築物ごとの内容、新築工事の場合における敷地面積、住宅部分の概要等)  
なお、当市においては、建築工事届のうち都市計画区域外のもの(19 件/959 件)について、要望があれば市が記載事項証明書を発行しているが、令和5年度の記載事項証明書発行件数は6件だった上、法改正により令和7年4月から都市計画区域外の工事届の件数は19 件より減る見込みである。その為、建築工事届に基づく記載事項証明書の発行について、現在建築主事を設置する特定行政庁で担当しているところ、仮に経由廃止によって都道府県が直接記載事項証明書の発行を担うことになったとしても、法改正による発行件数減少が見込まれるため、大きな事務負担にはならないと思われる。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

手続のオンライン化により、申請者の利便性が向上するほか、都道府県の受付に係る事務負担軽減につながる。  
市町村経由が廃止されれば、市町村は、経由に伴う事務負担が軽減される。

## 根拠法令等

建築基準法第15条第1項及び第2項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、高崎市、上尾市、佐倉市、八千代市、横浜市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、島田市、枚方市、和歌山市、久留米市、熊本市、特別区長会

○当市においても、提案団体と同様に書面提出を受けた届出のデータ入力に時間を要している（令和6年度工事届1,152件、除却届114件）。

届出者によるオンライン入力の場合、入力項目、内容は容易に正常値であるか否かを判断できるものであり、オンラインによる届出であっても、統計への影響はきわめて軽微であると思われる。

また、届出受理の証明を求められるため、必要に応じて控えに受付印を捺印しているが、システム入力完了による自動メール受信などで対応可能と思われる。

○職員不足の中、着工統計業務の負担が大きい。また、業務量に対する事務委託費用が低い。

○経由事務がなくなることで事務負担の軽減となる。

○提案市と同様、届出者から紙ベースで受け付けたものについて、市が調査票へ入力する等、申請内容の確認及び取りまとめに時間を要している。

- ・令和5年処理件数 除却届41件、工事届532件
- ・令和6年度処理件数 除却届28件、工事届523件、
- ・入力処理時間 除却届約5分/件、建築工事届約5分/件

○提案団体と同様に、建築工事届及び除却届については、調査票へ入力作業に時間を要し、事務の負担が生じている。毎月、紙申請、電子申請分の届出書を区ごとに分け、さらに木造・非木造に分けて受付順にならべ、受理番号を付番し、調査表に入力をしているため、作業時間としては2名の職員で5日間を要している。（作業時間：7.75×5日×2名=77.5時間）

そのため、県からの委託費以上の人件費が生じている状況である。

年間処理件数（令和5年実績）

除却届744件、建築工事届2,867件

○限定特定行政庁である当市においても、建築工事届及び除却届の内容の確認及び取りまとめに時間を要している。

届出者が直接届け出ることを可能となるならば、事務効率が期待できると考える。

○提案団体と同様に事務負担が生じているため、市町村経由が廃止されれば経由に伴う事務負担が軽減される。

○人員不足であり、業務の効率化、事務負担軽減が必要である。

## 各府省からの第1次回答

建築着工統計の経由事務については、建築工事届を行う建築主等の利便を確保すること、被調査対象である建築工事届の数が非常に多く、国の担当職員だけで限られた期間内に調査を円滑に終えることが困難であること、情報の正確性の担保及び建築確認申請手続と連携することによる届出義務の履行の確保の観点から、基幹統計である統計調査の品質確保のため、建築主事等及び都道府県を経由することとしているものである。本業務の負担軽減については、令和5年度より、自動的に調査票（Excel）を生成でき、エラーチェック機能も搭載しているExcel版を既に配布しているので、そちらをご活用いただくことにより、転記作業や郵送は不要になることが現在でも可能となっている。

ご提案内容の検討に当たっては、現状の業務における課題の把握のほか、統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えることが可能であるかを検討する必要がある。このため、速やかに特定行政庁等への実態調査を実施した上で、オンライン化を含めた業務効率化や負担軽減の方策を、今後検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

建築工事届を行う建築主等の利便の確保について、提出先の差異により損なわれるとは考えにくい。むしろe-Gov等のシステムにより各届出がオンライン化されれば、建築主等にとっての利便性向上に寄与するのではないか。

事務負担については、システムの構築や集計作業を民間業者に委託すれば、国の担当職員が全て行う必要はなく、効率的に事務処理ができるのではないか。これにより全国の特定行政庁の事務負担が継続的に軽減されることが期待できる。

統計調査の情報の正確性の担保については、建築確認申請を必要としない建築物の建築工事届や、同法に規定される除却届が申請行為に伴ったものではなく、正確な整合までは国から求められていないため、提案を否定できないものであると考えられる。

Excel版の調査票を配布され、業務負担軽減に尽力いただいているのは承知しているが、提案時に記載した支障事例における処理時間はExcel版の調査票の入力に要している時間であることに御留意いただきたい。

届出義務の履行の確保は、確認申請行為に伴うことにより期待されている効果であり、建築主事等及び都道府県を経由する行為は、直接的に履行確保を事由とした行為とはなり得ないのではないか。情報の正確性や履行の確保を建築確認申請手続との連携に求めるのであれば、建築確認申請と連携していない(建築確認が不要な場合)建築工事届や除却届については正確性や履行が確保されていないこととなり、現状の基幹統計の公表内容に疑義が生じることとなる。オンラインシステム上でエラーチェックが実施可能となれば、建築主事等による届出内容の確認や修正が不要となり、建築主事等や都道府県の経由を廃止できるのではないか。

既存の方法の改善ではなく、国での一元的な管理を見据えた、抜本的な改善を実施していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

申請者の利便性が向上するほか、市町村の事務負担軽減につながるとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太方針2025)や「地方創生2.0基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

基幹統計については、国が責任をもって統計の基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に手続が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。地方公共団体における人手不足の観点からも、市町村及び都道府県による二重経由事務の廃止を検討いただきたい。

建築確認申請を要さない建築工事届や建築物除却届については、建築主事は各届出の記載漏れや誤記の確認を行うにとどまり、記載内容の審査・判定を伴うものではない。システム上でエラーチェックを可能とすることで、市町村及び都道府県による二重経由事務を廃止できるのではないか。

建築主事による疑義照会が現状どの程度生じているのか、照会の件数・内容等を把握した上で、これらに対しシステム上のエラーチェックで対応する方策を具体的に検討いただきたい。

届出の正確性や届出義務履行の確保の観点で経由事務の廃止が困難との指摘について、少なくとも特定行政庁の建築主事による確認を終えた建築工事届等を都道府県で取りまとめる事務は不要ではないか。また、指定確認検査機関で建築確認申請とともに建築工事届の内容を確認することとし、指定確認検査機関から直接国土交通省へ提出することで、建築主事及び都道府県の経由事務を廃止できるのではないか。

## 各府省からの第2次回答

本年8月に実施した実態調査(速報)によれば、建築主事等の約9割が国へのデータ提出前に工事届の内容確認を行っており、不備の確認のほか、確認申請書等との突合が多く行われており、また、建築主事等又は都道府県による建築主への電話等による疑義照会は少なくとも全国合計で毎月約3700件超(件数で約9%)実施されていた。疑義照会の内容としては、未記入等の他、工事費予定額が平均的な額から乖離している、建物の外形から通常想定されるような用途でないなど、実際に建築主に確認しない限り、機械的に判断することができない内容も多い。また、一次回答のとおり、建築確認申請と同時提出することで、情報の正確性に加え、届出義

務の履行、建築主の利便性も確保しているところ。これらのことから、現状においては、その内容・量にいざれに照らしても、本統計調査の品質を確保するためには、引き続き、建築主事等や都道府県の関与が重要であると考えられる。

他方で、調査票への転記や疑義照会が自治体の負担となっていること、Excelではなく建築確認申請書と一緒に紙で提出されるケースが多いこと等の現状を踏まえると、現在「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づいて進めている建築確認電子申請システム等において、工事届のオンライン提出機能の整備を検討するなど、提出段階から機械的に誤記・不備を防止すること等により負担軽減が図られるように検討したい。

その上で、ご提案については、オンライン導入後の業務プロセス全体の在り方の検討を行う中で本統計業務における地方公共団体の業務についても検討し、オンライン化の運用状況も見極めながら対応してまいりたい。なお、当面の負担軽減策としては、国のクラウドシステムへの提出時のエラー解消作業が都道府県等の負担となっていることから当該システムの改善を引き続き図っていくとともに、工事届の建築主向けの平易なマニュアルにより提出段階からの誤記・不備の防止を図ってまいりたい。

## 令和7年 の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

#### (6) 建築基準法(昭25法201)

(iii) 建築物を建築しようとする場合又は除却しようとする場合の届出(15条1項)については、建築確認電子申請受付システムを活用し、AI等を活用したエラーチェック機能の導入等、建築主事及び建築副主事並びに都道府県の事務負担を軽減する方策について整理した上で、オンラインによる提出を令和9年4月から可能とするよう必要な取組を進める。

上記のシステムの運用状況を踏まえ、基幹統計調査として求められる統計の品質の確保を前提に、建築主事又は建築副主事の経由事務及び都道府県による建築統計の作成や国への送付等に関する事務(同条4項)の廃止について検討し、令和9年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、当面の措置として、令和8年度中に建築着工統計データ管理システムを改修し、建築主事及び建築副主事並びに都道府県による事務の簡素化を図る。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	80	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	10_運輸・交通

### 提案事項(事項名)

自動車臨時運行許可申請についてオンライン完結を可能とすること

### 提案団体

宮崎市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

自動車臨時運行許可申請における自動車損害賠償責任保険証の提示については電磁的記録による方法を可能にすること。

臨時運行許可証の交付及び臨時運行許可番号標の貸与について郵送も可能であることを明確化すること。

臨時運行許可申請手続について、ぴったりサービスにおいて標準様式をプリセットすることや自動車 OSS の活用を念頭に、電子決済も含めたオンライン完結を可能とすること。

### 具体的な支障事例

#### 【背景】

自動車臨時運行許可申請における自動車損害賠償責任保険証の提示については、自動車損害賠償保障法上、電磁的記録による方法は不可であり、原本の提示が求められているため、申請者は必ず窓口において原本を提示する必要があり、申請手続をオンライン完結することができない。

また、臨時運行許可のオンライン申請のサービスを実施している自治体もあるが、申請者名や車両の情報だけを入力させる団体や車検証のデータをアップロードまでさせる団体などサービスにはばらつきがある(当市はオンライン申請のサービスは始めていない)。

#### 【支障事例】

自動車臨時運行許可申請の受付は全国の自治体で行われ、申請内容や手数料徴収のタイミングに差はないところ、電子申請での受付を開始するためには、各自治体がそれぞれ独自に申請フォームを作成するという事務負担がある。また、この事務は、市町村だけでなく運輸局も実施しているもので、運輸局や自治体ごとにオンラインシステムを作るのは、トータルコストの最小化にはつながらない。

なお、当市において令和5年度には、4,437 件の申請があった。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

自治体によりサービスにはばらつきがあることにより、特に区域をまたがって事業を展開する代理人(ディーラー、メーカー)、購入者(法人)の場合は、それぞれの自治体が提供する申請方法に対応しなければならない状況となっている。

### 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

1. 自治体が臨時運行許可申請を電子申請で受け付けるために独自にオンライン申請のシステムを構築する必要や1から申請フォームを作成する必要がなくなる。
2. 申請方法や申請フォームが全国で統一されて、申請者にとって分かりやすく使いやすくなる。

3. 自動車損害賠償責任保険証の原本提示が不要となることで、市民にとっては原本を窓口に持参する負担がなくなるとともに、地方自治体にとっても窓口での原本確認が不要となり、窓口対応業務の負担も軽減されるとともに、申請手続をオンライン完結させることが可能となる。

#### 根拠法令等

道路運送車両法第34条、自動車損害賠償保障法第9条第1項

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、相模原市、名古屋市、豊田市、安来市

○自動車損害賠償責任保険証の電磁的記録による提出が不可となっていることは、自動車臨時運行許可申請のオンライン申請の支障となっているため、電磁的記録による提示を可能とすることは必須と考える。また国土交通省で同申請の電子決済を含めたオンラインシステムの構築が図られ、市町村でも利用可となれば、市町村の負担軽減とシステムの共通化による利用者の利便性向上が図られる。

○自賠責保険証の電子交付も開始されている中、いつまでも原本提示は運用上無理がある。許可基準を全国で統一するよう指導を受けるが、オンライン申請フォームは各自で作る、細かな判断は自治体判断に委ねるといった回答により、自治体ごとのバラつきが生じる。

#### 各府省からの第1次回答

自動車臨時運行許可申請における自動車損害賠償責任保険証の提示（自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」）第9条第1項）については、強制保険の実効性を担保するため、道路運送車両法による各処分申請の際に、書面による自動車損害賠償責任保険証（自動車損害賠償責任共済証明を含む。以下同じ。）の提示を義務付けております。

現在、保険会社等による、PDF形式の自動車損害賠償責任保険証（以下、「PDF自賠証」）の交付が可能となっておりますが、自動車臨時運行許可申請におけるPDF自賠証の提示を可能とするにあたっては、強制保険の実効性を担保するため、その提示を受ける各行政庁に対し、PDF自賠証に記載のQRコードを読み取る等により、その真正性を確認する措置を求める必要があると考えております。

上記PDF自賠証の真正性を確認する措置については、自治体によっては対応が困難な場合や、かえって自治体職員の業務負担になる場合があるものと想料し、現時点においては、自賠法第9条第1項に基づく自賠証の提示を書面による方法に限定しているところです。

上記より、自動車臨時運行許可申請におけるPDF自賠証の提示については、各自治体における対応の可否について調査を行い、その結果を踏まえ措置の可否を検討してまいります。

臨時運行許可証の交付及び臨時運行許可番号標の貸与を郵送で行うことについては、現状においても各自治体の判断において実施いただくことが可能です。この点、各地方運輸局において自治体職員が参考としていただけるよう臨時運行許可手続きについてのQ&A等を作成しているところ、これらの資料に郵送による貸与等が可能である旨を追記することで明確化を図ります。

なお、郵送による貸与等により番号標等が盗難・紛失し悪用されるリスクもありますので、貸与事務の状況及び実態を踏まえ慎重にご判断いただきたく存じます。

許可申請の電子化については、申請を電子化することにより、かえって自治体職員の業務負担が増すケースや電子と紙の申請が併存し事務処理に混乱が生じるケースが想定されます。このため、電子化をするか否かについては各自治体において業務の実施体制等を勘案しご判断いただくべきものであり、国において統一的なシステムを導入し電子化を推進すべきものではないと考えます。

愛媛県松山市や、福島県福島市がぴったりサービスを利用した電子申請受付の仕組みを構築しているため、まずは貴自治体においてもマイナポータルでのぴったりサービスを既存の申請フォーマットを流用する仕組みを構築し電子申請できる体制を整備することが最適と考えます。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

御指摘の「電子と紙の申請が併存し事務処理に混乱が生じるケースが想定」については、行政側の目線であり国民の目線に立っていない。令和7年6月13日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」第1-2(1)⑥に、「利用者視点の行政サービスづくりを徹底し、デジタルを活用して様々な課題を具体的に解決

し、…(省略)…デジタル化について卓越した利便性を実感できる分野を着実に増やしていくことが必要である。」と明記されており、行政機関はこの計画に則り、積極的にデジタル化を推進すべきである。

松山市の「ぴったりサービス」における電子申請では、自動車検査証と自動車損害賠償責任保険証明書の写しのアップロードが求められる一方で、福島市の電子申請ではこれらを必要としない。また、入力項目も異なっており、自治体によって手続が異なる現状がある。国が「ぴったりサービス」に標準様式をプリセットすることで、申請方法や申請フォームが全国的に統一され、申請者にとってより分かりやすく、使いやすくなる。

自動車臨時運行許可申請において、PDF 形式の自動車損害賠償責任保険証明書に記載された QR コードの読み取りによる真正性確認措置を進めることに加えて、電子決済も含め申請手続を完全にオンラインで完結させるため、自動車 OSS(ワンストップサービス)の活用も検討するよう求める。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【豊田市】

回答において、「自治体によっては対応が困難」「かえって業務負担になる場合がある」というのは、どのような観点からの判断であるか。

自賠責の対応にしても、許可申請の電子化にしても、まずは各自治体に意向を確認し、必要に応じて国でツールを用意すべきではないか。実際に現場にて対応しているのは自治体職員であり、ニーズを把握していただきたい。

国で電子申請等の利便性向上のためのツールを用意し、活用するかどうかは自治体判断というのがあるべき姿のように思う。ツールの作成から自治体任せでは全国で統一性がなくなり、同じ手続のはずなのに利用者側にとって不便である。実際本市でも今年度に入ってから、他市との手続の違い(他市ではもっとルールが緩い等)についてクレームをいただいた。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

## 各府省からの第2次回答

今回のご提案を通じて、臨時運行許可申請の標準様式を「ぴったりサービス」にプリセットすることを求める自治体の声が多くあることを認識しましたので、令和7年度中にプリセットの実現に向けて必要な手続きを進めて参ります。

また、自動車臨時運行許可申請における PDF 自賠証の提示については、各自治体における対応の可否等を踏まえ、引き続き検討して参ります。

なお、自動車 OSS(ワンストップサービス)は検査・登録を受けた自動車に係る情報の記録・管理等のためのシステムです。このため、検査・登録を受ける以前の自動車についての制度である臨時運行許可申請の電子化のために自動車 OSS を活用することは困難です。

## 令和7年 地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁(16)】【国土交通省(15)】

道路運送車両法(昭26法185)及び自動車損害賠償保障法(昭30法97)

臨時運行の許可(道路運送車両法34条)の申請に係る手続については、以下のとおりとする。

・市区町村及び申請者の事務負担を軽減するため、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能にオンライン申請における標準様式を登録し、その旨を市区町村に通知した。

[措置済み(令和7年12月18日付け国土交通省物流・自動車局自動車情報課、デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当事務連絡)]

・自動車損害賠償責任保険証明書のオンラインによる提出を可能とすることについて、市区町村の意見を踏まえて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	86	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

耐震シェルター等の命を守る方策に関する安全基準の策定及び適合製品の認定制度の整備等

### 提案団体

岡山県、山形県、岐阜県、中国地方知事会

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

耐震シェルターや防災ベッド(以下「耐震シェルター等」という。)といった命を守る観点からリスクを低減するための方策の普及を図るため、これらが備えるべき安全性能の基準や性能を確認する試験方法の策定、基準に適合する製品の認定制度の整備などの必要な措置を求める。

### 具体的な支障事例

#### (背景)

令和6年能登半島地震では、住宅の耐震化率が低い地方公共団体で住宅の被害が顕著であった。国が令和6年8月に作成した「木造住宅の安全確保方策マニュアル」によると、持ち家比率が高く、かつ、その所有者の多くが高齢者世帯である地域においては、住宅の耐震化率が相対的に低いとされている。

その要因として、耐震改修を行うための資力不足等が考えられることから、同マニュアルでは、本格的な耐震改修を行うことができない場合の方策として、命を守る観点からリスクを低減するための方策(以下「命を守る方策」という。)を含めて普及するとされている。

しかし、命を守る方策である耐震シェルター等への補助を行っている都道府県は、当県を含め、全国の半数以下の20府県に止まっている。(令和6年8月時点)

#### (支障事例)

耐震シェルター等は、地震で住宅が倒壊した場合でも、内部に空間を確保することで、圧壊から命を守ることを目的とした製品である。現状では、各メーカーにおいて、重量物の落下に対する防護性能試験や、製品自体を落下させる衝撃性能試験などが行われているが、試験の種類や方法、製品の安全性能は、メーカーごとに異なっている。

このように、耐震シェルター等が備えるべき安全性能の基準や認定制度がないため、補助を行うためには、各自治体でそれぞれ基準を設ける必要がある。

耐震シェルター等を製造する企業側も、独自の研究等から得た知見を基に製品を製造する必要がある。

このことが、新たな地方公共団体や企業が参入することの障害となり、命を守る方策の全国的な普及を妨げる一因となっていることが考えられる。

全国普及しないことで、価格の低廉化やデザイン・仕様の多様化が阻害され、そのことが、当県の補助が十分に活用されない状況に影響していることも考えられる。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体において補助の対象とする耐震シェルター等の選定をする場合、それぞれの地方公共団体が、個々のメーカーや製品の審査を行う必要があるが、国において認定に係る基準や手続を設け、それに沿って地方公共団体が判断を行うことで、これらの作業負担が軽減されると考える。負担が軽減されると、耐震シェルター等への補助を行う地方公共団体の増加が見込まれる。また、新規の企業が参入しやすくなり、価格の低廉化やデザイン・仕様の多様化が図られると、全国への普及が促進され、地震から命を守る観点からのリスクを低減することにつながると考えられる。

## 根拠法令等

—

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、横浜市、川崎市、魚沼市、岐阜市、名古屋市、稻沢市、寝屋川市、熊本市

—

## 各府省からの第1次回答

地震発生時の居住者の命を守る観点から、国土交通省としては、耐震性が不足する住宅については、耐震基準を満たす耐震改修を行うことが最も重要であると考えている。  
主たる居室や寝室の構造部分のみを補強するいわゆる耐震シェルターは、やむを得ない場合のリスクを低減するための暫定的・緊急的な措置であると考えている。  
一方で、いわゆる耐震シェルターの安全性を考えるに当たっては、居住者の生活の状況や建物の状況、使用に当たっての留意点等を総合的に考慮する必要があるため、いわゆる耐震シェルターについて国土交通省において統一的な基準を策定することは困難である。  
仮に国土交通省において統一的な基準を考える場合、身体的状況や生活状況にかかわらず、すべての居住者が安全に避難できるものとして、建物全体の耐震基準をお示しすることとなる。  
なお、いわゆる耐震シェルターに対する支援を地方公共団体が行うにあたり、他の地方公共団体の取組の例を参考としたいという要望があれば、必要に応じて全国の地方公共団体における対応状況を整理し、使用に際しての留意点とともに各自治体に対して情報提供を行うことは可能であると考えている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案に係る耐震シェルター等とは、住宅の構造部分を補強するものというより、製品として住宅の一室の内部に設置し、住宅が倒壊した場合でも製品内に命を守るために必要な空間を確保することを意図したものと想定している。  
また、貴省は、令和7年度予算概算要求において、耐震シェルター等を対象とした支援事業の創設を要求していることから、事業化には至らなかったものの、貴省として補助対象とする耐震シェルター等のイメージを既に持っているものと推察する。  
中山間地域等では、都市部に比べると住宅の規模が比較的大きいことから、耐震改修をしたくても補助額を大きく上回る工事費用が必要となり、断念せざるを得ないという状況がある。その中で、貴省が「木造住宅の安全確保方策マニュアル」で指摘しているとおり、そのような場合でも、何もしないよりは、居住者の命を守る観点からリスクを低減するため、耐震シェルター等の命を守る方策を講じることは有効であると考える。  
生活の状況や建物の状況、使用に当たっての留意点等を総合的に考慮する必要があるとのことだが、これらは所有者が自ら考え設定するものであるとして、総合的に考慮した安全基準や建物全体の耐震基準ではなく、製品を住宅の一室に設置する場合において、補助に値すると認めうる最低基準を策定すること、及び当該基準に適合する製品の認定等の可能性についても検討をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

耐震シェルター等の導入に当たっては、身体的状況や生活状況にかかわらず、全ての居住者が安全に避難できるものとして、居住者の生活の状況や建物の状況、使用に当たっての留意点等を総合的に考慮することが不可欠であり、国土交通省において統一的な基準を策定することは困難である。

また、ご指摘の令和7年度予算概算要求においては、耐震シェルターや耐震ベッドが社会資本整備総合交付金等の基幹事業の補助対象に含める要求を行ったが、個別の耐震シェルター等に求める性能について検討を行ったものではない。

現在、耐震シェルター等の設置については、社会資本整備総合交付金の効果促進事業を活用して各地方公共団体において支援が行われているものと認識しているところ、提案団体との打合せにおいて、自治体毎に補助対象になり得る製品を選定することが負担であるというご意見があつたことを踏まえ、既に支援を行っている地方公共団体の対応状況を整理し、使用に際しての留意点とともに各自治体に対して情報提供を行うこととしたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

#### (35)社会資本整備総合交付金

(ii) 耐震シェルター等については、命を守るためのシェルター等を活用した防災政策の観点から、地方公共団体における補助に当たっての基準の設定及び製品の積極的な活用の促進に資するよう、地方公共団体において社会資本整備総合交付金の効果促進事業等を活用して補助を行った事例を収集・整理し、地方公共団体に令和8年中に周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	87	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	10_運輸・交通

### 提案事項(事項名)

精神障害者の移送等に係るタクシーの営業区域外旅客運送の規制緩和

### 提案団体

岡山県、福島県、中国地方知事会

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

道路運送法第20条に規定する営業区域外旅客運送が認められる場合の緩和を求める。

### 具体的な支障事例

精神保健福祉法に基づく精神障害者の移送は知事の義務であるが、休日夜間の対応が必要な場合がある。出勤できる職員が少ない等の事情から公用車での移送が困難な場合も多く、本来、タクシーの利用は重要な選択肢である。

しかし、人口減少地域を中心に、夜間は営業を行っていないタクシー事業者が多くサービス空白地帯が発生している。

さらに、道路運送法第20条でタクシーの発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送が禁じられていることから、都市部にある規模の大きいタクシー会社に配車要請することができないケースが多い。

やむを得ず、応援職員の到着を待つことになれば、精神障害者を長時間待たせることになり、当該精神障害者の状態の悪化や負担増につながるおそれがある。また、休日夜間等に急きょ出勤する県職員の負担も大きい。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県タクシー協会に協議したところ、県が行う移送に協力したいのはやまやまであるが、道路運送法上の規制のため困難とのことであった。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

精神障害者の移送等が早期に対応でき、精神障害者の負担軽減や状態悪化防止につながるとともに、県職員の負担軽減・業務の効率化にも資する。

また、精神保健福祉法上の移送に限定せず、真に公官署職員が必要とする場合にタクシーを利用しやすくなる制度改正につながれば、他の多くの業務においても、職員の負担軽減・業務の効率化等につながると思料する。

### 根拠法令等

道路運送法第20条  
道路運送法施行規則第18条の2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石川県

—

### 各府省からの第1次回答

ご指摘のような輸送について、道路運送法第20条第2号の規定に基づいて、区域外であっても輸送することが可能であることから、関係の地方公共団体には周知してまいります。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

道路運送法第20条第2号に定める「国土交通省令で定める場合」は、①「過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」であること、または、②「一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域」であることが要件とされています。

上記①については、過疎地域等でない地域であっても、休日や夜間のタクシー利用が困難な場合が想定され、この点においては本提案の趣旨を十分に満たすものとは言えません。

上記②については、大規模なイベント開催時や観光シーズンにおける利用客の急増等が対象になっていると解され、これもまた、本提案が意図する恒常的な課題への対応という趣旨とは合致しないと考えられます。

また仮に、①または②に当たるとしても、同号において「関係者間において…協議が調つた場合」に限るとされており、これは地域公共交通会議で了承を得ることを指すものと考えられますが、県内各地域で個別にこうした了承を得るためには相当の時間を要し、現実的な運用は極めて困難と見込まれます。

以上の点を踏まえ、同条第1号に規定する「その他緊急を要するとき」として、本提案のように「法令等により対象者の移送（運送）が自治体に義務として課される場合」を含めていただくよう提案します。例えば、精神障害者の移送に限らず、児童相談所が実施する「虐待を受けた子どもを一時保護先に移送する業務」等も、同様に緊急性を有するものであり、本提案の趣旨に合致するものと考えます。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国知事会】

安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

道路運送法第20条第2号の規定に基づく輸送は、「過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」における恒常的な支障が想定されている。しかしながら、提案のような支障は、恒常的に交通量が減少した地域に限らず発生し得る、緊急を要する場合においての話である。こうした緊急性を伴う状況における輸送ニーズは、道路運送法第20条第2号の範疇に含まれず、むしろ同条第1号に規定されている「緊急を要するとき」に該当するものと整理すべきではないか。

また、児童相談所が実施する「虐待を受けるなどした子どもを一時保護先に連れていく移送業務」については、道路運送法第20条第1号の規定に該当するのか。仮に該当しないのであれば、精神障害者の移送と同様に「緊急を要するとき」に該当するものと整理すべきではないか。

本提案は、提案団体が地方運輸局に照会を行った結果、「現行法規での対応は不可」との回答を受けたことに基づき提出された経緯があるため、地方運輸局へも確実に周知徹底していただきたい。

また、本提案における支障事例は全国的に生じる可能性があるため、関係団体のみならず、全ての地方公共団体に対しても広く周知していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

本件のように、休日や夜間等において地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合には、同法20条2号による営業区域外運送が認められているところです。

道路運送法第20条第1号の「その他緊急を要するとき」は、交通機関が事故等で停止しており空港や駅などに利用者が滞留しているときなど、事前の予見及び体制を構築することが難しく、突発的で迅速に対応が求められる事象が発生した場合を想定しています。

しかし、精神障害者の移送や虐待を受けた子供を一時保護先への移送を行う必要が生じた際に法律上の義務を確実かつ適切に履行するためには、道路運送法第20条第2号に基づき、予め輸送可能なタクシー事業者や事業者団体、該当自治体等の地域の関係者間での合意を得て移送業務を行う仕組みを整備しておくことが効果的と考えています。なお、そのための地域公共交通会議は県単位での開催も可能であり、また、地域で必要と考えられる期間を包括的に設定するなど、必ずしも各地域で個別に都度開催する必要はありません。

また、休日や夜間等において地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合には、道路運送法第20条第2号が適用可能である点については既に各地方運輸局等に周知し、自治体には事例集等により周知しているところですが、改めて各地方運輸局等を通じて全国の自治体に通知することとします。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

#### (13) 道路運送法(昭26法183)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)27条1項に基づく指定医の診察のための被通報者の移送等については、休日や夜間等において地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合に、20条2号に基づき、あらかじめ地域公共交通会議等での合意が得られているときには、営業区域外旅客運送が認められることを、令和7年度中に地方運輸局及び地方公共団体に通知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	99	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

河川法に基づく許可水利権の更新事務の標準化・効率化に向けた見直し

### 提案団体

岐阜県

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

河川法第23条(流水の占用の許可)の更新申請について、協議期間の短縮のため、以下の措置を求める。  
既存の許可水量以下の水利使用許可を求める場合(慣行水利権の許可水利権への切替も含む)は、同法施行規則第11条第2項第1号口にて定める「使用水量の算出の根拠」のうち、用水計算参考資料等、従来から変更のない資料について、同規則第40条第2項若しくは第4項に基づき提出不要とすることが可能であることを明確化すること。  
申請者が申請内容に漏れがないかを事前に確認できるよう、標準的な審査項目をチェックリストとして作成して公表すること。  
審査において、既存の許可水量以下の許可が河川管理上の支障をもたらすと判断する場合、当該河川の正常流量との関係性を示すなど、その論点を定量的に示すこと。

### 具体的な支障事例

当県が保有する許可水利権の更新に際し、現許可量を維持した場合の河川管理上の具体的な支障が示されることなく、事前協議で申請書案の細かな指摘と修正を繰り返すのみで5年経過(※1)し、申請書の提出に至っていない事案が生じている。この5年で河川管理者と県双方の事務担当者が何度も異動となっており、そのたびに協議が滞り、現地の再調査や資料の作成・修正に多大な時間と予算が生じている現状(※2)がある。  
また、時間と労力がかかる現状から、慣行水利権の許可化の支障となっており、老朽化が進む頭首工等の取水施設の改築・更新がうまく進んでいない。  
(※1)通常、河川法に基づく「国土交通大臣の権限に係る水利使用に関する処分」の場合、標準処理期間が10か月と示されているところ、本件の事例は、その前の事前相談の段階で相当の時間を要している。  
(※2)当県では、担当者1名が通年対応。上記の例では、事前相談段階での再調査にかかる費用として、年平均300万円を要している。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

取水する施設管理者や使用する農家からは早期の更新を求められている。

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

水資源活用の適正化  
慣行水利権の許可化の促進に伴う、河川管理の合理化

## 根拠法令等

河川法第 23 条  
河川法施行規則第 11 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県

○当県においても、慣行水利権の許可化にあたり、使用水量の算出の根拠等の申請書の添付書類の作成が申請者のハードルとなり、許可水利権化が進まない状況を認識している。提案県の提案のとおり、既存の許可水量以下の水利使用許可を求める場合における「使用水量の算出の根拠」等の省略可能な添付書類の明確化や、水利使用許可における標準的な審査項目チェックリストの公表は、申請者の負担軽減及び審査期間の短縮に一定の効果があると考える。

## 各府省からの第1次回答

河川法第 23 条の申請における添付図書の省略等に関しては、河川法施行規則（以下、「規則」という。）第 40 条で以下のとおり規定されており、明確化されている。

○申請書に添付すべき図書（以下、「添付図書」という。）のうち一のものの内容が他のものの内容に含まれるときは、当該一のものは、申請書に添付することを要しない（第1項）

○変更の許可の申請にあっては、添付図書のうちその変更に係る事項を記載したものを添付すれば足りる（第2項）

○第2項の変更の申請にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書に添付しなければならない（第3項）

○許可に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる（第4項）

標準的な審査項目については、「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日付け局長通達）、「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」（平成6年9月30日付け課長通達）において基準を定めており、当該内容については国交省 HP（下記 URL 参照）にて公表済みである。

＜国交省 HP: 水利使用許可の判断基準＞

<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/suiriken/kyoka/index.html>

水利使用の許可にあたっては、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に取水を行えるものであることが必要であり、具体的には取水予定量が基準渇水流量から、河川の維持流量と他の水利使用者の取水量の双方を満足する水量（正常流量）を控除した範囲内としている。

また、流水の占用のための堰等の工作物の新築等によって、河川法第 26 条第 1 項の審査基準を満たしており、当該水利使用により、治水上その他の公益上の支障が生じないようにする必要がある。

それぞれの河川で状況が異なることから、河川管理者において個々の状況を勘案して判断しているところであり、河川管理者とよく協議していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現状、河川法施行規則第 11 条第 2 項に定める「使用水量の算出の根拠」の作成に多大な労力と時間、費用が必要となっていることから、既存の許可水量以下となる水利使用許可を求める際に、河川管理上の支障が無い場合等、「使用水量の算出の根拠」を省略できることとしていただきたい。

また、水利権更新に当たり、手続が長期化し、追加提出書類が必要となる場合があることから、早期完了と事務の簡略化のため、規則の省略内容等を具体的に記した必要書類のリスト化をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

### 各府省からの第2次回答

河川法第23条に基づく流水の占用は、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされている。

このため、既存の許可水量以下となる申請の場合であっても、当該申請に係る取水量が合理的な根拠に基づいて算定されたものであり、その目的、事業計画等からみて、必要かつ妥当な範囲内のものであるとの確認を要することから「使用水量の算出の根拠」を省略することはできない。

水利使用許可にあたって必要な申請書類については河川施行規則第11条に列挙されており、添付図書の省略等については1次回答に記載のとおり、同規則第40条の規定により明確化されている。

また、水利使用許可の更新にあたっての必要書類については、これまでどのような書類を提出していたかなど、案件によって異なり、一概にリスト化することは困難である。必要書類については、河川管理者によくご確認いただきたい。

### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

—

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	113	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

国土交通省所管の補助金申請における社会資本整備総合交付金システム(SCMS)の活用

### 提案団体

福井県、東京都

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

事務作業効率化の観点から、社会資本整備総合交付金システム(以下「SCMS」という。)において、国土交通省所管の補助金申請も可能とすることを求める。

### 具体的な支障事例

社会資本整備総合交付金(以下「交付金」という。)に係る整備計画書の提出、交付申請、事業報告、事後評価等の一連の業務については、国・地方自治体間で、入力、提出、審査に係る電子化や、共有化を図れるよう、平成30年度からSCMSが導入された。

一方、補助金(例:道路メンテナンス事業)の交付申請等は、各項目をExcelシートに入力し国に対してメールによる提出を行っている。Excelシートは数十シートに分かれており、必要な様式を見つけるのに時間がかかることに加え、数式や入力規則も設定されておらず、ミスが生じやすい仕様となっている。さらに、交付申請は、ほぼ同時期に短期間での作業が必要となる上、交付金と補助金で手続が異なることから、事務手続が煩雑となっている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

補助金についてもSCMSを活用できるようにすることで、手続が一本化され、事務作業が効率化される。また、システム入力であれば、自動引用機能や自動計算、エラーチェック機能等により、人為的なミスの低減につながる。

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金要綱

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、栃木県、さいたま市、佐倉市、川崎市、相模原市、長野県、三重県、滋賀県、兵庫県、島根県、岡山県、宮崎県、特別区長会

○現状は社会資本整備総合交付金についてはSCMSを活用し手続きを実施しているが、個別補助については未だにエクセル等を用いた手続きとなっており、行や列を追加するなどの様式の改編が可能な状況であり、入力規制の設定もなされていないため入力ミス等も発生している。交付金と同様にSCMSを活用した手続きとして、事務の軽減が図られる。また、全国的に同時期にSCMS作業が行われるため、作業途中にSCMSがフリーズすることも多々あるため、併せてその対策もお願いしたい。

○補助金の交付申請に関して、様式不足や記載内容不備など、何度も修正依頼を行うこととなり、多くの時間を要する傾向にある。

○社会資本整備総合交付金に係る整備計画、交付申請、実績報告等の一連の業務については、社会資本整備総合交付金システム(SCMS)により作業を行っている。一方、道路メンテナンス事業を例とした補助金についての一連の業務は、word及びExcelに入力し、提出を行っている。同じ国土交通省所管の補助事業であるにもかかわらず、交付金と補助金で事務手続が異なることから、事務担当者の混乱やミスが生じる可能性がある。

## 各府省からの第1次回答

社会資本整備総合交付金システム(以下「SCMS」という。)は、社会資本整備総合交付金(以下「交付金」という。)の要綱等に従って、交付金で必要とされる手続に特化したシステムです。例えば、交付金では、おおむね3~5年にわたる社会資本総合整備計画を作成・提出することを求めており、この社会資本総合整備計画に基づいて、実施に関する計画の提出、交付申請等の後続の手続を行うこととなっております。

仮に個別補助金の事務手続をSCMSで行うこととした場合、制度としての立て付けが交付金とは異なることから、抜本的なシステム改修が必要となります。

以上より、個別補助金の事務手続を行えるようSCMSを改修することはなじまないと考えておりますが、個別補助金の事務手続には交付金と比べて多くの時間を要する傾向にあるとのご意見を踏まえ、様式の簡素化・統一化等を検討し、その結果に基づいて、システム化も含め必要な措置を講じることとします。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

個別補助金の事務手続は交付金と比べて多くの時間を要し、ミスが起こりやすい仕様となっていることから事務負担が生じている。このため、個別補助金の事務手続をSCMSで行うことについて、引き続き検討をお願いしたい。また、検討に時間を要する場合、様式の簡素化・統一化等を先行して、早急に実施していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 各府省からの第2次回答

交付金は、地方公共団体の自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金であり、個別補助金とは制度としての立て付けが大きく異なります。繰り返しになりますが、仮に個別補助金の事務手続をSCMSで行うこととした場合、抜本的なシステム改修が必要となり、個別補助金の事務手続を行えるようSCMSを改修することはなじまないと考えております。

しかしながら、個別補助金の事務手続には交付金と比べて多くの時間を要する傾向にあるとのご意見を踏まえ、今年度中に様式の簡素化・統一化等を検討し、その結果に基づいて、システム化も含め必要な措置を講じることとします。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

(36)社会資本整備総合交付金以外の国土交通省所管の補助金

社会資本整備総合交付金以外の国土交通省所管の補助金に係る事務手続については、補助事業者の事務負担の軽減のため、様式の簡素化・統一化等を行う方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	117	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

建築基準法第 15 条第1項に基づく届出のオンライン化及び建築主事の経由事務の廃止

### 提案団体

山形市、船橋市

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

建築基準法第 15 条第1項及び同条第2項の届出について、オンラインによる届出可能とともに、建築主事経由事務の廃止を求める。

### 具体的な支障事例

建築基準法第 15 条第1項の規定により、建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却しようとする場合、建築主事(当市)を経由して、県知事に届け出なければならないことになっている。  
届出は書類で提出され、受付後は届出のあった工事届又は除却届を、国指定の様式に1件1件入力し、決裁後に県知事へ送付している。これらの届出は、事前に審査をする項目がない事務的なものである。なお、件数や入力項目も多いため、入力等の作業に毎月5日程度相当の日数がかかっており、事務の負担が生じている。  
【令和5年度 工事届】(共同提案団体を含む)  
届出:1,043 件(主提案団体)  
2,505 件(共同提案団体)  
【R5年度 除却届】(共同提案団体を含む)  
届出:159 件(主提案団体)  
105 件(共同提案団体)

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国土交通省において検討されている建築確認の電子申請受付システムや、デジタル庁において運用がなされている e-Gov 等を通じてオンラインで届出が可能になることにより、来庁が不要になることに伴う届出者の負担軽減及び職員の作業時間削減による建築行政の効率化に伴う市民サービスの向上が期待される。

### 根拠法令等

建築基準法第 15 条第1項及び第2項、建築基準法施行規則第8条第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、高崎市、上尾市、佐倉市、横浜市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、枚方市、和歌山市、熊本市、特別区長会

○当市においても、提案団体と同様に書面提出を受けた届出のデータ入力に時間を要している（令和6年度工事届1,152件、除却届114件）。届出者によるオンライン入力の場合、入力項目、内容は容易に正常値であるか否かを判断できるものであり、オンラインによる届出であっても、統計への影響はきわめて軽微であると思われる。また、届出受理の証明を求められるため、必要に応じて控えに受付印を捺印しているが、システム入力完了による自動メール受信などで対応可能と思われる。

○経由事務がなくなることで事務負担の軽減となる。

○提案市と同様、届出者から紙ベースで受け付けたものについて、市が調査票へ入力する等、申請内容の確認及び取りまとめに時間を要している。

・令和5年処理件数 除却届41件、工事届532件

・令和6年度処理件数 除却届28件、工事届523件、

・入力処理時間 除却届約5分/件、建築工事届約5分/件

○提案団体と同様に、建築工事届及び除却届については、調査票へ入力作業に時間を要し、事務の負担が生じている。毎月、紙申請、電子申請分の届出書を区ごとに分け、さらに木造・非木造に分けて受付順にならべ、受理番号を付番し、調査表に入力をしているため、作業時間としては2名の職員で5日間を要している。（作業時間：7.75×5日×2名＝77.5時間）そのため、県からの委託費以上の人件費が生じている状況である。

年間処理件数（令和5年実績）

除却届744件、建築工事届2,867件

○限定特定行政庁である当市においても、建築工事届及び除却届の内容の確認及び取りまとめに時間を要している。届出者が直接届け出ることを可能となるならば、事務効率が期待できると考える。

○人員不足であり、業務の効率化、事務負担軽減が必要である。

## 各府省からの第1次回答

建築着工統計の経由事務については、建築工事届を行う建築主等の利便を確保すること、被調査対象である建築工事届の数が非常に多く、国の担当職員だけで限られた期間内に調査を円滑に終えることが困難であること、情報の正確性の担保及び建築確認申請手続と連携することによる届出義務の履行の確保の観点から、基幹統計である統計調査の品質確保のため、建築主事等及び都道府県を経由することとしているものである。

本業務の負担軽減については、令和5年度より、自動的に調査票（Excel）を生成でき、エラーチェック機能も搭載しているExcel版を既に配布しているので、そちらをご活用いただくことにより、転記作業や郵送は不要にすることが現在でも可能となっている。

ご提案内容の検討に当たっては、現状の業務における課題の把握のほか、統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えることが可能であるかを検討する必要がある。このため、速やかに特定行政庁等への実態調査を実施した上で、オンライン化を含めた業務効率化や負担軽減の方策を、今後検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

建築工事届をオンライン化した上で建築主事の経由を廃止すれば、建築主等の利便性が損なわれることはなく、ペーパーレスを推進できる。

建築主等がエラーチェック機能を搭載したExcel版の建築工事届を活用すれば正確性についても担保できるため、まずは建築主等へ当該建築工事届の利用促進をより一層図っていただきたい。

届出義務の履行については、建築確認申請時に建築工事届の提出状況について確認できる項目等があれば確保できると考えている。基幹統計である統計調査の品質確保についても、オンラインシステムによりエラーチェック等を実施し、国が一元的に集中処理する方が効果的であると考える。

Excel版の調査票を配布され、業務負担軽減に尽力いただいているのは承知しているが、提案時に記載した支障事例における処理時間はExcel版の調査票の入力に要している時間であることにご留意いただきたい。

以上のことから、既存の方法の改善だけではなく、建築主等が直接建築工事届等を国に提出できるオンラインシステムの構築を含めた抜本的な改善について早急に実施していただきたい。また、特定行政庁等への実態調査の実施スケジュールをご教示いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国市長会】

申請者の利便性が向上するほか、市町村の事務負担軽減につながるとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

#### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

基幹統計については、国が責任をもって統計の基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に手続が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。地方公共団体における人手不足の観点からも、市町村及び都道府県による二重経由事務の廃止を検討いただきたい。

建築確認申請を要さない建築工事届や建築物除却届については、建築主事は各届出の記載漏れや誤記の確認を行うにとどまり、記載内容の審査・判定を伴うものではない。システム上でエラーチェックを可能とすることで、市町村及び都道府県による二重経由事務を廃止できるのではないか。

建築主事による疑義照会が現状どの程度生じているのか、照会の件数・内容等を把握した上で、これらに対しシステム上のエラーチェックで対応する方策を具体的に検討いただきたい。

届出の正確性や届出義務履行の確保の観点で経由事務の廃止が困難との指摘について、少なくとも特定行政庁の建築主事による確認を終えた建築工事届等を都道府県で取りまとめる事務は不要ではないか。また、指定確認検査機関で建築確認申請とともに建築工事届の内容を確認することとし、指定確認検査機関から直接国土交通省へ提出することで、建築主事及び都道府県の経由事務を廃止できるのではないか。

### 各府省からの第2次回答

本年8月に実施した実態調査（速報）によれば、建築主事等の約9割が国へのデータ提出前に工事届の内容確認を行っており、不備の確認のほか、確認申請書等との突合が多く行われており、また、建築主事等又は都道府県による建築主への電話等による疑義照会は少なくとも全国合計で毎月約3700件超（件数で約9%）実施されていた。疑義照会の内容としては、未記入等の他、工事費予定額が平均的な額から乖離している、建物の外形から通常想定されるような用途でないなど、実際に建築主に確認しない限り、機械的に判断することができない内容も多い。また、一次回答のとおり、建築確認申請と同時提出することで、情報の正確性に加え、届出義務の履行、建築主の利便性も確保しているところ。これらのことから、現状においては、その内容・量にいざれに照らしても、本統計調査の品質を確保するためには、引き続き、建築主事等や都道府県の関与が重要であると考えられる。

他方で、調査票への転記や疑義照会が自治体の負担となっていること、Excelではなく建築確認申請書と一緒に紙で提出されるケースが多いこと等の現状を踏まえると、現在「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づいて進めている建築確認電子申請システム等において、工事届のオンライン提出機能の整備を検討するなど、提出段階から機械的に誤記・不備を防止すること等により負担軽減が図られるように検討したい。

その上で、ご提案については、オンライン導入後の業務プロセス全体の在り方の検討を行う中で本統計業務における地方公共団体の業務についても検討し、オンライン化の運用状況も見極めながら対応してまいりたい。

なお、当面の負担軽減策としては、国のクラウドシステムへの提出時のエラーチェック作業が都道府県等の負担となっていることから当該システムの改善を引き続き図っていくとともに、工事届の建築主向けの平易なマニュアルにより提出段階からの誤記・不備の防止を図ってまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

#### (6)建築基準法(昭25法201)

(iii)建築物を建築しようとする場合又は除却しようとする場合の届出(15条1項)については、建築確認電子申請受付システムを活用し、AI等を活用したエラーチェック機能の導入等、建築主事及び建築副主事並びに都道府県の事務負担を軽減する方策について整理した上で、オンラインによる提出を令和9年4月から可能とするよう必要な取組を進める。

上記のシステムの運用状況を踏まえ、基幹統計調査として求められる統計の品質の確保を前提に、建築主事又は建築副主事の経由事務及び都道府県による建築統計の作成や国への送付等に関する事務(同条4項)の廃止について検討し、令和9年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、当面の措置として、令和8年度中に建築着工統計データ管理システムを改修し、建築主事及び建築副主事並びに都道府県による事務の簡素化を図る。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	127	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

### 提案事項(事項名)

土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の見直し

### 提案団体

山梨県

### 制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省、環境省

### 求める措置の具体的な内容

公有地の拡大の推進に関する法律等に基づく、土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の減少を求める。

### 具体的な支障事例

公有地の拡大の推進に関する法律により、土地開発公社の解散において、「清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない」と規定がある。インターネット版官報の普及により、3回公告する必要性が感じられず、また、掲載までの2週間に、校正事務も発生し、地方公共団体の負担となっている。

このほか、地方道路公社、地方住宅供給公社、港務局、広域臨海環境整備センター、地方独立行政法人についても、同様の制度となっており、併せて見直されたい。

なお、会社法においては、会社解散時の債権者保護手続きとして、1回以上の官報公告となっている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

民間企業と比較すると、官報掲載のための時間や費用が3倍となっている。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

官報掲載のための時間や費用が1/3となり、地方公共団体の事務負担の軽減に繋がる。

### 根拠法令等

公有地の拡大の推進に関する法律、港湾法、地方住宅供給公社法、地方道路公社法、広域臨海環境整備センター法、地方独立行政法人法

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、川崎市

—

## 各府省からの第1次回答

土地開発公社の解散にあたり必要な清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告回数については、インターネット版官報の普及等により既に会社法等の制度においては回数を1回とすることが認められることも踏まえ、今後、支障事例の把握や他制度との比較を行いつつ検討する。地方道路公社、地方住宅供給公社、港務局、広域臨海環境整備センター、地方独立行政法人についても他制度との比較等を行い、対応について検討する。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告回数を少なくとも3回しなければならないことについて、インターネット版官報の普及のほか、会社法等他の制度においては公告回数を1回とする見直しを既に行っていること等も鑑み、土地開発公社等についても公告回数の見直しを実現していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

土地開発公社等の解散公告について、現行では3回以上必要であるが、  
・官報の電子化や株式会社・NPO 法人等の見直しの先例に加え、  
・公社等については、設立団体の監督下で、債権債務が適切に管理されていれば、知れたる債権者への個別  
催告によって、全債権者を網羅できる場合も多いと考えられる。  
このため、公告回数を1回に見直しても特段の支障はないと考えられることから、実現に向けて前向きに検討  
いただきたい。  
令和8年通常国会での法改正を視野に入れて検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

土地開発公社の解散にあたり必要な清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告回数については、インターネット版官報の普及等により既に会社法等の制度においては回数を1回とすることが認められることも踏まえ、令和8年通常国会における法改正を視野に入れて、引き続き前向きに検討を行ってまいりたい。

また、地方道路公社、地方住宅供給公社、港務局、広域臨海環境整備センター、地方独立行政法人については、各公社等における支障事例及び土地開発公社についての検討状況も踏まえながら、法改正を視野に入れて、引き続き検討を行ってまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【総務省(26)】【国土交通省(8)】【環境省(7)】

港湾法(昭25法218)、地方住宅供給公社法(昭40法124)、地方道路公社法(昭45法82)、公有地の拡大の  
推進に関する法律(昭47法66)、広域臨海環境整備センター法(昭56法76)及び地方独立行政法人法(平15  
法118)

以下に掲げる法人の清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告(港湾法10条の8第1項、地  
方住宅供給公社法37条の6第1項、地方道路公社法35条の6第1項、公有地の拡大の推進に関する法律22  
条の8第1項、広域臨海環境整備センター法30条の6第1項及び地方独立行政法人法96条1項)について  
は、その回数を3回以上から1回とする。

- ・港務局
- ・地方住宅供給公社
- ・地方道路公社

- ・土地開発公社
- ・広域臨海環境整備センター
- ・地方独立行政法人

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	132	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

### 提案事項(事項名)

離島活性化交付金等事業計画の廃止等

### 提案団体

佐賀県

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

離島活性化交付金等事業計画について、廃止または離島振興法施行令第4条に規定する各事業の交付金等の申請時に作成する事業計画書との一体的策定ができるよう見直しを求める。

### 具体的な支障事例

離島振興法第7条の2で作成が規定されている「離島活性化交付金等事業計画」は、都道府県が定める離島振興計画に基づく事業又は事を実施するための計画であり、離島振興計画とは別に作成を要しており、実質的に離島活性化交付金を活用する前提条件となっている。離島振興計画は5年毎に見直しをしているが、離島活性化交付金等事業計画は毎年度の新規事業の追加や廃止事業の除外、それに伴う事業所管課における更新事務等の負担が生じている。さらに、離島活性化交付金を活用しようとする場合、各交付金等の要綱等に従い、別途、事業の詳細やKPI(数値目標)を設定した計画書等の作成が必要であり、離島活性化交付金等事業計画をそれらの計画書と別に運用する意義が薄い。また、効率的・効果的な計画行政に向けた指針であるナビゲーション・ガイド(令和5年3月閣議決定)の趣旨からも見直しが必要である。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県、市の手続きの簡素化により、事務負担が軽減される。

### 根拠法令等

離島振興法第7条の2、第7条の3、離島振興法施行令第4条

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福岡県

—

## 各府省からの第1次回答

離島活性化交付金等事業計画は、各都道府県が離島振興計画に基づき離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等を実施するために作成することができる計画であり、平成24年の議員立法による離島振興法の改正において、交付金制度を法律上位置づける際に立法府の意思として規定されたものである。具体的には、離島活性化交付金等事業計画に、対象とする事業等に関する事項、計画期間、目標等を記載するなど、都道府県が離島の活性化に資するソフト施策等の全体像を計画上明らかにした上で、離島振興法第7条の3において、同計画に基づく事業の実施に対して、国が交付金等を交付できる旨が規定されている。これにより、離島振興施策の総合的かつ着実な推進を担保していることから、本計画を廃止することはできない。

一方で、実際に交付金等を交付するに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用になるが、要望にある事業主体である都道府県又は市町村が交付金等の申請のために作成する計画書等の書類は、事業所管大臣が、交付金等の不正な使用の防止等の観点から、交付金交付要綱に基づき、事業ごとに、事業費を含めた事業の詳細等を把握するものであり、事業所管大臣が交付金等の交付を判断するために必要不可欠な書類である。

以上のように、両計画はその性格が大きく異なり、また作成主体も異なることから、一体的に作成することは実務上難しいものと考える。一方で、双方の計画等の作成に際して、必要があれば記載事項の転記・引用等を行う等の作成事務の合理化は、現行制度上も可能である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

離島活性化交付金等事業計画については議員立法による離島振興法の改正において、交付金制度を法律上位置づける際に立法府の意思として規定されており、法改正が難しいことは理解している。

一方で離島振興計画、離島活性化交付金等事業計画について重複している点があること、離島活性化交付金に関して、活用のため、離島活性化交付金等事業計画、離島活性化交付金に係る離島活性化事業計画書をそれぞれ作成する必要があること、離島活性化交付金等事業計画については毎年度実施事業について見直し、確認等が必要になるなど、事務負担が大きいことも課題として明確に発生しているところである。こうした事情を踏まえ、離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画の一体的策定や記載内容の見直しをするなど、法改正以外の分野で負担軽減可能な方策をご考案いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、計画等の策定による地方の負担の軽減に資するよう、提案の実現に向けて特に積極的な見直しを求める。なお、本提案に係る計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策については、計画策定等の見直し後も引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

離島振興法第7条の3第2項の交付金等の交付を受けるために、離島振興計画、離島活性化交付金等事業計画、各交付金要綱等に基づく計画書の3つの計画の策定が必要となっているが、ナビゲーション・ガイドを踏まえ、これらの計画の統廃合や記載内容の合理化等により、計画行政の事務負担の軽減を図るべきではないか。離島活性化交付金等事業計画の記載内容は、離島振興計画の基本の方針及び施策に関する事項(離島振興法第4条第2項第4号から第17号)との重複していることや各交付金の計画書等の事業の詳細が示されていることを踏まえ、一部の記載事項(離島振興法施行令第4条各号で定められる事業の位置づけ)を離島振興計画または各交付金等の事業計画書に追記することなどによる一体的策定について検討いただきたい。議員立法で作成が求められる計画についても一体的策定を可能としているものもあり、離島振興に係る3種類の計画における記載事項の重複の合理化を求める本提案において、離島振興施策の適正な実行に支障がない形で見直しを行うことは、立法府の意思に背くものではないのではないか。

## 各府省からの第2次回答

離島振興計画は、各都道府県がソフト施策に限らず、離島の振興の基本的方針について記載しており、離島活性化交付金等事業計画は、このうち離島の活性化に資するソフト施策等の全体像について記載している。また、要綱等による各交付金等の申請に必要な事業計画書は、交付金等の申請のため、事業主体である都道府県又は市町村が、事業ごとに、事業費を含めた事業の詳細等について記載した、交付申請書の添付書類である。したがって、これらの計画はそれぞれ記載内容や位置づけが異なっており、目的に沿った作成が必要である。

今回の提案を踏まえ、さらなる事務の合理化を図るため、離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画の一体的策定については、両計画の作成者が都道府県で、一部記載事項が重複していることから、法令に定める要件(記載事項等)を満たす場合に限り、可能である旨、及び一体的策定における留意事項について令和7年度中に周知することとした。

一方で、離島振興法に基づき、離島の活性化に資するソフト施策等の全体像について記載した離島活性化交付金等事業計画と、補助金適正化法等の規定が適用になり、事業所管大臣が交付金等の交付を判断するために必要である交付金等の申請に必要な事業計画書は、作成主体が異なり、記載内容も位置づけも異なっていることから、一体的策定は実務上難しい。

ただし、離島活性化交付金等事業計画と離島活性化交付金の申請に必要な事業計画書の作成主体が同一の者(都道府県)である場合には、両計画の一体的策定を可能とする方向で検討する。なお、必要があれば記載事項の転記・引用等を行う等の作成事務の合理化は、現行制度上も可能である。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(13)】【総務省(16)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(26)】【農林水産省(9)】【国土交通省(19)】

離島振興法(昭28法72)

離島活性化交付金等事業計画(7条の2)については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下に掲げる事項を可能とし留意点を含め、都道府県に令和7年度中に通知する。

- ・当該計画及び離島振興計画(4条)を一体のものとして策定すること。
- ・当該計画及び都道府県が策定する離島活性化交付金に係る離島活性化事業計画を一体のものとして策定すること。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	137	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

空き家対策の推進のため内部利用可能な情報の範囲の拡大

### 提案団体

米子市

### 制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

市町村長は、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報であって「空家等の所有者(納税義務者)又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号」については、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)の施行のために必要な限度において内部で利用することが可能とされているが、個人の同定のため、納税義務者の生年月日及び性別についても内部利用可能とするよう、情報の利用範囲の拡大を求める。また、納税義務者が亡くなりその相続人が相続放棄した場合の「相続放棄申述受理通知書」(写し)についても内部利用可能とするよう求める。

### 具体的な支障事例

平成 27 年 2 月 26 日付け事務連絡「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」において、「市町村長は、空家法第 10 条第 1 項の規定に基づき、市町村の税務部局が固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報であって同法第 2 条第 1 項に規定する空家等の所有者に関する氏名その他の法の施行のために必要な限度の情報(具体的には、空家等の所有者(納税義務者)又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に限られる。)のうち不動産登記情報等として一般に公開されていないものについて、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触することなく、空家法の施行のために必要な限度において、空家等施策担当部局が法に基づく措置を講ずる目的のために内部で利用することが可能である」との旨が示されている。一方、生年月日や性別については内部利用の対象とされていないため、特に、未登記の空家等で課税情報が相続人調査の大きな手がかりとなる場合においても探索の端緒として用いることができないことから、同姓同名の者がいる場合等は個人の同定ができず、住民基本台帳ネットワークシステムの活用ができない事例が発生している。

また、すでに相続放棄が発生している場合、税務部局が相続放棄申述受理通知書(写し)を保有していても空家等施策担当部局で利用できないため、相続放棄者に協力を求めるも得られず、家庭裁判所に交付申請が必要となる事例が発生しており、相続人の特定に時間がかかるている。

「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究」(令和 4 年 3 月一般社団法人資産評価システム研究センター)においても「情報の提供を求めた機関が他の方法で取得可能な情報については、求められれば提供しても問題ないのではないか(提供した方が行政機関内の効率的な情報共有が可能)。」ととりまとめられており、事務の効率化及び空家等への迅速な対応のために利用範囲の拡大が必要である。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

個人の特定が容易になり、相続人調査において住民基本台帳ネットワークシステムを円滑に活用することができるほか、相続放棄申述受理通知書(写し)の共有により、事務の効率化を図ることが可能となる。これらにより、早期に空き家所有者を特定し、空家法に基づく措置を迅速に講じることができるようになり、管理不全空家等及び特定空家等の早期の解消に繋がる。

## 根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第10条、地方税法第22条、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について(平成27年2月26日付け国住備第943号総行地第25号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、上尾市、佐倉市、八千代市、横浜市、川崎市、相模原市、福井市、飯田市、島田市、名古屋市、半田市、稻沢市

- 当市においても管理不全な空き家等の所有者等を確定するにあたり、相続放棄者の協力が得られず、年間数件裁判所へ照会を行っている。
- 当市において支障となった事例はないが、所有者等の特定には時間がかかることから、早期の対応を促すためにも情報の内部利用は幅広く提供されたい。
- 相続権が複数人にある場合、相続放棄の有無を調査するには、裁判所に照会する必要がある。税務部局で保有している情報を照会できれば、調査に係る時間を短縮できる。
- 登記家屋、未登記家屋問わず、課税情報の所有者情報等のみとせず、代表納税義務者や代表相続人情報等も内部利用を可能とすることを法に明記することを求める。

## 各府省からの第1次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項に基づき市町村が内部利用できる情報の範囲に、固定資産税の納税義務者の生年月日及び性別が含まれることについて、これらの情報が同法の施行のために必要であるかなどを踏まえたうえで、関係省庁とも連携し明確化する方向で検討を行うこととする。また、税務部局が保有する相続放棄申述受理通知書の写しについては、具体的な活用場面や空家等の所有者等の情報であるかなどを踏まえたうえで検討を行うこととする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

見直しに前向きな回答をいただき感謝申し上げる。空き家の数は本市のみならず全国的に増加しており、市町村の空家対策に関する事務負担は年々増加している。特定空家等や管理不全空家等に至るような空き家は、多くの場合、権利関係が複雑になっており、所有者の特定に多大な時間を要している。一方、税務部局は所有者(相続人)等の情報を保有しており、この情報を空家対策部局と共有できないのは非効率である。そのため、市町村の迅速な対応が可能となるよう、早期の内部利用できる情報の範囲の明確化と、相続放棄申述受理通知書の写しの取扱いの見直しを求める。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【名古屋市】

法定相続人による相続放棄申述の受理は、所有者等を確定するにあたって重要な情報である。また、当該相続人が相続権を放棄したことを第三者に主張するための申述であるため、進んで共有されるべき情報であると考える。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 各府省からの第2次回答

氏名、住所のみでは対象者が複数いる場合など所有者が特定できない場合において、固定資産税の納税義務者の生年月日及び性別の情報を内部利用することは、空家法の施行のために必要な限度であると考えられる。また、守秘義務の対象となる税務関係情報について、他の行政機関から、法令の規定に基づいて、情報の提供を求められた場合の取扱いについては、個別具体的な状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替的手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行った上で、情報提供が必要と認められる場合について、必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当である。この点、相続放棄申述受理通知書の写しについては、当該空き家の所有者の情報ではないこと、仮に情報提供したとしても必ずしも所有者の特定に至らないこと、家庭裁判所に交付申請できるなど他の代替的な手段も考えられることなどから、税担当部局から空家等施策担当部局に対して提供することは、適当でないと考えられる。

## 令和7年の方針等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【総務省(35)】【国土交通省(34)(i)】

空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)

空家等の所有者等に関する情報の内部利用(10条1項)については、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者の生年月日及び性別の情報について、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のために必要な限度において、内部利用することが可能であることを、地方公共団体に令和7年度中に通知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	138	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

老朽化や入居率の低下した公営住宅等について、建替えを伴わない団地集約の場合においても入居者へ明渡請求を可能とすること

### 提案団体

岡崎市、西宮市

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

老朽化や入居率の低下した公営住宅等について、建替えを伴わない団地集約の場合においても入居者へ明渡請求ができるよう、法改正を求める。

### 具体的な支障事例

#### 【法改正の必要性】

全国では、1950～70年代に大量に建築された公営住宅が更新時期を迎えており、老朽化した住宅や入居率の低下した住宅が団地内に点在するものが多く、自治体経営の逼迫や、コミュニティ・周辺環境の維持などが課題となっている。当市では、将来需要の予測に基づき管理戸数の削減を目指しているため、このような公営住宅の更新については、建替えだけではなく既存ストックを活用した団地の集約で対応したいと考えているが、現行制度では建替えを伴わないと明渡請求ができず、集約化を実現できなかった事例もある。

建替えを伴わざとも、移転先となる既存の公営住宅と同じ団地内や法定建替事業と同程度の範囲内に用意のうえ、入居者へ明渡請求することができれば先述の課題への解決策となる。

#### 【制度の現状】

賃貸借契約を結ぶ建物において入居者へ明渡しを請求するには、借地借家法第28条により正当事由が必要とされている。公営住宅においては、その公共的性格に鑑み、明渡請求に正当事由を必要としない公営住宅法38条(建替関係の明渡請求)が存在するが、本提案のような建替えを伴わない団地集約についての明渡請求は制度化されていない。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

#### 【公営住宅の入居者からの意見】

空室率が高いことで団地内の草刈等の日常管理が大変になる。

#### 【周辺住民からの意見】

空室率が高いことで団地の草刈や住棟の管理等が不十分になりがちで、周辺に悪影響を及ぼすこともある。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

#### 【国や自治体のメリット】

既存ストックの活用により建替えと比較して歳出削減及び環境負荷の低減を図ることが可能となる。

団地内で空室率の高い複数の住棟が存在している場合、入居者を一か所へ集約することで空室となった住棟とその土地を処分等することができる。また、削減した管理費や土地の売却益は公営住宅事業の更新・改修費へ

充てることができる。

【入居者や周辺住民のメリット】

耐震性の劣る住戸の場合、耐震性の高い住戸へ移転することで入居者の安全確保が可能となり、また、敷地内の草刈や側溝清掃等の日常管理を住民が行っている団地については、敷地を適正規模まで縮小することで入居者負担が軽減され、周辺環境への影響も改善される。

根拠法令等

公営住宅法第2条第15項、第37条第4項第2号、第38条

借地借家法第28条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、佐倉市、福井市、名古屋市、稻沢市、佐賀県、熊本市

○当市も同様に、耐用年限を迎える老朽住宅が多く、計画的な用途廃止を行うに当たり、制度改正は必要不可欠と考える。

○当市でも、老朽化した住宅や入居率の低下した住宅があり、将来的には集約することも考えられるため、賛同する。

○左記支所事例と同様の問題が将来的に生じる可能性があり、効率的な公営住宅の運営に向け、提案にある団地集約に向けた明渡請求の制度化が必要。

○一部が土砂災害警戒区域内に該当するようになった公営住宅について、現地建替えを行うことは難しい。

用途廃止を検討したいが、入居者が移転を希望しないことで、多くが空家になっていても、住宅の維持管理を継続せざるを得ないといった状況がある。

○当市が管理している市営住宅には、公営住宅法施行令第13条に規定されている耐用年限を超過している住宅がある。このような住宅では入居者に安全な暮らしを提供できないことから、現入居者に対して移転するよう促している。しかし、入居者が明渡を拒否した場合、公営住宅法に基づき明渡請求することができない。そのため、建替えせずとも、老朽化した住宅の入居者に対して、明渡請求できるよう要件の拡大を求める。

各府省からの第1次回答

公営住宅法第38条第1項において、公営住宅建替事業により除却される公営住宅の入居者に対する明渡請求について定めている趣旨は、当該事業は公共性が高く画一的かつ迅速な実施が求められるためであり、併せて、入居者の居住の安定を確保するため、新しい公営住宅への再入居の保障・移転料の支払い・家賃の激変緩和措置等の措置を講じているところである。

建替えを伴わない団地集約の場合には、公営住宅建替事業のような入居者の居住の安定の確保のための措置が定められていないことから、入居者の居住の安定を確保する観点から、提案のような明渡請求を認める旨の法改正は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

建替えを伴わない団地集約の場合には、公営住宅建替事業のような入居者の居住の安定の確保のための措置が定められていないことから、入居者の居住の安定を確保する観点から、提案のような明渡請求を認める旨の法改正は困難であるとのことであるが、本提案は既存の公営住宅の空住戸への移転を想定している。そのため、公営住宅建替事業と同様に、既存の公営住宅の住戸への再入居の保障、移転等に要する費用の補償、激変緩和措置等を条件とし入居者の居住の安定性を確保することで、建替えを伴わない団地集約についても明渡請求を可能とできるのではないか。

また、本提案は、老朽化した公営住宅や空住戸を有する公営住宅が1棟若しくは複数棟点在する団地において同一団地内または同一生活圏内の別の団地へ画一的かつ迅速に移転集約することを目的とするものである。

移転集約の場合、公営住宅建替事業を伴うものではないものの、既存の公営住宅及びその敷地を合理的に利用することで家賃等の収入に対する維持管理費等の支出の比率が改善する。なお、公営住宅は法に基づき家賃が低廉に設定されているため、空室率が高い場合、維持管理費等を工面することが困難となる。また、サービス品質の維持、周辺への影響の改善(ゴーストタウン化の抑止や草刈等の日常の管理範囲の適正化)、老朽化対策、建替事業と比較した歳出の削減・環境負荷の低減、土地利用の合理化を図るといった公営住宅建替事業

に比肩する公益的意義があり、人口減少社会において必要性が高いと考える。このため、建替えを伴わない団地集約についても明渡請求を可能とする制度改正について前向きに検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【郡山市】

特定の条件を満たす建替を伴わない団地の除却事業(集約を含む)に係る明渡請求も、入居者の安全の確保及び効率的な公営住宅運営の観点から高い公共性を有しており、画一的かつ迅速な実施が求められることから、公営住宅建替事業と同様な入居者の居住安定の確保のための措置を定めたうえで法制化するべきである。(別紙あり)

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

地方においては、人口減少に伴い、公営住宅の管理戸数の最適化・集約化が課題となっているため、老朽化や入居率の低下した公営住宅等について、建替えを伴わない団地集約の場合においても、移転料の支払い、家賃の激変緩和措置等、入居者の居住の安定の確保を担保した上で、明渡し請求ができるよう法改正を求める意見が寄せられており、提案の実現を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

人口減少や公営住宅の老朽化により入居率の低下が進展する中で、自治体経営の逼迫や、コミュニティ・周辺環境の維持などが課題となっており、また、余剰地の有効活用にも繋がることから、近接地における建替えと同様に、①再入居保障等の入居者の居住権の保障、②入居者の生活環境への配慮という同様の前提の下、建替えのみならず建替を伴わない場合の公営住宅の集約の場合も借地借家法第28条の特例の対象とし、既存ストックの活用の選択肢を広げることは意義があるのではないか。

建替を伴わない団地集約を借地借家法第28条の特例に位置付けることができるかについて、公営住宅の老朽化に関しては、住宅コミュニティの衰退によるゴミ出し・清掃等の住宅管理上の支障の発生や、空き室の増加による防犯や独居者の見守り等の課題の深刻化の側面も加えて評価すべきである。検討に際しては、集約化によってこれらの課題が解消されることのメリットとともに、入居者の居住の安定が確保されること、跡地利用の合理性等の条件面についても総合的に勘案し、検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

公営住宅法は、低額所得者に低廉な家賃の住宅を供給することをその目的としており(法第1条)、法定建替事業は公営住宅の整備の促進(量的維持・拡大)及び公営住宅の居住環境の整備(質的改善)をその目的としている(法第35条)ところ、明渡請求権を事業主体に認めるだけの公共性もこれらの目的から基礎づけられているものと考えている。

ご提案の、いわゆる集約については、公営住宅の戸数の純減となり、住戸の更新も行われないものであり、仮に再入居保障等の居住権の保障等が図られることとしても、上記の建替事業の目的に照らして、明渡請求権を事業主体に付与することを認めるほどの公共性を見いだすことは困難である。

提案にある自治体財政の健全化や土地利用の合理化の必要性などの「公益的意義」や、再検討の視点で提示された老朽化した公営住宅における住宅管理上の支障等については、自治体経営を行う上でそれらの事情を考慮することに一定の意義があることを否定するものではないが、その公共性は、公営住宅のみにとどまらない自治体経営全体の観点から捉えられるべきものであると考えられる。したがって、公営住宅制度の範疇のみで結論を出すのは困難であり、他の自治体の事務を含めたより広い観点での検討が必要である。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

#### (17)公営住宅法(昭26法193)

(iii)公営住宅の建替を伴わない団地集約を実施する場合に、事業主体による公営住宅の入居者に対する明渡請求を可能とすることについては、人口減少等の社会情勢の変化や地方公共団体の意見を踏まえつつ、入居者の居住権の保護や住宅ストックの質的改善の在り方などを含めて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	145	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	10_運輸・交通

### 提案事項(事項名)

通訳案内士法における登録時添付文書等の省略及び申請方法の拡充

### 提案団体

富山県

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

通訳案内士法(登録の拒否)第21条による申請者の負担軽減の観点から、申請方法(電子申請等)やその他の添付文書等の省略などを検討いただきたい。

### 具体的な支障事例

通訳案内士法第21条により、都道府県知事は、登録の申請者が心身の障害により業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めた場合、その登録を拒否しなければならない。そのため、都道府県知事は申請者に対して精神疾患を有していない旨の健康診断書の提出を求めているが、申請者にとって医療機関を受診する時間と費用の面で負担となっており、都道府県においてもその確認等の事務負担が生じている。

訪日外国人旅行者が増加する中、ガイド人材の確保に苦慮している状況にあるため、登録手続の簡素化は、通訳案内士の人員確保の面でも喫緊の課題であると考える。

(参考)全国通訳案内士合格者数 平成30年:753名、令和6年:385名

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

通訳案内士受験者の負担軽減

### 根拠法令等

通訳案内士法第21条

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

熊本市、宮崎県、沖縄県

—

## 各府省からの第1次回答

全国通訳案内士の登録手続の簡素化は、申請者及び都道府県双方の負担軽減の観点から、重要であると認識している。

これまで観光庁では、全国通訳案内士の登録手続について、申請者及び都道府県の負担軽減に関する提案を受けており、平成30年の「通訳案内士登録の際に提出を求める書類(健康診断書及び履歴書)の見直し」に関する提案に対し、健康診断書については、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し、かつ業務の遂行の可否を容易に判断できるよう様式を見直し、また、履歴書については、欠格事由に該当しないことを宣誓する、より簡便な宣誓書に見直す対応を行っており、都道府県事務の軽減に努めてきた。

ご指摘の健康診断書の提出義務について、平時には訪日外国人旅行者と円滑にコミュニケーションを図り、緊急時には臨機応変の対応を求められるといった通訳案内業務の性質上、精神疾患を有していない旨を確認する行為は必要不可欠であり、このため通訳案内士法施行規則第16条に健康診断書の提出義務を定めているところ。

訪日外国人旅行者が増加する中、通訳案内士の人材確保の観点から、通訳案内士の登録手続の簡素化を図ることは、重要であると認識しており、今後も引き続き、他の国家資格における健康状態を確認する方策の見直しの状況なども鑑み、かつ関係団体の意見等を踏まえながら、申請手続の簡素化について、検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ぜひ前向きな検討をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

## 各府省からの第2次回答

第1次回答で記載のとおり、登録手続の簡素化は申請者及び都道府県双方の負担軽減の観点から重要であると認識しており、今後も引き続き、他の国家資格における健康状態を確認する方策の見直しの状況なども鑑み、かつ関係団体の意見等を踏まえながら、申請手続の簡素化について、検討してまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

#### (5)通訳案内士法(昭24法210)

(i)全国通訳案内士の登録申請時の添付書類(施行規則16条2項)については、申請者及び都道府県の事務負担の軽減を図るために、都道府県及び関係団体から健康診断書の必要性等について意見聴取を行った上で、健康診断書を不要とすることの可否を含め、その簡素化について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	156	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

### 提案事項(事項名)

地価公示に係る事項を記載した書面等の閲覧方法の見直し

### 提案団体

広島市、川越市、広島県、指定都市市長会

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

地価公示に係る事項を記載した書面等(以下「地価公示図書」という。)について、市町村(指定都市にあっては区)の事務所での閲覧の義務付けの見直しを求める。

### 具体的な支障事例

地価公示図書の閲覧については、令和2年地価公示からは、従来の国土交通省から郵送される地価公示図書を市町村(指定都市にあっては区)の事務所において閲覧に供するという方法が、国土交通省のホームページに掲載された地価公示図書を、市町村の事務所において、一般閲覧用のパソコンがある場合はその画面上に表示して閲覧に供し、一般閲覧用のパソコンがない場合はプリントアウトしたものを備え付けて閲覧に供するという方法に改められた。

この地価公示に係る情報の提供方法の変更は、電子データの活用促進に資する面はあるものの、市町村の事務所における最近の閲覧状況を踏まえたものとはなっていない。すなわち、本市においては、過去5年間閲覧の実績がないにもかかわらず、わざわざ市町村の事務所に足を運ばなければならない閲覧方法を義務付けることは、DX化の推進により多くの市民は直接情報の入手が可能になっている現状を踏まえることなく、各区役所及び出張所(20箇所)における事務負担を温存させることになっている。

なお、電子データの活用を前提に、市町村に対し、地価公示図書を郵送しないこととする取扱いは、国における行政運営の簡素化及び効率化を図るものではあっても、市町村へはかえって事務負担を増加させるという面がある。

したがって、社会全体でデジタル技術の活用が進んでいることや市町村の事務負担の軽減も図るといった視点に立って、全国の市町村における閲覧実態も踏まえながら、市町村の事務所での閲覧の義務付けの見直しを検討すべきと考える。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地価公示図書をプリントアウト及び製本し、閲覧場所へ送付するなどの事務負担が軽減される。

### 根拠法令等

地価公示法第7条、地価公示法施行令第1条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

上尾市、船橋市、浜松市、津島市

○社会全体でデジタル技術の活用が進んでいることや市町村の事務負担の軽減も図るといった視点に立って、全国の市町村における閲覧実態も踏まえながら、市町村の事務所での閲覧の義務付けの見直しを検討すべきと考える。

○当市においては、地価公示図書のうち当市における部分を一覧にしたものと事務所で自由配布しているので十分であると感じる。当市以外における部分についてもDX化の推進により多くの市民は直接情報の入手が可能になっている。このため、過去5年間閲覧の実績がなく、閲覧方法を義務付けることは、事務負担を温存させることになっている。

## 各府省からの第1次回答

地価公示法第7条に基づく閲覧は、インターネット利用環境のない方に対しても地価公示に関する図書を閲覧する機会を提供する制度であり、引き続き当該閲覧制度を維持することは必要であると考えております。

一方、市町村における閲覧場所等の考え方については、平成31年地価公示までは、当省からの事務連絡において「地価公示に関する図書の送付に係る原則」(※)としてお示ししておりましたが、地価公示に関する図書の郵送を停止した令和2年地価公示以降は明示していなかったところです。昨今のインターネットの普及状況等に鑑み、今後、当該原則について改めて検討の上、必要な周知を行うことで、市町村担当者の負担軽減を図ることが可能と考えております。具体的な内容については、改めてご調整させていただきたく存じます。

(※)地価公示に関する図書の送付に係る原則

- ① 三大圏内の市区町村及び三大圏以外の人口5万人以上の市においては本庁及び支所等
- ② ①以外の市及び町村においては本庁
- ③ 都道府県・三大圏の市区町村及び三大圏以外の人口5万人以上の市が設置する図書館

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の回答の趣旨は、「地価公示に関する図書の送付に係る原則」の緩和によって、市町村が閲覧場所を減少させることができると、市町村の負担軽減につながるというものだと考える。

しかしながら、地価公示図書の閲覧場所は、地価公示法第7条第2項及び同法施行令第1条第1項の規定に基づき、各市町村において定めて告示しているところ、当該原則は主に国土交通省から閲覧図書を送付するに当たって必要部数を把握するためのものであり、各市町における閲覧場所を定めるものではないと考えている。

そのため、当該原則を見直したとしても、市町村の事務所で地価公示図書を閲覧させる地価公示法上の義務自体は変わらないことから、根本的な事務負担軽減にはつながらない。

また、インターネット利用環境がない方への閲覧機会の提供については、地価公示法第7条の趣旨は、地価公示を広く国民に知らしめることであると考えられるところ、近年のインターネットの普及状況や、図書館等でもインターネットの利用が可能であることを踏まえると、その趣旨は全国一律に市町村の事務所において一般の閲覧に供することを義務付けなくとも、十分に達成できると考えられる。

現に当市では、少なくとも直近5年間は閲覧実績がないことからも、インターネット利用環境のない方であっても、市町村の事務所に足を運んで地価公示図書を閲覧したいというニーズは極めて少なく、要すれば、個別の要望に応じて該当箇所に関する情報を提供するといった対応で閲覧の機会は確保できると考える。

以上のことから、求める措置のとおり、市町村の事務所での閲覧の義務付けの見直しを検討していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 各府省からの第2次回答

提案団体からの見解を踏まえ再度検討を行った結果、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）等の規定を適用することにより、市町村判断により事務所での図書閲覧を不要とし、ウェブサイトのみの閲覧とすることは可能と整理いたしました。その際、ご提案の内容にあるとおり、仮に住民から個別要望があった場合は、該当箇所に関する情報を提供する等の対応をいただければと存じます。今後につきましては、上記内容を改めて整理した上で、当課から各都道府県あてに通知させていただきます。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

#### (28) 地価公示法(昭44法49)

公示に係る事項を記載した書面等の閲覧(7条2項)については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平14法151)等の規定に基づいて、インターネットを利用した閲覧を可能とする場合には、事務所での閲覧に係る図書の備付けは不要であることを明確化しその運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体に令和7年度中に通知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	159	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

行政手続のデジタル基盤の統一化による業務効率化

### 提案団体

指定都市市長会

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

道路事業における補助事業について、交付金事業と同様に国への交付申請等の一連の手続を電子システムにより申請できるよう、システムの統一化を求める。

### 具体的な支障事例

道路事業における国からの補助金等の手続については、「地方道事業費補助」「無電柱化推進事業費補助」「道路メンテナンス事業費補助」等の補助事業と、「社会資本整備総合交付金」及び「防災・安全交付金」からなる交付金事業があり、交付金事業では交付申請等の手続は電子システム化されているが、補助事業では、電子システム化されておらず、エクセルによる資料作成が必要となっており、その資料作成や手續に時間を要している。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請手続が簡略化・統一化されることで、事務効率化につながる。  
また、統一化された作業になることで、ミスが減少し、修正等のやりとりも減る。

### 根拠法令等

国土交通省所管補助金等交付規則  
道路局所管補助金等交付申請について(通知)  
公文書の適正な管理に向けた社会資本整備総合交付金等の交付決定に係る決裁における電子決裁システムの利用等について(周知)

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、長野県、浜松市、滋賀県、兵庫県、岡山県、高松市、大村市、特別区長会

○補助事業ごとに、各種申請の様式や必要書類が異なり、事務手続きが煩雑化していることから、必要書類の不足や不備による手戻りが発生している。

## 各府省からの第1次回答

国土交通省道路局所管補助金等の交付申請手続について、様式の簡素化・統一化を検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて、システム化も含め必要な措置を講じる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国土交通省道路局所管補助金等の交付申請手続について、一連の手続を電子システムにより申請できるよう統一化することで、記載漏れや不備などの事務処理ミスの削減や処理時間の短縮を図ることが可能となるとともに、事務の簡素化・効率化につながり、事務負担も軽減される。このため、統一的な電子システムの導入について前向きかつ迅速に検討いただき、早急な実現をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 各府省からの第2次回答

ご提案の趣旨も踏まえ、国土交通省道路局所管補助金等の交付申請手続について、地方公共団体担当者の事務負担軽減のため、様式の簡素化・統一化を検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて、システム化も含め必要な措置を講じる。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

#### (36)社会資本整備総合交付金以外の国土交通省所管の補助金

社会資本整備総合交付金以外の国土交通省所管の補助金に係る事務手続については、補助事業者の事務負担の軽減のため、様式の簡素化・統一化等を行う方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	160	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

全国共通のマンション管理状況届出システムの構築

### 提案団体

熊本市

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

マンションの管理適正化を推進するための支援を行う上で、把握すべき管理状況項目の設定、管理状況の比較が重要であることから、全国共通のマンション管理状況届出システムの構築を求めるもの。

### 具体的な支障事例

マンションの管理適正化を推進するための支援を行う上で、把握すべき管理状況項目が明確化されていないため、郵送調査等における調査項目の設定に苦慮している。むやみに調査項目を増やすと回答率が下がることが懸念される一方、調査項目が少ないと十分な分析等が行えない可能性がある。

国土交通省の調査によると、マンション政策に関して専任担当者を配属している地方公共団体はほとんどなく、兼任担当者数も少ないことが把握されている。限られた人員でマンション政策を進めていくためにも、事務作業の効率化を図る必要がある。調査票の作成や、調査結果の管理、未回答の管理組合への回答協力依頼などは、担当者にとって大きな負担である。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

他の管理組合ではどのような管理運営状況なのかを訊ねられた際に、提供できる情報が少ない。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国共通のシステムが導入されることにより、把握すべき情報が明確になることで、他自治体の管理運営状況との比較が容易になり、解決すべき課題や、共通する課題、自治体の参考とすべき先行した取組が明確になる。さらに、統一された基準によるデータの蓄積により、全国的な地域特性や課題の把握が容易となる。

各地方公共団体で独自に行っている郵送調査等の調査項目が統一されることで、調査票作成の事務負担が軽減する。

国からも定期的に管理組合認定数等の調査も行われていることから、共通システムがあれば事務の簡素化にもつながる。

### 根拠法令等

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、八千代市、川崎市、茨木市、高松市

○提案にある全国共通のシステムが構築されることにより、効率的なマンション管理（地方公共団体の法に基づく指導ほか）に資することができる。

## 各府省からの第1次回答

地方公共団体において、域内のマンションの管理状況に係る調査の際どのような情報を収集するべきかについては、当該域内のマンションのストック数やその状況等により様々であると考えられることから、国として、調査項目の統一化のためのシステムを構築することについては、慎重な検討を要すると考えられる。

そのうえで、地方公共団体が域内のマンション管理組合に対する調査の際、調査項目の設定に苦慮しているとのご意見を踏まえ、地方公共団体における調査の負担を軽減する観点から、国土交通省が実施している「マンション総合調査」の調査項目を例としてご紹介するなどの地方公共団体に対する情報提供や、そのような調査を実施する際の調査票のひな形の提示、地方公共団体における調査の好事例の横展開といった支援策について検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方公共団体によってマンションのストック等の状況は異なるものの、管理計画認定基準や助言、指導、勧告の目安等のように、地方公共団体がマンションごとに把握すべき基本的な調査事項は共通していると思料する。国において、こうした全ての地方公共団体が共通して把握すべき基本的な調査項目を示し、さらに、各地方公共団体が独自に必要と考える調査項目の追加を認めることで、個別の状況にも対応したシステムを構築することは可能であると考えている。

全国共通のマンション管理状況届出システムが構築されることで、地方公共団体ごとの特色や課題の比較が可能となり、適した先行事例の選定等、マンション管理の適正化の推進に寄与するものと考えることから、システムの構築を進めていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【高松市】

マンション管理計画認定制度については、地方公共団体ごとのマンションのストック数やその状況等に関わらず、統一した基準によって、認定事務を行うことが示されていることから、国の目指す方向性として、最低限把握すべき管理状況の項目を示すことは可能なのではないか、と考える。

一方で、地方公共団体ごとの特性を踏まえたうえで、把握が必要な項目も存在するものと考えられることから、国が示す最低限把握すべき基準+当該域内で把握すべき項目を追加できるような仕様にすればいいのではないか。

統一した基準で、全国のマンションの管理状況を把握できることは国にとっても、地方公共団体にとっても、マンション政策を推進するうえで、非常に重要であると考える。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 各府省からの第2次回答

ご指摘の通り、地方公共団体においてはマンションごとに把握すべき基本的な調査事項について共通する部分もあると思料するが、1次回答にてお示しした懸念事項に加え、次に掲げる理由から、引き続きシステム構築には慎重な検討を要するものと考えられる。

（理由1）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）において、地方公共団体は「マンシ

ヨンの管理の適正化の推進を図るため、必要な施策を講ずる」努力義務(第4条第1項)を有しているところ、マンションの管理状況に係る調査の実施は義務付けられているものではなく、各地方公共団体の判断(任意)で実施されているものである。

(理由2)

加えて、マンションの管理状況の把握に関しては、条例で管理組合に対して管理状況の届出を義務付けている地方公共団体もあれば、管理組合に対してアンケート表を送付して調査を行っている地方公共団体もあり、様々な方法で調査が行われていると承知している。そのため、仮に全国共通のシステムを導入したとしても、地方公共団体によっては引き続き既存の調査方法で調査を行うことも考えられる一方、法令に基づかない任意の調査であるため国として地方公共団体にシステムの使用を強制することはできず、システムが利用されない可能性がある。

(理由3)

また、マンションの管理状況は、1年で急激に変化するものではないため、数年に1回など長いスパンで調査を実施している地方公共団体もあることを鑑みると、システムの利用回数も少なくなることが予想される。一方で、システムの構築だけでなく運用にも費用を要することを考えると国が恒常に予算措置を行っていくことは困難である。

令和5年及び令和6年には、国土交通省のマンション管理適正化・再生推進事業(予算事業)において採択した取組の成果報告会を開催しており、その中で、複数の地方公共団体からマンション管理の実態調査について成果報告を受けた。報告会の資料及び録画は現在も国土交通省HPで公開している。

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000147.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000147.html)

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/r6mansionseika.html>

今後は、このような成果報告の場を設けることをはじめとした好事例の収集や紹介等を行っていくことに加え、お示しいただいた地方公共団体の抱える支障を解決できるよう、方策を幅広く検討してまいりたい。

## 令和7年 の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

(31) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平12法149)

地方公共団体がマンションの管理適正化を推進するための支援策については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、マンション管理組合に対する調査に係る項目例の提示や当該調査の参考となる事例を周知すること等について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	187	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

建築基準法第 15 条に基づく工事届・除却届における建築主事の経由事務の廃止

### 提案団体

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、座間市、愛知県

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

建築基準法第 15 条に定める工事届・除却届について、建築主(申請者)が自分で ID を取得し、正確に入力できた(建築確認の審査で変更した場合は変更して再入力できた)場合、国へ直接届出が行えるシステム(例:e-Tax、e-Gov 等)を早期に構築していただき、建築主事の経由及び都道府県のとりまとめを廃止していただきたい。

また、建築主事等(建築主事または指定確認検査機関)が確認審査時に、建築工事届の提出の有無と物件を特定するための情報(建築主・建築場所・主要用途・申請床面積)のみを審査時に確認すれば済むようなシステム構築と法及び規則改正をしていただきたい。

### 具体的な支障事例

建築基準法では、工事届・除却届(以下「工事届等」という。)について、建築主事等を経由して都道府県知事に届け出ることとなっており、都道府県知事はこれを取りまとめ、国土交通大臣に送付しており、これら一連の業務に多大な労力を割いている。

#### 【具体的な事例】

・経由機関が多いため、国交省へデータが届くのに多くの時間を要する。

(経由機関【所要期間】:申請者→指定確認検査機関【7-30 日】→建築主事等(5土木事務所、12 特定行政庁)(以下「特定行政庁」という。)【1-10 日程】→県【10 日程】→国土交通省)

・工事届については、建築基準法第 15 条第4項に基づく都道府県でのとりまとめ作業の際の確認のみならず、建築基準法第 15 条第1項に基づいて特定行政庁も確認しているため、二重業務となっている。

・当県では、2687 件/月(令和5年実績)の工事届入力処理に加え、除却届・災害報告の入力処理を行っており、業務負担が大きい。

・工事届等については、不備について、工事監理者に架電照会を行っているが、折り返し対応もしくは不通の場合が多く照会に多大な時間を要する。国土交通省建設経済統計室が HP にて公表しているエラーチェック付工事届(Excel)については、申請の際に PDF での提出が多く、利用率が低いため、依然として業務負担は減っていない。

(不備の例:工事届:第3面が未記入、建築工事費の予定額未記載等除却届:評価額欄が未記入等)

・令和7年1月着工分からの様式改正に伴い、新旧様式が混在で受付可能としているため、業務が煩雑になっているとともに、物件名が新たに入力必須項目になり、さらに業務負担が増えている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・現状、申請者が工事届を提出してから、県が收受するまで1か月以上かかっているが、確認申請時に申請者がオンラインで直接工事内容を入力して提出することにより、提出時期の遅滞がなくなるため、適切かつ合理的にデータ収集が可能になり、統計精度の向上に繋がる。
- ・建築主から国に直接提出されることで、建築確認申請と合わせて建築工事届の確認作業を法的根拠なく実施していた指定確認検査機関の業務負担が減少する。
- ・県、特定行政庁の経由が廃止されることにより負担が軽減する。
- ・委託費を地方公共団体に配分する必要がなくなるため、費用削減に繋がる。

## 根拠法令等

建築基準法第15条、建築動態統計調査規則

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、茨城県、栃木県、高崎市、上尾市、千葉県、藤沢市、燕市、長野県、静岡県、豊橋市、三重県、茨木市、和歌山市、岡山県、下関市、久留米市、熊本市、沖縄県、特別区長会

### ○【支障事例】

- ・届出書を紙で受け取っているため、経由事務には郵送料が発生する。
- ・国土交通省がHPに公表しているエラーチェック付工事届は利用率が低いことに加え、届出者にそれを活用する意識がない場合も多いため記入上のルールから外れた形で提出されるケースがある。
- 職員不足の中、着工統計業務の負担が大きい。また、業務量に対する事務委託費用が低い。
- 工事届等について設計者⇒指定確認検査機関⇒特定行政庁⇒県⇒国といった経由先が多く、それぞれの経由先での確認作業が二重業務となっており、それぞれの経由先での修正等があるため、遅滞が発生しているため業務が煩雑化し、多大な労力を割いている。また、経由先が多い中で工事届等の内容の審査・確認はどこが行うのか曖昧であったため、この機に経由を廃止し、責任区分も明確にしていただきたいと考えます。
- 経由事務がなくなることで事務負担の軽減となる。
- 提案団体の提案にあるように、当市では建築工事届及び除却届調査票をクラウドへの提出をおこなっており、それまでの作業に時間を要し、事務の負担が生じている。毎月、紙申請、電子申請分の届出書を区ごとに分け、さらに木造・非木造に分けて受付順にならべ、受理番号を付番し、調査表に入力をしているため、作業時間としては2名の職員で5日間を要している。(作業時間: 7.75 × 5日 × 2名 = 77.5時間)そのため、県からの委託費以上の人件費が生じている状況である。

### 年間処理件数(令和5年実績)

除却届 744 件、建築工事届 2,867 件

- 限定特定行政庁である当市においても、建築工事届及び除却届の内容の確認及び取りまとめに時間を要している。

届出者が直接届け出ることを可能となるならば、事務効率が期待できると考える。

### ○【支障事例】

- ・経由機関が多いことに加え、離島等からの郵送の場合より多くの時間を要することになる。
- ・上記理由から、都道府県での入力や確認作業、修正対応を短期間で行う必要があり業務負担が大きい。

### 【制度改正による効果】

- ・各経由機関による事務作業や郵送等にかかる費用負担が解消される。
- ・申請者においても、申請時点でエラーチェックが行えるようになり、修正等が容易になる。
- 追加事項として、工事届・着手届は郵送で経由されており、SDGsの観点(気候変動など)からも見直しが必要と考えます。
- 人員不足であり、業務の効率化、事務負担軽減が必要である。

## 各府省からの第1次回答

建築着工統計の経由事務については、建築工事届を行う建築主等の利便を確保すること、被調査対象である建築工事届の数が非常に多く、国の担当職員だけで限られた期間内に調査を円滑に終えることが困難であるこ

と、情報の正確性の担保及び建築確認申請手続と連携することによる届出義務の履行の確保の観点から、基幹統計である統計調査の品質確保のため、建築主事等及び都道府県を経由することとしているものである。本業務の負担軽減については、令和5年度より、自動的に調査票(Excel)を生成でき、エラーチェック機能も搭載しているExcel版を既に配布しているので、そちらをご活用いただくことにより、転記作業や郵送は不要にすることが現在でも可能となっている。

ご提案内容の検討に当たっては、現状の業務における課題の把握のほか、統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えることが可能であるかを検討する必要がある。このため、速やかに特定行政庁等への実態調査を実施した上で、オンライン化を含めた業務効率化や負担軽減の方策を、今後検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

### ① 建築主等の利便を確保

第1次回答では「建築確認申請手続と届出を連携する」とあるが、届出の内容確認業務は確認申請の審査項目に法で規定されておらず、建築主等は届出直後の確認審査時ではなく、確認済証交付後時間を経過して県又は特定行政庁から電話等で疑義照会を受けるため、建築主等と県等双方に大きな負担が生じている。オンライン届出で入力フォームに入力規則を設定することで、届出後の疑義照会をなくし、建築主等の利便性は向上する。また、確認申請には関係のない除却施工者は、届出書の提出だけで窓口へ来庁する不便さを強いており、オンラインによる届出は、除却施工者の負担軽減にも寄与する。

### ② 限られた期間内に調査を円滑に終えることが困難

デジタル技術の活用による経由事務の廃止及び届出のオンライン化で、調査の円滑化、効率化が図れるため、国、都道府県、特定行政庁の職員等の業務負担の軽減、調査時間の短縮が図れる。

### ③ 統計調査の品質や届出義務の履行を確保

本提案は、第1次回答にもあった「統計調査の品質と届出義務の履行の確保」の重要性を踏まえ、オンラインによる届出と、建築基準法施行規則に確認申請の添付図書に「届出を証する書面」を規定することで、確認申請手続との連携は残すものとしている。

### ④ 調査票(Excel)の活用により、転記作業や郵送は不要にすることが可能

調査票(Excel)は、既に国交省のほうで周知等は行ったが、建築主等にとって利便性に乏しく定着していない。これで提出されたとしても、建築主等のExcelのエラー確認を法で義務付けていないため、「県又は特定行政庁の疑義照会」、「データの転記作業」は継続するが、本提案はそのいずれも不要になる。

### ⑤ 統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えること

月末に提出された届出は、経由では調査対象月に報告できない場合があるが、オンラインによる届出では、タイムラグがなくなり一層の統計の品質の向上と調査時間の短縮が図れる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【藤沢市】

#### ① 建築主等の利便を確保

確認申請では届出内容は審査項目でないため、責任区分も明確でないうえ、設計者⇒指定確認検査機関⇒特定行政庁⇒県⇒国といった経由先が多く、届出後経過してから県又は特定行政庁が設計者等に電話等で問合せするため、特定行政庁等も建築主等にとっても負担になっている。オンラインによる届出は、届出後の問合せは原則なくなり、建築主等にとっても利便性は向上する。

#### ② 限られた期間内に調査を円滑に終えることが困難

都道府県、建築主事がいる市の担当職員も人手を確保できないからこそ、調査を円滑に終えるためには、DXの視点でのデジタル化・業務改善が必須である。

#### ③ 統計調査の品質を確保

情報の正確性の担保及び建築確認申請手続との連携による届出義務の履行の確保の観点から、オンラインによる届出と建築基準法の確認申請の添付図書に「届出を証する書面」追加と審査事項により、更なる統計調査の品質を確保できる。

#### ④ 調査票(Excel)の活用により、転記作業や郵送は不要にすることが可能

調査票(Excel)は、入力手間が煩雑であるため、設計者にとって利便性がなく、ほぼ活用されていないうえ、訂正・問合せ作業、Excelを画面上での転記作業は必要。オンラインによる届出と規則改正により、転記作業や郵送を不要とすることができます。

### 【茨木市】

○エラーチェック機能を搭載した調査票(Excel)により、業務の負担軽減(転記作業や郵送が不要)につながることですが、全ての調査票が紙ベースで特定行政庁に届いており、業務負担の軽減につながっていないのが

現状です。

○課題は、①経由機関が多く国交省へデータ届くのに時間を要すること、②経由機関毎の確認作業が二重業務になって「無駄」が発生していること、③経由機関の郵送に伴い発生する費用や排気ガス等の3点です。

○これらの課題を解決するためには、①経由事務の廃止、②オンライン化の実現、③規則改正等の3点をセットで実現させることが必須と考えます。

○貴省が懸念している届出義務の履行確保、統計調査の品質確保については、建築主事等が確認審査時に建築工事届の提出の有無と物件と物件を特定するための情報(建築主、建築場所、主要用途、申請床面積)のみを審査時に確認すれば済むようなオンライン化システムであれば、十分に可能であると考えます。

また、工事届が正しく提出されるオンライン化システムの改修(例:規模に応じた工事金額のチェック機能の導入)の検討も必要と考えます。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(骨太方針 2025) や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

基幹統計については、国が責任をもって統計の基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に手続が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。地方公共団体における人手不足の観点からも、市町村及び都道府県による二重経由事務の廃止を検討いただきたい。

建築確認申請を要さない建築工事届や建築物除却届については、建築主事は各届出の記載漏れや誤記の確認を行うにとどまり、記載内容の審査・判定を伴うものではない。システム上でエラーチェックを可能とすることで、市町村及び都道府県による二重経由事務を廃止できるのではないか。

建築主事による疑義照会が現状どの程度生じているのか、照会の件数・内容等を把握した上で、これらに対しシステム上のエラーチェックで対応する方策を具体的に検討いただきたい。

届出の正確性や届出義務履行の確保の観点で経由事務の廃止が困難との指摘について、少なくとも特定行政庁の建築主事による確認を終えた建築工事届等を都道府県で取りまとめる事務は不要ではないか。また、指定確認検査機関で建築確認申請とともに建築工事届の内容を確認することとし、指定確認検査機関から直接国土交通省へ提出することで、建築主事及び都道府県の経由事務を廃止できるのではないか。

## 各府省からの第2次回答

本年8月に実施した実態調査(速報)によれば、建築主事等の約9割が国へのデータ提出前に工事届の内容確認を行っており、不備の確認のほか、確認申請書等との突合が多く行われており、また、建築主事等又は都道府県による建築主への電話等による疑義照会は少なくとも全国合計で毎月約3700件超(件数で約9%)実施されていた。疑義照会の内容としては、未記入等の他、工事費予定額が平均的な額から乖離している、建物の外形から通常想定されるような用途でないなど、実際に建築主に確認しない限り、機械的に判断することができない内容も多い。また、一次回答のとおり、建築確認申請と同時提出することで、情報の正確性に加え、届出義務の履行、建築主の利便性も確保しているところ。これらのことから、現状においては、その内容・量にいざれに照らしても、本統計調査の品質を確保するためには、引き続き、建築主事等や都道府県の関与が重要であると考えられる。

他方で、調査票への転記や疑義照会が自治体の負担となっていること、Excelではなく建築確認申請書と一緒に紙で提出されるケースが多いこと等の現状を踏まえると、現在「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づいて進めている建築確認電子申請システム等において、工事届のオンライン提出機能の整備を検討するなど、提出段階から機械的に誤記・不備を防止すること等により負担軽減が図られるように検討したい。

その上で、ご提案については、オンライン導入後の業務プロセス全体の在り方の検討を行う中で本統計業務における地方公共団体の業務についても検討し、オンライン化の運用状況も見極めながら対応してまいりたい。

なお、当面の負担軽減策としては、国のクラウドシステムへの提出時のエラーチェック機能が都道府県等の負担となっていることから当該システムの改善を引き続き図っていくとともに、工事届の建築主向けの平易なマニュアル

ルにより提出段階からの誤記・不備の防止を図ってまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

#### (6)建築基準法(昭25法201)

(iii)建築物を建築しようとする場合又は除却しようとする場合の届出(15条1項)については、建築確認電子申請受付システムを活用し、AI等を活用したエラーチェック機能の導入等、建築主事及び建築副主事並びに都道府県の事務負担を軽減する方策について整理した上で、オンラインによる提出を令和9年4月から可能とするよう必要な取組を進める。

上記のシステムの運用状況を踏まえ、基幹統計調査として求められる統計の品質の確保を前提に、建築主事又は建築副主事の経由事務及び都道府県による建築統計の作成や国への送付等に関する事務(同条4項)の廃止について検討し、令和9年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、当面の措置として、令和8年度中に建築着工統計データ管理システムを改修し、建築主事及び建築副主事並びに都道府県による事務の簡素化を図る。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	204	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

労務費の適切な転嫁に係る具体的方策の明示

### 提案団体

長崎市、神奈川県

### 制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

業務委託契約において、公共工事契約で採用されている「スライド条項」のように、一定の水準を超える物価や賃金等の変動があった場合に契約金額を変更し労務費へ適切な転嫁が図れるよう国において運用基準を示すなど、具体的な方策の明示を求める。

また、建設コンサルタント業務委託契約は、公共工事に類似した積算が行われるが、当該業務の標準契約約款には「スライド条項」がなく、公共工事と当該業務との対応に差が生じているため、「スライド条項」を盛り込むことや、労務費の適切な転嫁のための具体的な方策の明示を求める。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

『「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について(令和6年1月12日付け総務省自治行政局行政課長通知)』(以下、「通知」という。)において、労務費の適切な価格転嫁に対応するための価格交渉を受注者と行うよう求められている。

#### 【支障事例】

業務委託契約・建設コンサルタント業務委託契約において、業種や履行の残期間、受注者の負担分についての割合、設計変更の根拠となる額の妥当性など、個別の案件ごとに対応せざるを得ず、複数業務の受注者と多種多様な業務委託を発注している自治体との調整に時間を要することが想定される。

また、協議後に契約金額を変更する個別の詳細なプロセスについて明示されていない現状では、自治体ごとに個々に判断するしかなく、受注者から「ある自治体では「ここまで」変更となったのに、この自治体では「それ以下」での変更となった」などの自治体間による対応の違いに対する苦情等も想定され、事務の煩雑を招くとともに、公平性を損なうことになる。

#### 【制度改正の必要性】

委託契約労務費を含めた価格転嫁分の調達価格への具体的な反映方法については統一された方策が示されていないことから、当市において十分に取り組みが進んでいない現状がある。また、各自治体の対応状況にもばらつきが生じている実態がある。

また、建設コンサルタント業務についても、毎年、3月から適用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価が発表され、技能労働者の適正な賃金水準の確保について(令和7年2月17日付け国土交通省不動産・建設経済局長通知)により国の特例措置を参考とした契約変更について明示されているものの、それ以外の急激な物価等高騰等に対する価格転嫁は対応できない現状がある。

#### 【支障の解決策】

国の通知に基づき労務費の適切な転嫁を進めるにあたって、今後、自治体における事務作業を円滑かつ効率的に進めていくために、国において、労務費の上昇に基づく契約金額の変更等に係る具体的で統一的な方策を明示することで支障が解決すると考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

受注者から、労務費上昇に基づく契約金額変更(1件)及び物件費上昇に基づく金額変更(1件)に係る要望がなされ、それぞれ所管課が対応(価格交渉)を行った。

協議の結果としては、契約変更には至らなかつたが、労務費等の上昇による影響の妥当性等の判断を個別に行わなければならず、結論を得るのに多大な労力を要した。

また、一部の業界では、通知をもとに、自治体と価格交渉を行うよう全国的に周知がなされており、今後、対応する案件が増加すると思われる。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、全国の自治体の事務作業の円滑化かつ効率化が図られるとともに、公平性のある物価や労務費等の上昇による価格交渉を速やかに行うことができ、適正な契約金額による安定的な業務の履行を確保できる。

また、受注者においては発注者と対等かつ適切な取引環境の確保に資することができるとともに、労務費の適切な転嫁が可能となり、担い手不足等による地域産業の衰退防止等の地域課題解決に資する。

## 根拠法令等

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について（令和6年1月12日付け総務省自治行政局行政課長通知）

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、柏市、川崎市、相模原市、豊田市、寝屋川市、大村市、長与町、熊本市、鹿児島市

○現状、支障が出ている事例はないが、今後、受注者から労務費を含めた価格転嫁分の価格交渉が求められる可能性があることから、具体的で統一的な方策が国から示されると良い。

○業務委託契約・建設コンサルタント業務委託契約において、業種や履行の残期間、受注者の負担分についての割合、設計変更の根拠となる額の妥当性など、個別の案件ごとに対応せざるを得ず、複数業務の受注者と多種多様な業務委託を発注している自治体との調整に時間を要することが想定される。

○当市では業務委託契約約款においてインフレ条項を規定していないことから、労務単価等の変動への対応を検討しているところである。他都市での導入事例も少ないが、今後問い合わせが増える可能性もあるため、統一した運用基準を明示するよう求めたい。

○当市においても、労務費の上昇を理由に契約金額の変更を受注者から求められた場合は、受注者と協議の上、労務費の適切な転嫁を行うように各局発注課へ案内しているところ、具体的にどのように協議をしたらよいかの相談が相次いでいる一方で、工事請負契約のように国等の決められた積算基準を用いていないことから、個々の案件ごとに、他都市の事例等を参考にしながら個別具体的に対応をしている状況であり、多大な労力を要しているほか、そもそも契約金額の内訳明細が見積積算などではっきり計上されていないケースなどには、工事請負契約のようなインフレスライド等が適切に算出できない場合もあり、契約担当課として府内統一的な指導がし難い。

## 各府省からの第1次回答

### 【総務省】

・労務費の価格転嫁については、令和5年11月に内閣官房及び公正取引委員会が取りまとめた「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、「発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動」を示しているところであり、地方公共団体においても、本指針を踏まえて対応いただくよう依頼しているところである（「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について（令和6年1月12日付け総務省自治行政局行政課長通知））。

・地方公共団体における契約は千差万別であり、契約期間中において実際に契約変更をするかどうかについては、当該事業の内容や、当該業種を取り巻く状況などを踏まえ個別具体的な事案に即して検討する必要があることから、御提案の「一定の水準を超える物価や賃金等の変動があった場合に契約金額を変更し労務費へ適切な転嫁が図れるよう国において運用基準」を一概に示すことは困難であるが、労務費の価格転嫁に向けた取組

に疑義が生じた場合には、まずは、総務省又は業所管省庁に御相談いただきたい。

【国土交通省】

・建設コンサルタント業務の標準契約約款における「スライド条項」の導入に向けた検討に当たっては、業務の進捗・出来高を明確にできる工事と異なり、設計書などの成果物の完成に対する進捗をどう把握するかを検討する必要があるなど、建設コンサルタント業務の契約の特性を踏まえた制度・運用面の課題整理が必要であると考えており、標準契約約款への導入については、こうした課題整理を行いながら、適切に検討・対応してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【総務省回答】

「個別具体的な事案に即して検討する必要がある」という点は理解できるが、一定の水準を超える労務費等の変動があった場合の対応については、これまでの通知において自治体に対して適切に対応するよう強く求めていること相応し、国において基準等を示すべきである。

また、「契約は千差万別」とあるが、業務委託契約に関しては一定類型化されており、千差万別とは言えず、その類型化した業務ごとに基準等を示すことは可能であると考える。

自治体が行う契約における「価格交渉の公正性」と「適正価格の確保」は、説明責任を果たす上で重要であり、個別具体的な事案ごとの対応では、その交渉プロセスや契約金額変更の内容に差異が生じるとともに、妥結までに相当の時間を要することが想定され、十分な説明責任を果たせなくなるとともに、適時の価格転嫁にも支障をきたすおそれがある。

そのため、物価や賃金の変動幅に応じた適切な契約金額の変更基準や発注者と受注者の協議プロセスの明確化など、国において一定の運用基準等を示すことが必要不可欠と強く感じており、ご検討いただきたい。

【国交省回答】

建設コンサルタント業務の標準契約約款における「スライド条項」の導入については、国として必要性を認識し、今後検討が行われるものと理解したが、導入にあたっては、予算措置に関わる点を考慮に入れたスケジュールを可能な限り早期に明示していただきたい。

また、整理すべき課題とする進捗度合いの把握については、「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」等により一定の方法が示されていると理解しており、それ以降の課題整理がなされていないのであれば、スピード感を持った対応を求める。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、適切な対応を求める。

## 各府省からの第2次回答

【総務省】

労務費の価格転嫁については、令和5年11月に内閣官房及び公正取引委員会が取りまとめた「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、「発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動」が示されているところであり、まずは、各地方公共団体において、当該指針に則ったご対応をお願いしたい。

「業務委託契約に関しては一定類型化されて」いるとの御指摘については、契約ごとに労務比率や物件費などの経費構成は異なるものであり、こうした経費構成を度外視して一概に契約変更に係る基準をお示しすることは適当ではないと考えているが、労務費の価格転嫁に向けた取組に疑義が生じた場合には、まずは、当省又は業所管省庁に御相談いただきたい。その上で、各地方公共団体において有用と考えられる相談や各業所管省庁における対応があった場合には、必要に応じて業所管省庁とも協力しながら、地方公共団体に周知を行ってまいりたい。

なお、総務省においては、民間委託等に関し、各地方公共団体における適切な価格転嫁に資する事例を周知し

ているところであり、こうした事例も参考にしていただきたい。

【国土交通省】

昨今の社会情勢等の変化を踏まえ、令和7年6月13日に閣議決定された新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画2025年改訂版において「官公需における価格転嫁策の強化」が位置付けられているように、適切な価格転嫁対策が重要であると認識している。

一方、建設コンサルタント業務におけるスライド条項導入に向けては、建設コンサルタント業務は工事と異なり出来高の確認方法が難しく、かつ対象業務種別も多岐にわたり種別毎に課題整理が必要である。

このことから、こうした課題整理を行いながら、対応を適切に検討してまいりたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

(37)建設コンサルタント業務の契約に係る事務

建設コンサルタント業務の標準契約約款については、労務費の上昇時における円滑な価格交渉に資するよう、市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく委託金額の変更及びその適切な算定方法に関する定め（いわゆるスライド条項）を導入することについて、建設コンサルタント業務の契約の特性を踏まえた課題を整理しつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	205	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

### 提案事項(事項名)

都市計画法に基づく開発行為における道路の縦断勾配基準の条例委任を可能とすること

### 提案団体

長崎市

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

都市計画法の開発許可制度における道路の縦断勾配に係る技術基準について、地方の実情に合わせて地方自治体の裁量により基準を定めることができるよう見直しを求める。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度】

都市計画法施行規則第24条第3号により、開発行為における道路の縦断勾配は12%以下と規定されている。

#### 【支障事例】

第一次地方分権一括法で道路構造の技術基準が条例委任されたことに伴い、当市では、急傾斜の坂が多い地域の特性に対応するため、新設する市道の縦断勾配の基準を道路法第30条第3項に基づき、条例で最大17%と定め、斜面地市街地の住民の居住環境の改善と防災性の向上を図るための道路整備を進めている。一方で、民間の開発事業については、都市計画法施行規則第24条第3号により道路の縦断勾配が最大で12%とする規制があるため、斜面市街地での開発行為が進まない状況にある。

#### 【制度改正の必要性】

開発事業者から、斜面地における開発行為に関する相談はあるものの、縦断勾配の技術基準を満たせず、開発を断念される実態が生じている。

#### 【支障の解決策】

都市計画法の開発許可制度における道路の縦断勾配に係る技術基準について、条例委任を可能とすることで、地域の特性に対応した民間の開発行為が促進されると考える。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

開発事業者から、道路の縦断勾配の規定が緩和できないかという問い合わせを年に複数件受けている。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

斜面市街地において、民間事業者の開発行為の制約が低減されることにより、土地利用の可能性が高まり、斜面市街地において空地の解消、良好な宅地の確保が図られる。

### 根拠法令等

都市計画法施行規則第24条第3号

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岡山県

—

### 各府省からの第1次回答

都市計画法第33条第1項の開発許可の技術基準は、良好な市街地形成を図るため、宅地に一定の水準を保たせようとしていることを狙いとして、地域の実情にかかわらず、全国一律的に最低限確保しなければならない基準として定められているところ、同条第3項に基づき、道路の接道及び公園等の設置に係る基準に限っては、環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がない範囲で条例による緩和が認められている。

道路構造令が対象とする市道・県道の道路事業においては、縦断勾配を12%以上とする場合には、スリット等の滑り止め対策や、安全柵、防護柵、注意喚起の看板設置等の安全対策が講じられることが一般的と考えられる。都市計画法第29条に基づく開発許可により整備される道路は、民間事業者等による道路整備後、道路管理者に移管・帰属されず、私道として周辺住民等が維持管理する場合もあるところ、そのような場合にこうした安全対策が開発事業完了後も継続されることが担保できないため、緩和することは困難である。

また、一般的な道路事業には、既存宅地の区画等の制約を受ける中で階段状の道路をスロープ化する等の整備を行うものが含まれる一方、開発許可の技術基準の対象とする道路は、開発区域内において新設する道路を対象としているため、道路延長や擁壁の築造により、基準に適合させることができると考えられる。

以上の理由に加え、提案自治体以外のニーズも把握していないことから、地域の実情にかかわらず全国一律的に最低限確保しなければならない基準として、緩和は困難である。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「地域の実情にかかわらず全国一律的に最低限確保しなければならない基準として、緩和は困難」とのことであるが、地形的制約が著しい斜面市街地では、前述の基準（縦断勾配最大12%）を超える急な坂道を利用して多くの住民が生活を営んでいる。特に、平坦地に乏しい当市においては、既成市街地の過半が斜面地であり、斜面市街地を有効に土地利用し、定住人口の維持を図ることは喫緊の課題である。

そこで、平成24年に、当市では、第1次一括法による道路法の改正を踏まえ、市道の新設・改築時に縦断勾配を引上げ可能とする独自の基準を規定し、縦断勾配最大17%の道路整備を可能とした。

これにより、住民の利便性の向上、緊急時の車両の円滑な通行の確保等の多くの課題解決につながっているが、行政のみで斜面市街地の基盤整備を行うことは、厳しい財政運営の中において限界がある。

民間事業者が現行基準で斜面市街地の開発行為を行うには、縦断勾配の制約により、道路延長及び擁壁の築造に相当な土地と費用を要するため、事業として成立しにくいが、当市発注の公共工事と同様の縦断勾配基準に緩和することで、民間の活力を既成市街地の再生に活かす有効な手段となる。

また、「道路管理者に移管・帰属されず、私道として周辺住民等が維持管理する場合もあるところ、そのような場合にこうした安全対策が開発事業完了後も継続されることが担保できない」とのことであるが、当市では民間事業者が整備した道路を市に移管することを想定しており、条例で縦断勾配及び所要の安全対策を定めるとともに、都市計画法第32条第2項及び第39条による道路管理者への移管・帰属を事業実施の要件として、継続的に安全対策を担保することは可能であると考える。

これらを踏まえ、縦断勾配基準の条例委任を可能とするよう制度の見直しを御検討いただきたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

道路事業における提案自治体の独自基準については、既存の斜面住宅地への緊急車両の乗入れなど、早期に対応する必要性がある中、事業を長期化させないため既存道路も活用しながら整備していく等の必要性があったものであり、そのような場合は縦断勾配の基準の緩和もやむを得ないものと考えられる。一方、開発事業については、公共事業としての道路事業とは異なり、民間事業者による新規の宅地開発であることから、道路延長や擁壁の築造により基準に適合させることも可能であることも踏まえると、緩和を認めるべきやむを得ない事情は想定されず、全国一律的に最低限の宅地水準を確保すべきものである。そのため、道路事業に合わせて開発許可の基準の緩和を行うことは適当ではなく、緩和は困難である。

## 令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

一

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	207	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

### 提案事項(事項名)

第一種市街地再開発事業及び防災街区整備事業の施行許可申請に係る市町村経由規定の廃止

### 提案団体

長崎市

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

都市再開発法及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律における手続において、市町村経由事務を廃止すること。

### 具体的な支障事例

#### 【現行の制度について】

都市再開発法、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき、市は事業者から提出された申請書を県に進達している。県は申請書受理後、市町村長に認可に係る意見聴取を行っている。

#### 【支障事例】

事業者は市の窓口に提出を行い、提出を受けた市は進達の決裁を行ったうえで、都道府県知事に提出する事務が生じ、迅速な許可等に支障を及ぼすことや、県からの修正等の指示も市を経由して行われるため、更に許可等に時間を要することとなる。

また、市においても申請に不備がないか形式的な確認をした上で県に進達することから、市の負担も生じている。

#### 【支障の解決策】

県への進達後に県から市に意見聴取が行われるが、市は意見聴取時に申請内容を把握することが可能なため、市町村経由事務を廃止しても問題ないと考える。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業者が実施する事業に係る認可が円滑に進捗することや市の業務量が軽減されることで結果として市民サービスの向上につながる。

### 根拠法令等

都市再開発法第7条の9、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第122条第2項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

一

一

## 各府省からの第1次回答

市町村内のまちづくりについては、一部の広域的・根幹的な都市計画等を除き、市町村が都市計画の中心的な決定主体とされており（都市計画法（昭和43年法律第100号）第15条第1項）、当該市町村が主体的に取り組むものとされている。

都市再開発法（昭和44年法律第38号）における市街地再開発事業〔密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号。以下「密集法」という。）における防災街区整備事業〕は、そのような市町村内のまちづくりに大きな影響を与えるものであるところ、個人施行（都市再開発法第7条の9の規定により施行される事業）の市街地再開発事業〔防災街区整備事業においては、密集法第122条の規定により施行される個人施行の防災街区整備事業〕においても、市町村長は認可権者ではないものの、事業の前提となる高度利用地区等〔防災街区整備事業においては、特定防災街区整備地区等〕の指定等をなす主体であるほか、施行者に対する報告徴収や助言等（都市再開発法第124条第1項〔防災街区整備事業においては、密集法第268条第1項〕）といった権限が与えられている。

本件事務については、市町村長においてそのような一定の関与が定められていることや、申請者における申請に係る負担軽減の観点から、認可権者からの意見聴取規定にとどまらず、明確に市町村長を経由するものとして定めているものである。

そのような制度趣旨を踏まえると、迅速な認可に支障が生じる等の理由のみをもって経由事務を一律に廃止することには慎重な検討を要すると考えられるところ、想定される廃止による影響等も踏まえながら、適切に対応を検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

御回答にあるとおり、市町村長において一定の関与が定められており、日頃から事業者へ助言等を行うことで本件事務の内容把握に努めているところです。施行許可申請に係る市町村経由事務の廃止が実現した場合も、引き続き事業者への報告徴収や助言等を市町村が担うことを想定しています。

また、申請者における負担軽減の観点から、事業者からの申請を郵送やオンラインで受け付ける環境を整備することで、むしろ事業者が市町村窓口に来庁する負担を軽減することができると考えます。

なお、市町村長の経由を廃止した場合の本件に関する市町村長の一定の関与ですが、都道府県知事に本件事務の申請が行われた後に市町村長に意見聴取（意見聴取の規定がない場合は情報提供など）することで市町村長は本件内容を把握することができると考えられ、日頃の事業者への助言等の際にも同様の対応が行えることから、経由を廃止した場合においても市町村長は一定の関与は可能と考えられますので、実現に向け前向きにご検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太方針2025）や「地方創生2.0基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

地方公共団体を経由している事務については、オンラインで直接申請手続等が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。

第一種市街地再開発事業及び防災街区整備事業の施行許可申請は、全国的にも件数が少なく、市町村を経由する必要性に乏しいのではないか。

市町村は意見聴取規定に基づき、施行許可申請の内容を把握することが可能であり、施行者に対する報告徴収や助言等の実施にあたって支障がないことから、提案の実現に向けて前向きに検討いただきたい。経由事務の廃止による影響等が想定される場合は、具体的にお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

都市再開発法第7条の9第2項[密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(以下「密集法」という。)第122条第2項]の趣旨は、まちづくり行政や都市計画決定の中心的な主体は市町村であって、市街地再開発事業[防災街区整備事業]を施行することができる高度利用地区等[特定防災街区整備地区等]の地域地区の検討や選定、都市計画決定を行う権限等が市町村に与えられていることを踏まえ、施行のための認可申請等についても市町村が最初に受け付けるものとして制度化されているところ。

申請団体から示されている支障事例は、いざれも団体内部の決裁手続や、県と当該団体の間における実務上の手続において生じている局所的な支障にすぎず、都市再開発法等における都道府県と市町村の分担関係を見直す必要性を生じさせるに至るものとはいえないため、これを理由として経由事務を廃止することは困難と考える。

なお、経由事務が廃止された場合、まちづくり行政の主体である市町村が、都道府県からの意見聴取によって初めて事業計画等の中身を知るという事態や、(都道府県による意見聴取が行われたとしても、都道府県はその結果を認可の判断に反映させる義務はないため、)経由事務の段階で担保されていた市町村による一定の関与(次段落参照)ができなくなることにより、市町村の意向に沿わない事業計画でさえも認可される事態が生じるおそれがあり、市街地再開発事業[防災街区整備事業]の制度趣旨、ひいては、市町村を一義的な主体とするまちづくり行政や都市計画行政の趣旨に反し、かえって市町村に不利益をもたらすと考えられる。

また、実務的には以下のような支障が生じることが想定される。

都道府県が認可申請書類を審査する際には、法定手続の遵守状況や施行者の経済的基盤及び的確な遂行能力のほか、関係権利者や公共施設管理者(大半は市町村長)との調整状況、都市計画との適合性など、地域の実情を踏まえて総合的に判断する必要があるところ。

こうした地域の実情は市町村こそが収集・把握すべき内容であり、現在は、市町村が地域の実情を踏まえつつ、形式面も含めて申請書類に関する一定の精査や調整を行った上で、都道府県への送付を行っているものと認識しているが、経由事務が廃止された場合には、市町村による精査等がない状態で都道府県が審査や判断を行うこととなり、認可事務の適正、かつ、円滑な実施が困難になる。

この場合、都道府県は、市町村への意見聴取によって不足する情報を補うことが想定されるものの、都道府県が一から申請書類の精査等を行う必要があり、本提案に対し、全国知事会が懸念を示しているように、都道府県側の業務負担を増加させることとなり、それは年間の申請件数の多寡に関係なく生じるものとなる。なお、近年の地方分権一括法における経由事務の廃止は、国に対する申請等に関して地方公共団体の経由事務を廃止するものであり、明確に地方公共団体の負担を軽減できるのに対し、本件の場合は、経由事務を廃止しても都道府県側の負担が増加するため、性質が異なるものと認識している。

さらに、市街地再開発事業[防災街区整備事業]は、施行地区内の宅地だけではなく、道路や都市公園といった公共施設も含めて整備を行うものであり、公共施設の権利関係や管理行為にも影響を及ぼすところ、公共施設の管理者(事業施行後に管理者となる場合を含む。)の大半は市町村長であり、当該市町村内の都市計画や市街地再開発事業[防災街区整備事業]の担当部局と公共施設の管理部局の間において、施行地区内で行われる市街地再開発事業[防災街区整備事業]の計画について事前に情報共有や調整をしておく必要性が高い。現行制度においては、認可申請の前に公共施設の管理者(公共施設の管理部局)の同意を得る必要があるものの(都市再開発法第7条の12、密集法第125条)、これが、経由事務の廃止により、市町村(特に都市計画部局)が、都道府県からの意見聴取によって初めて事業の計画を知るような状況となつた場合には、かえって市町村内の関係部局間の調整に時間や手間が生じ、認可事務自体が遅延することで、制度改正による効果として示されている市民サービスの向上が図られないおそれがある。

これらの影響を鑑みると、本経由事務を廃止する利益は極めて低いと判断せざるを得ないものと考える。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

(27) 都市再開発法(昭44法38)及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平9法49)  
第一種市街地再開発事業及び防災街区整備事業の施行の認可の申請(都市再開発法7条の9及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律122条)等については、令和7年度中に地方公共団体への調査を行い、地方公共団体における事務の実態を把握する。その結果を踏まえて、市区町村経由事務の廃止の要否並びに都道府県及び市区町村における事務の在り方について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	211	重点募集テーマ	×	提案区分	A 権限移譲
				提案分野	06_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与すること

### 提案団体

津市

### 制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

### 求める措置の具体的な内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第23条の5「関係行政機関への照会等」において、「都道府県知事」が有する産業廃棄物の処理に当たり行使できる調査権と同様の調査権を一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する「市町村長」にも付与するよう規定の見直し又は追加を求める。

### 具体的な支障事例

廃掃法の規定に基づき、一般廃棄物の処理は市町村が統括的な責任を有し、廃棄物の適正処理を行う中で、市町村から処分業の許可を得ずに廃棄物を自身の敷地や借地・借家に保管する行為を行う者(以下「行為者」という。)に対して、措置命令等の処分を行うことが可能である。しかし、多くの場合、廃棄物の発生元や運搬業者が不明であるため、措置命令違反等の罰則処分にまで至らない場合が多く、その結果、行為者に対して指導を重ねるだけにとどまってしまう。このような状況が継続することで、悪質な違反行為者による大規模不法投棄事案を発生させる原因の温床となるなど、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する市民の不信を招く恐れがある。生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大を防止するためには、厳正かつ速やかに行政処分を行う必要があり、都道府県知事においては、産業廃棄物の処理に関する関係行政機関への情報提供の照会等の規定があるところ、市町村長には一般廃棄物の処理に係る関係行政機関への照会等について、法令上にその根拠が明文化されておらず、迅速かつ適正な調査の実施に大きな支障を生じている。例えば、定期的な見回りや近隣住民からの情報提供によって、行為者へ廃棄物を引き渡す車両を特定できているものの、運輸局へ行う車両登録情報の照会には、法律又は条例における根拠条文が必要となるとのことで、行為車両所有者を特定することが難しい状況となっている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

地域住民からは、行為者に関する情報や苦情が自治体に寄せられ続けているが、市町村には明確な調査権が規定されておらず、迅速な対応ができない。対応の遅れ等により、行為者が保管する大量の廃棄物が、隣地への被害を及ぼす恐れや火災の原因となること等が懸念される。

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度改正により、市町村が自らの権限で、関係機関に協力を求めることで、廃棄物の運搬業者を迅速に特定でき、廃棄物の発生元への指導・処分事務を効率的または適正に行うことが可能となる。その結果、不適正処理防止等による生活環境保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

## 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路運送車両法、個人情報保護法、登録事項等証明書の交付請求方法の変更について

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、上尾市、浜松市、豊橋市、半田市、兵庫県

○新たに制度が整備されることとなれば、市町村長が一般廃棄物の処理に係る関係行政機関への照会等について、自らの権限で関係機関に協力を求めることが可能となり、不法投棄行為者等の特定に至る可能性や、指導や処分へと繋げられる可能性が高まることが期待される。

○ごみ集積所における資源物持ち去りや不適切排出について、市が設置した監視カメラで運搬車両のナンバー等の情報をつかむことができるケースがあるが、その後の所有者調査等に苦慮しており、犯人への直接指導ができるない状況である。

○当市においても車両情報からの行為者の迅速な特定について支障をきたしている。

○一般廃棄物の不適正処理を防止する為、産業廃棄物と同様に「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与することは必要と考えます。

## 各府省からの第1次回答

現行法令下においても、行政機関等が保有個人情報を提供することができる場合は、必ずしも法律に照会権限が規定されている場合に限られるわけではなく、個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき「相当の理由があるとき」などには提供することが可能である。

また、支障の例として挙げられている所有者の氏名及び住所を含む自動車の登録に係る情報については、道路運送車両法第22条第1項において「何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を請求することができる。」とされている。このため、現状においても市町村が同項に基づいて登録事項等証明書を取得することは可能であり、請求があった場合は全国の運輸支局等において即日交付を行っている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県のみ関係行政機関への照会等が可能であることが明記されているが、市町村について明記できない理由はないと思われる。

回答内に「個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき「相当の理由があるとき」などには提供することが可能」とあるが、行為者を特定するために、市町村の戸籍や住民票等を扱う部署において、本件に関する統一の解釈がなされず、情報を開示してもらえないことが想定される。

また、「現状においても市町村が道路運送車両法第22条第1項に基づいて登録事項等証明書を取得することは可能」とあるが、実際に法律等に明記されていないことを理由に証明書を取得できなかった事例がある。

行為者が特定されない場合は、廃棄物の種類によっては処理費用を市や土地の所有者が負担した上で処理することとなり、不法投棄の被害を受けた側が費用を負担して処理しなければならないこととなる。

上記のような現場の実態を踏まえ、違反行為が継続し、生活環境の保全上の支障を生ずる事態を招くことを未然に防止し、廃棄物の適正処理を確保するためにも、一般廃棄物を取り扱う市町村について、都道府県と同様に、関係行政機関への照会等が可能であることについて法律に明記していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

①「個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき「相当の理由があるとき」などには提供することが可能」とあるが、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインの「相当の理由があるとき」に関する解説は、抽象的なものであり、かつ、慎重な検討を行政機関に求めるものとなっており、市町村の戸籍や住民票などの個人情報を提供する部署において本件に関する統一の解釈がなされず情報提供されないことが想定される。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5の規定では都道府県のみ関係行政機関への照会等が可能であることが明記されていることにより反対解釈されてしまい、情報を開示してもらえないことが想定される。

②登録事項等証明書について、「請求があった場合は全国の運輸支局等において即日交付を行っている」とあるが、実際、運輸支局において法律に明記されていないことを理由に証明書の発行がなされていない事例があつたため、このような提案が出されている。法律に明記されることにより、登録事項等証明の請求とは異なるスキーム（公用請求）で照会することができ、手数料も発生しない。

上記のような現場の実態等を踏まえ、一般廃棄物を取り扱う市町村についても、都道府県と同様に、関係行政機関への照会等が可能であることについて法律に明記するべきではないか。

行為者が特定されない場合、廃棄物の種類によっては処理費用を市や土地の所有者が負担した上で処理せざるを得ない状況となる。不法投棄の被害を受けた側が費用を負担して処理しなければならない状況を改善するためにも、市町村の調査権について法律に明記していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、産業廃棄物の処理は排出者責任を原則としており、都道府県知事が法定受託事務としてその事務を行うものである一方、一般廃棄物の処理は市町村の処理責任を原則としており、市町村長が自治事務として行うものである。このような性質の違いを踏まえると、都道府県知事に係る規定が存在することのみをもって、市町村長にも同様の規定を設けるべきということは、必ずしも適切ではない。また、第1次回答のとおり、個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき保有個人情報の提供を受けることは、現行法令下においても可能である。

なお、支障の例として挙げられている所有者の氏名及び住所を含む自動車の登録に係る情報については、廃掃法等の条文の有無にかかわらず、道路運送車両法第22条第1項に基づいて市町村が登録事項等証明書を取得することが可能である。

加えて、戸籍謄本等については、戸籍法第10条の2第2項（戸籍の附票の写しについては、住民基本台帳法第20条第2項）に基づき、住民票の写しについては、住民基本台帳法第12条の2第1項（除票の写しについては、同法第15条の4第2項）に基づき、地方公共団体の機関は、その交付を請求することができることから、現行法令下においても、これらの規定に基づき、取得することは可能である。

なお、市町村が道路運送車両法第22条第1項に基づいて登録事項等証明書を取得することは可能であることについては、環境省が実施した提案団体に対するヒアリング調査において、十分に周知されていないとの意見があつたことを踏まえ、環境省及び国土交通省において早急に周知を行いたい。

## 令和7年 地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省(14)(ii)】【環境省(2)】

#### 道路運送車両法(昭26法185)

道路運送車両法に基づく登録事項等証明書の請求(22条1項)については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)を含む地方公共団体が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)等の法令の定める事務等の遂行に必要な限度で交付請求する場合は、自動車登録番号のみでの請求が可能である旨を市町村に令和7年度中に通知する。

### 4【環境省】

#### (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)

(i)一般廃棄物については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が統括的な処理責任を有することを踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍法(昭22法224)10条の2第2項や住民基本台帳法(昭42法81)12条の2第1項等の規定に基づき、戸籍謄本や住民票の写し等の請求が可能であること等を関係府省庁の間で調整した上で、市町村に令和7年度中に通知する。

(ii)市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における関係行政機関への照会等に係る法制上の措置の必要性については、市町村の取組状況を踏まえて必要な検討を行う。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	224	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

### 提案事項(事項名)

都市再生特別措置法に定める立地適正化計画の評価時期の見直し

### 提案団体

都城市

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

都市再生特別措置法に定める立地適正化計画の評価時期について、「おおむね5年ごと」から「おおむね 10 年ごと」へと見直しをした上で、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」(令和5年3月 31 日閣議決定)に基づき、評価時期の「おおむね」の解釈について一定程度の期間を認め、これを明確化することを求める。

### 具体的な支障事例

立地適正化計画は、中長期的な視点に基づいて都市機能や居住の誘導を図るものであり、都市構造の転換は、建築物の更新サイクルに合わせて緩やかに進行するものであるため、5年という短期的な期間で施策の実施状況や各種データを基とした計画の評価・見直しをするのではなく、長期スパンで評価・見直しすべきと考える。

なお、当市において、都市計画を効果的・効率的に進めるために策定した「都市計画マスターplan」では、計画年次 20 年の中間年に当たる 10 年経過時に、計画の評価・見直しを実施しているが、都市計画マスターplan や国勢調査等の基礎データは 10 年サイクルで更新されることが多いため、立地適正化計画の評価時期をこれらと整合させることで、最新かつ正確なデータに基づいた効果的な評価が可能となる。

また、法律上「おおむね5年ごと」と規定されているが、「おおむね」がどの程度の期間まで許容されるのか判断が難しいことから、「おおむね」の解釈について一定程度の期間を認め、これを明確化することで、より地域の実情に応じた柔軟な運用が可能となる。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

中長期的な視点に基づくまちづくりに即した計画の評価・見直しが可能となるほか、行政事務の負担軽減や業務効率化にもつながる。

### 根拠法令等

都市再生特別措置法第 84 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、寝屋川市

○5年の見直しだとスパンが短く策定後間をおかず見直しの着手をすることとなる。現状では、策定している市町村のうち約4割が5年ごとの見直しができていない。

## 各府省からの第1次回答

立地適正化計画は、都市の変化をモニタリング及び評価し、状況に合わせて居住誘導区域及び都市機能誘導区域、都市機能増進施設、誘導施策を不断に見直すなど、動的な計画として運用すべきものとしている。そういった中で、社会情勢の変化や災害の発生等を踏まえた計画内容の見直しや取組の追加・変更・方向修正等を行う必要があることから5年より短い期間での見直しを含め、柔軟な運用が可能となるよう「おおむね5年ごと」としているが、立地適正化計画の手引きに記載しているとおり、具体的な時期は市町村の判断となる。なお、都市計画法第6条に定める都市計画に関する基礎調査も「おおむね5年ごと」に実施することとなっており、当該調査の結果も踏まえながら、計画の見直しを検討することが可能である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

立地適正化計画の見直しの具体的な時期は自治体判断になるとのことだが、社会资本総合整備交付金において、先日、要綱が改正され、交付対象事業の一つである都市再生整備計画事業においては、立地適正化計画を作成した上で、その翌年度から起算しておおむね5年を経過し、かつ、評価を実施していない場合、あるいは、直近の評価を実施した年度の翌年度から起算しておおむね5年を経過している場合は交付の対象外と定められており、実質的に自治体の判断で見直し時期を設定できるような建付けにはなっていない。また、5年ごとに実施する、都市計画法第6条に定める都市計画に関する基礎調査の結果も踏まえ、計画の見直しが可能とのことだが、基礎調査1回のみでは原因等の評価ができるとは考えられない。都市構造の変化が顕著であれば10年未満での見直しもあり得るが、都市構造の変化が著しくない場合には見直しの必要性が乏しく、また、都市計画(市町)マスターplanの一部でもある当該計画については、同プランと同様に10年ごとの見直しが妥当であり、自治体の判断で10年ごとの見直しも認められることを明確化したい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 各府省からの第2次回答

都市再生特別措置法第84条でおおむね5年ごとに実施するよう努めることとされているのは、立地の適正化に関する施策の実施の状況について「調査、分析及び評価」を行うことであり、おおむね5年ごとの「見直し」を義務付けているものではない。その上で、当該「調査、分析及び評価」については、第1次回答でも述べたとおり、おおむね5年ごとに実施するものとされている都市計画に関する基礎調査(都市計画法第6条)と連動してこれらを行うことを想定し、立地適正化計画の評価を行う期間を「おおむね5年ごと」としているところである。なお、不測の事態が発生するなど、まさに、それぞれの市町村の状況が異なる中で、一律に特定の評価の年次を義務付けることが好ましくないことから、「おおむね」と定め、立地適正化計画の手引きにおいても、具体的な時期は市町村の判断に委ねられている旨を明示しているものである。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

(31)都市再生特別措置法(平14法22)

立地適正化計画(81条1項)を作成した場合における施策の実施の状況についての調査、分析及び評価(84条1項)の時期については、「おおむね5年ごと」とされているところ具体的な時期は市区町村の判断に委ねられる旨を、会議等を通じて令和7年度中に地方公共団体に周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	234	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

宅地建物取引業免許申請等に係る国土交通省手続業務一貫処理システム(eMLIT)への決済機能付与

### 提案団体

和歌山県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、全国知事会、関西広域連合

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

宅地建物取引業の免許申請等の手続きにおいて、国土交通省手続業務一貫処理システム(eMLIT)による手数料の支払いが可能となるよう、システムに電子決済機能を実装することを求める。

### 具体的な支障事例

国土交通省手続業務一貫処理システム(eMLIT)による手数料の支払いができないため、別途、当県の電子申請システムを用いて、手数料の電子決済を行っている。一つの手続きにつき二つのシステムの処理を行わなければならず、申請者と県担当者の双方で非効率な状況となっている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国土交通省手続業務一貫処理システム(eMLIT)において、免許の申請から手数料の支払いまで、一気通貫で完結することができ、申請者と県担当者の双方の利便性がさらに向上する。

### 根拠法令等

—

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、長野県、静岡県、三重県、岡山県

○eMLITにおいて添付する申請様式は、現在、各都道府県の申請書ダウンロードサービスからダウンロードする必要がある。様式は規則で定められ全国一律であることから、eMLIT上でダウンロードできるようにし、決済を含め、全ての手続がeMLIT上で完結するよう求める。

### 各府省からの第1次回答

決済機能付与については、技術面等の課題があるため、まずは課題の整理に取り組み、その結果に基づく検討

が必要である。

また、添付する申請様式については、現在 eMLIT では各都道府県の申請書ダウンロードサービスサイトへのリンクを設けて、申請操作の際に併せて様式ダウンロードが出来るようしているが、提案にある添付する申請様式の eMLIT 上でのダウンロードについては、eMLIT に様式を格納し直接取得する等の方法が可能かどうかも含めて、検討して参りたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

eMLIT により手数料の決済ができない現状では、証紙の郵送や都道府県独自の電子決済システムの利用を強いられるため、申請者と都道府県の双方で非効率な状況となっていることから、提案の早期実現をお願いしたい。

第1次回答において、「技術面等の課題があるため、まずは課題の整理に取り組み、その結果に基づく検討が必要である。」と御回答いただいたが、以下の通りご対応いただきたい。

- ・ 検討に係る具体的なスケジュールについてお示しいただきたい。
- ・ 課題の整理や決済機能の仕様の検討にあっては都道府県の意見が十分反映されるよう対応いただくとともに、開発費や手数料等の都道府県負担が極力生じない形での決済機能の実装をお願いしたい。

また、既に独自の電子申請システムを用いて電子決済に対応している都道府県も数多くあることから、各都道府県の独自の電子決済システムと併用可能な設計にする等、決済機能実装に伴う混乱が生じないよう対応されたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

申請手続きとは別のシステムで支払い手続きを行わなければならない現状は、申請者にとって混乱の要因となるとともに、行政側にも負担を生じさせている。eMLIT に電子決済機能が実装されれば、手続きの一元化により事務の効率化と利便性の向上が図られることから、提案の確実な実現を求める。

#### 各府省からの第2次回答

決済機能付与については直ちに対応することは困難だが、今年度は、都道府県独自の電子決済システムその他の把握を進め、システムとの接続方法や入金情報等を連携する方式等の情報を整理し、課題の整理に取り組む。今後の方針については、これら課題の状況を踏まえつつ、中長期的に検討する。

また、提案にある添付する申請様式の eMLIT 上でのダウンロードについては、eMLIT に様式を格納し直接取得する等の方法を検討する。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【国土交通省】

(17) 宅地建物取引業法(昭27法176)

(ii) 宅地建物取引業の都道府県知事の免許申請等に係る手続については、以下のとおりとする。

- ・申請手続に必要な様式を国土交通省手続業務一貫処理システム(eMLIT)内に令和7年度中に掲載する。
- ・免許申請及び更新に係る手数料納付の簡素化について検討し、令和8年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	252	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

空家等管理活用支援法人の指定要件の緩和

### 提案団体

東久留米市

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)に基づく空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)に指定できる法人等に、商工会議所等の営利を目的としない法人を追加していただきたい。

### 具体的な支障事例

#### (現行制度について)

空家法第23条第1項において、支援法人に指定できる法人等は、「特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社」とされている。

#### (支障事例)

同法第24条第1項各号に定める業務を包括的に担える法人等が限定されることから、複数の法人等を指定する必要が生じる。結果、行政が複数の法人の中核を担うこととなり、より事務が煩雑化することが想定されることから、当市では支援法人制度の活用に至っていない。

#### (制度改正の必要性)

当市のような厳しい財政状況、また、限られた人員体制において効率的且つ効果的な空家等対策を推進するためには、支援法人を活用した包括的な空家等対策が求められるが、現在の指定要件では、自治体の負担軽減を図りながら住民が安心して相談できる体制を維持することが困難となっている。

#### (支障の解決策)

同法第23条第1項に基づく支援法人に指定できる法人等に、商工会議所等の営利を目的としない法人を追加する。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市においては、現行の制度では支援法人を指定する効果が十分でないと判断したことから、当市の空家等対策協議会委員である学識経験者の助言により、支援法人を「当面は指定しない」という審査基準を策定した。また、別の委員からは、建築事業者や解体業者に加え、NPO法人等で構成される商工会議所のような組織を支援法人に指定することが効果的ではないかとの指摘を受けている。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

多様な事業者等で構成される商工会議所を支援法人に指定することで、総合的な相談体制の確立が可能となり、効率的且つ効果的な空家等対策の推進に寄与することができる。

また、商工会議所は営利を目的としない法人であることから、公営性が高く、空家等にお困りの住民が安心して

利用することができる。さらには、空家等の対策にかかる経費等が市内に還元され、地域振興、産業振興に寄与することが期待される。

## 根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、岡山県、半田市、花巻市、島田市

○空き家等の対策においては様々な業種の係わりが重要であることから商工会議所等の指定についても幅広く検討されるべきである。

## 各府省からの第1次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等管理活用支援法人制度の趣旨は、市町村が空家等対策を行うにあたり、限られたマンパワーを補いながら、民間法人ならではのノウハウ等を活用し、空家等対策を効果的・効率的に行うことにある。空家等管理活用支援法人は、市町村と連携して空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく業務を行うこととなることから、現行の空家等対策の推進に関する特別措置法では、特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、会社法に則り、法に基づき規律される組織運営等が確保されている法人（会社にあっては、その目的が空家等の管理・活用を図る活動を行うことであるもの）に限定しているところである。

このため、上記の観点から、営利を目的としない法人が、現行規定で認められている法人と同等の組織運営等が確保されているか、法人の目的として支援法人に指定され得るものであるかという点等について、慎重に検討を行うことが必要である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市が想定する営利を目的としない法人とは、商工会議所や商工会である。商工会議所法及び商工会法では、いずれも法人格を有することを規定しているとともに、設立から、意思決定、解散等に関する手続が詳細に規定されており、現行規定で認められている法人と同等の組織運営体制等が確保されていると考える。また、地域における空家等対策を推進し、不動産取引の促進や住民の安全確保に資することは、商工会議所や商工会の法律上の目的である「地区内における商工業の総合的な改善」や「社会一般の福祉の増進」とも合致するものである。さらに、商工会議所及び商工会には、空家等管理活用支援法人に期待する、所有者等の依頼に応じて空家等の管理・活用等に関する業務を行う地域の事業者や、相続・登記等の法務、その他の専門家が所属しており、空家等の活用等に密接に関連するまちづくり、地域活性化、移住・定住等の推進役を担うことができる。同時に、ワンストップでの空家等の管理・活用に関する支援を提供できる法人であり、限られた人員体制における効果的・効率的な空家等対策の一翼を担う役割が期待できるため、支援法人に指定できる法人等に、商工会議所等の営利を目的としない法人を追加することについて前向きに検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

地域の実情に応じた選択ができるよう、空家等管理活用支援法人の指定要件は幅広く定めるべきとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

提案団体は営利を目的としない法人として、商工会議所や商工会を想定している。不動産業、建築業、解体業

等の様々な企業を有する商工会や商工会議所であれば、現行法で空家等管理活用支援法人に指定できる法人と同様に、空家等対策を効果的・効率的に行うことができるのではないか。  
地域再生法では、その他営利を目的としない法人を地域再生推進法人に指定することができるが、空家等対策の推進に関する特別措置法では、なぜ、その他営利を目的としない法人を除外したのか。  
効果的・効率的な空家対策の推進のためにも、その他営利を目的としない法人を追加することについて、検討する余地もあるのではないか。

## 各府省からの第2次回答

商工会議所等が空家等管理活用支援法人に指定されるにあたっては、地方公共団体と商工会議所等のニーズや対応できる業務等が合致することが図られることが重要である。  
上記の観点等も踏まえ、商工会議所等について、その団体の役割や業務内容等に照らして、空家等管理活用支援法人に求められる業務を適正かつ確実に遂行できるか等の観点から所管省庁等との調整を行い、対象に加えられるか検討してまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

(34)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)

(ii)空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等管理活用支援法人(23条)については、市町村(特別区を含む。)の空家等対策に係る体制を強化するため、当該支援法人に指定することが可能である法人に、商工会議所等の営利を目的としない法人を追加する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	258	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

水道統計調査のオンライン化及び都道府県経由事務の廃止

### 提案団体

奈良県

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

国土交通省が毎年度実施する水道統計調査について、国等への報告や国等からの疑義照会等への対応を各自治体で可能とするため、調査・照会(一斉調査)システムの利用を可能とすること、もしくは新たなオンラインシステムを構築すること。また、民営水道の回答について、民営水道を管轄する都道府県又は市町村において代理入力を可能とすること。

なお、システムの利用にあたっては、国等からの疑義照会は都道府県を経由せずにを行うこととし、都道府県と市町村が同時に疑義内容を確認でき、都道府県が手作業で正誤表を作成する必要等のないシステムを検討すること。

上記の対応が不可能である場合は、都道府県を経由せず、国土交通省から市町村に直接依頼し、調査を実施すること。

### 具体的な支障事例

国土交通省が毎年定例的に実施する水道統計調査について、国土交通省の事務連絡に基づき都道府県を経由して実施することになっているが、県内各市町村の回答のとりまとめ、国等からの疑義照会等への対応に相当の時間を要している。

当県における調査の実施方法は、以下のとおり。

- ①県内各市町村に対して、水道統計調査情報入力システム(簡易なもの)が保存された DVD-R を配付
- ②各市町村は、配付された DVD-R から水道統計調査情報入力システムをダウンロードし、当該システムに回答データを入力した上で、出力データを県に提出
- ③県は、各市町村から提出されたデータを取り込み(一部のデータでは手作業も発生)、総括表を作成の上、国土交通省及び(公社)日本水道協会へ提出

また、回答内容に関する疑義については、国土交通省及び(公社)日本水道協会から都道府県を経由して市町村へ照会され、都道府県が市町村の修正内容をとりまとめた正誤表を手作業で作成し、回答している。

なお、国土交通省から発出される事務連絡に基づき、都道府県を経由して調査が実施されているが、各市町村から提出されたデータが正確かどうかを都道府県で確認することは困難であり、前年度の内容と比較して異常値が入力されていないか等の形式的な確認しかできないため、都道府県を経由して行う必要性はないものと考えている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

水道統計調査のとりまとめ、国等からの疑義照会等への対応が可能なオンラインシステムが構築されることで、集計誤り等の事務処理誤りのリスクが低くなるとともに、事務の効率化が図られ、当該調査に係る都道府県・市町村職員の業務負担が軽減される。

## 根拠法令等

水道統計調査の実施について(国土交通省水管理・国土保全局水道事業課発出事務連絡)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、宮城県、栃木県、神奈川県、川崎市、和歌山県、佐賀県、宮崎県

○オンラインシステム化(都道府県経由の事務の廃止)には、概ね賛同するものの、県として毎年水道関係の状況整理を行うにあたり、当該統計調査の値を引用するため、調査時にリアルタイムの情報共有をお願いしたい。また、調査結果の全国データが翌年度フィードバックされるが、利活用しやすいよう、過去から一貫性のある構造化データとして提供していただけると助かる。

○水道統計については、水道事業者への照会、回答の集計とエラーチェック、修正依頼への対応等、担当者が1ヶ月ほど専任で作業を行っており、都道府県においても事務の負担は極めて大きい。都道府県が行うチェックは機械的なものであることからも、市町村が直接入力、報告できるオンラインシステムは大幅な業務改善につながると考える。

## 各府省からの第1次回答

水道統計調査について、現在、都道府県及び市町村の負担軽減や回答の精度向上のため、オンラインで照会・回答できるシステムの構築・活用を検討中である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

水道統計調査は、水道施設の老朽化など水道事業の現状を把握するために極めて重要なデータであるとともに、調査実施にあたっては都道府県及び市町村における事務負担が多大であることから、その精度向上に寄与するシステムの構築は急務だと考える。

オンラインで照会・回答できるシステムの構築・活用の早期実現のため、具体的な検討内容、現状での課題及びスケジュールについて御教示いただきたい。

### 1 現在の検討状況

- (1)水道統計調査情報入力システムの構築についての検討状況(開始時期等スケジュール)
- (2)国土交通省だけでなく、(公社)日本水道協会への提出も対応できるのか
- (3)民営水道の回答について、民営水道を管轄する都道府県や市町村において代理入力が可能か
- (4)現在、都道府県が手作業で正誤表を作成しているが、作成する必要がないシステムになるのか
- (5)システム構築にあたって、自治体からの実務上の課題などを聴取、反映する機会はあるのか

### 2 今後の検討の見通し

現在、具体的な検討の段階にない場合は今後の見通し(いつどのように検討を行うのか)をお示しいただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【北海道】

水道統計調査のオンライン化にあたっては、回答者の負担軽減のため、十分な周知、調査期間の設定及び各水道事業体等や都道府県における入力、確認作業の省力化についてご配慮願います。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの

向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されていることに加え、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」が策定されていることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

地方公共団体を経由している事務については、オンラインで直接調査等が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。

オンラインで照会・回答できるシステムの構築・活用について、具体的な検討内容やスケジュールを明確にするとともに、都道府県経由事務の廃止について見解を明らかにしていただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

公益社団法人日本水道協会（以下「日水協」という。）が実施する水道統計調査については、令和5年度より日水協がオンラインで照会・回答できるシステムの検討・構築を行なっており、令和9年度を目途に運用開始する予定である。

水道統計調査と同時に国土交通省が行う調査については、一斉通知・調査システム等のオンラインで照会・回答できるシステムの構築・活用を今年度から検討開始する。

これらシステムの構築・活用にあたっては、回答内容の疑義照会対応を含めた都道府県経由事務の負担軽減や、民営水道の回答方法にも留意するとともに、現行の調査方法を通じて寄せられた実務上の課題等については、必要に応じて、構築に際して改善要望の聴取や対応の機会を設けることも検討する。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【国土交通省】

###### （38）水道統計調査

水道統計調査については、都道府県及び水道事業者等の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

・公益社団法人日本水道協会（以下この事項において「日水協」という。）が実施する調査については、日水協が検討するオンラインによる調査・回答を可能とするシステムが令和9年度を目途に運用開始することに併せて、都道府県経由事務の廃止について検討するよう、日水協に協力を依頼した。

【措置済み（令和7年11月28日付け国土交通省水管理・国土保全局水道事業課事務連絡）】

・国土交通省が実施する調査については、一斉通知・調査システムを活用するなど、オンラインによる調査・回答を可能とするとともに、都道府県経由事務を廃止する方向で検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	259	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

国土交通省水管理・国土保全局所管の交付金・補助金等に係る事務手続を統一的に処理可能なシステムの構築

### 提案団体

奈良県

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

事務作業効率化の観点から、国土交通省水管理・国土保全局所管の交付金・補助金に係る事務手続を統一的に処理することが可能なシステムの構築を求める。

### 具体的な支障事例

簡易水道等施設整備費国庫補助金等の国土交通省水管理・国土保全局所管国庫補助事業は、社会資本整備総合交付金システムのようなシステムがなく、依然として紙ベースで交付申請や実績報告等の手続を行っている。また、各様式に記載すべき項目も多岐にわたり、数式や入力規制も設定されていないことから誤入力等の発生リスクが高くなっている。その都度確認作業が生じることで、事務負担が増加している。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務手続を統一的に処理でき、エラーチェックも可能となるシステムが構築されることで、交付申請や実績報告等の手続における誤入力等の減少につながり事務が効率化される。

### 根拠法令等

—

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、茨城県、神奈川県、川崎市、佐賀県、宮崎県

○国土交通省水管理・国土保全局所管国庫補助事業のシステム化に賛同するが、システム化にあたっては、社会資本整備総合交付金システムの使用上の課題(画面レイアウト、操作性など)を踏まえた検討を求める。  
○個別補助事業の交付申請については、SCMSでの申請に比べて、申請書の不備が多い傾向にある。その都度、市町村に対して修正依頼を行うが、一度では修正に至らないことが多く、その作業に多くの時間を要している。

る。

#### 各府省からの第1次回答

国土交通省水管理・国土保全局所管国庫補助事業(災害復旧事業に係るものは別途検討を進めている。)の事務手続きについて、地方自治体担当者における事務負担の実態を把握した上で、事務手続きに関する様式の簡素化・統一化を検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて、令和8年度を目指しシステム化も含め必要な措置を講じる。

なお、当該手続きはすべてメールにて電子データを提出する形となっており、具体的な支障事例でご指摘のような紙ベースでの提出は求めていない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方公共団体担当者の事務負担軽減のため、事務手続に関する様式の簡素化および統一化を前向きに検討いただきたい。

また、システム化により自動チェック機能等を導入すれば、事務誤りの発生を低減できるだけでなく、事務処理の効率化にも寄与することから、社会資本整備総合交付金システムと同様、メールや電子データに依存しない事務手続のシステム化の検討をお願いしたい。

なお、電子データでの提出については一次回答のとおりであることは承知しているが、記入方法が手書きからタイピングへ、情報伝達手段が郵送から電子データの送付へと変わったに過ぎず、実務上、都道府県担当者が内容を確認する作業においては、紙ベースの確認作業と実質的に変わらないことから、「紙ベース」と表現したものである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

#### 各府省からの第2次回答

ご提案の趣旨も踏まえ、国土交通省水管理・国土保全局所管補助事業の事務手続について、地方公共団体担当者の事務負担軽減のため、様式の簡素化・統一化を検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて、令和8年度を目指しシステム化も含め必要な措置を講じる。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【国土交通省】

###### (36)社会資本整備総合交付金以外の国土交通省所管の補助金

社会資本整備総合交付金以外の国土交通省所管の補助金に係る事務手続については、補助事業者の事務負担の軽減のため、様式の簡素化・統一化等を行う方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	270	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

既存の建物を活用して公立幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合の設備基準の要件緩和

### 提案団体

浜松市

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

既存の建物を活用して公立幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合において、専ら3～5歳児のみが使用する建物については、設備基準の要件緩和を行うこと。

### 具体的な支障事例

既存の公立幼稚園及び公立保育所の両方の建物を活用して幼保連携型認定こども園へ移行しようとした場合、旧幼稚園の建物については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が準用され、例えば、乳幼児の転落事故を防止する設備の設置等が求められる。また、建築基準法では用途に応じた技術的基準が定められており、幼保連携型認定こども園に移行することで児童福祉施設の用途が適用されるため、旧幼稚園の建物には排煙設備や非常照明等が新たに必要となるケースもある。そのため、幼稚園及び保育所の両方の建物を活用する場合に、設備基準を満たすための改修工事等が必要になり、幼保連携型認定こども園への円滑な移行ができない状況となっている。

一方、既存の幼稚園及び保育所から幼保連携型認定こども園への移行の一つの方法として、既存の幼稚園と保育所の両方の建物を活用し、0～2歳児については旧保育所の建物を使用し、3～5歳児については旧幼稚園の建物を使用することが考えられる。このようなケースでは、旧幼稚園の建物については、利用者がそれまでの幼稚園と同じ3～5歳児であり、設備基準を幼稚園と同等の基準としていただきたい。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

既存の公立幼稚園及び公立保育所においては、少子化等により園児数が減少しており、こども同士の関わりの機会などの幼児教育・保育環境を維持するため、近隣の公立幼稚園及び公立保育所を統合して幼保連携型認定こども園へ移行してはどうかとの意見が出ている。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

既存の公立幼稚園及び公立保育所を統合して幼保連携型認定こども園へ移行することで、こどもにとっては幼児教育・保育環境が維持されること、保護者にとって選択肢が増えること、また、設置主体である地方公共団体にとっても幼保連携型認定こども園への移行が円滑にできるようになる。

### 根拠法令等

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、高崎市

○現時点で支障（幼保連携型認定こども園への移行）は生じていないが、今後、幼保連携型認定こども園への移行を検討する可能性も考えられ、そのような場合において、施設基準の要件緩和は必要であることから、提案に賛同する。

各府省からの第1次回答

幼保連携型認定こども園は、こどもに対する教育と保育とを一体的に行う単一の施設であり、幼稚園と保育所とで基準が異なる場合には、保育所と同様に満3歳未満のこどもに対する保育を行い得るものであることも踏まえ、規制内容がより厳しい基準を適用することが必要であると考えている。そのため、3～5歳のこどものみが使用する建物であっても、幼保連携型認定こども園に移行する以上、ご提案のように設備の基準を緩和することは適切でないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

既に幼稚園においては、国の制度により乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）や一般型一時預かり事業、幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の実施が認められていることから、保育所の設備基準と比べて排煙設備や非常照明が無いなどの緩い基準が適用された幼稚園において満3歳未満のこどもが保育されている実態がある。関係府省からの第1次回答においては、幼稚園と保育所とで基準が異なる場合には、規制内容がより厳しい基準を適用することが必要であるとの見解が示されているが、満3歳未満のこどもに対する保育にあたって厳しい基準を適用することが必要であるならば、国の制度にて乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）や一般型一時預かり事業、幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の実施を幼稚園に導入する段階において、幼稚園の設備基準は強化されるべきところ、現にそのような強化はされていない。そのため、幼稚園において満3歳未満のこどもを保育するにあたり、設備基準上の支障が無いということで整理がされているものと思料される。

一方、当市の提案では、既存の幼稚園及び保育所から幼保連携型認定こども園に移行したとしても、旧幼稚園の建物を使用する対象はあくまで3～5歳児のみに限定しており、満3歳未満のこどもは旧幼稚園の建物を使用しないことから、旧幼稚園の建物に対する設備基準は幼稚園の基準と同等のもので支障は無いと考えられる。なお、この設備基準の緩和については、あくまで既存の旧幼稚園の園舎をそのまま活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合の特例としての対応であり、将来的に園舎の建替えを行う場合には、当然ながら本来の幼保連携型認定こども園の設備基準を適用することに異論は無い。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、原則として参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねるよう、提案の実現に向けて特に積極的な見直しを求める。

各府省からの第2次回答

幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）において、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに

対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行うことの目的とする施設と規定されている。

こうした幼保連携型認定こども園の性質上、乳児室又はほふく室を除き、当該居室の使用方法を特定し、保育所部分と幼稚園部分に機能を切り分けることは困難であり、また、建築計画上明確に「幼稚園の機能のみに供する部分」と「保育所の機能のみに供する部分」が分けられると制度的に担保されていないため、使用形態の変更により危険性が増大する可能性があり、排煙設備及び非常用の照明装置の設置に係る基準を緩和することは不適当である。

ただし、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の取扱い等について（技術的助言）」（平成27年2月13日付け国土交通省住宅局建築指導課事務連絡）により、「幼稚園と保育所とで適用される基準の内容が異なるものについても、建築物の延べ面積や構造種別等の条件によって適用されない場合もあるなど、必ずしも全ての建築物に適用されるものではなく、個別の事案ごとに基準の適否を判断し、適切に対応される」よう、特定行政庁に周知しているところ。

具体的には、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の取扱い等について（補足）」（平成27年2月13日付け国土交通省住宅局建築指導課事務連絡）において、「関係書類及び関係部局間での連携等により、満三歳未満の子どもの保育を行う居室が当該子どもの保育を行わない居室と間仕切壁等により区画されており、かつ、当該子どもの保育を行う居室を変更する際にその旨を把握できる場合」には、特定行政庁の判断において、「当該子どもの保育を行う部分以外の部分」を、排煙設備や非常用の照明装置等の避難関係規定の適用上、「幼稚園用途に供する部分」として取り扱うことが可能な旨を周知している。このため、ご要望の件は、特定行政庁の判断で対応可能である。

なお、児童福祉施設等としての避難関係規定を適用する場合にあっても、平成12年建設省告示第1436号において、保育所用途に供する建築物の各居室に、屋外への出口又はバルコニーへの出口等が設けられている場合には、排煙設備の設置を要しないこととしており、用途変更に伴う負担軽減のための措置を行っている。

#### 令和7年の方針からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【こども家庭庁（11）】【国土交通省（6）（i）】

建築基準法（昭25法201）

幼保連携型認定こども園に関する建築基準法上の取扱いについては、例外的に一定の部分を幼稚園の用途に供する部分として取り扱うことが可能な場合について、地方公共団体に改めて通知した。

[措置済み（令和7年10月31日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡、令和7年10月31日付け国土交通省住宅局建築指導課事務連絡）]

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	274	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

### 提案事項(事項名)

都道府県が行う公共測量の実施時及び終了時における公示主体の見直し

### 提案団体

広島県、宮城県、愛知県、三重県、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

測量法に基づく基本測量及び公共測量の実施時及び終了時の公示について、実施主体を都道府県知事ではなく、国土地理院と改め、国土地理院の HP に掲載するなどして公示を行うよう見直しを求める。

### 具体的な支障事例

令和6年度に測量計画機関から当県知事に提出された実施通知は約 90 件あり、加えて、これと同数の終了通知を公示する必要があるため、事務の負担が大きい。(測量計画機関への連絡や県報に掲載する手続きなどで、1件あたり約 0.5 時間かかり、年間では、約 0.5 時間 × 90 件 × 2 = 約 90 時間かかっている。)

国土地理院は、測量計画機関から測量実施計画書、測量成果等の提出を受け、公示に係る情報を一元的に保有していることから、国土地理院が公示を行うことは十分に可能であると考える。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県が公示を行う必要がなくなり事務負担が軽減される。

複数県にまたがる測量については、現在、各県域部分のみが測量計画機関から通知され、それぞれ公示しているところ、国土地理院のHPに掲載するなどして公示を行うこととなれば、一括して情報確認が可能となり、住民サービスの向上につながる。

また、地方公共団体を含む測量計画機関は、測量の実施及び終了に際して国土地理院と都道府県知事の双方への手続を要することとされているが、手続先が国土地理院に一元化されることで、測量計画機関と都道府県の両者にとって事務負担軽減につながる。

### 根拠法令等

測量法第 14 条、第 39 条

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、茨城県、兵庫県、島根県

○当県の令和6年度の実施通知による公示は130件以上あり、提案団体と同様に事務負担の大きなものとなっている。

○当県では公示対象件数が増加傾向にあり、事務負担が増しています。

○当県についても同様である。

当県においても、令和6年度に測量機関から送付された実施通知は、133件もあり、終了についてもまた同様であることから、公示の事務処理に負担を要している。

## 各府省からの第1次回答

当該公示を国土地理院が行うこととして測量法第14条第3項を廃止した場合、同法第39条により公共測量に準用するに際しては、測量計画機関から関係都道府県知事への通知に加え、国土地理院への通知が必要となり、測量計画機関における事務が増大する。

また、国土地理院から都道府県知事への通知を行うとすれば、行政全体の事務負担が増大するものと考える。なお、同法第14条第3項に基づく都道府県知事の公示の方法は、特に定めがないため、県報掲載のほか、インターネットの利用その他適切な方法により実施することも差し支えないと認識している。

都道府県知事が実施の公示をするものとしている趣旨は、公示後に行われる当該測量の実施に当たって、関係地域の住民に、いつ、どこで公共測量が行われ、そのために必要な同法第15条の規定による土地の立入り、第16条及び第17条の規定による障害物の除去、第18条の規定による土地等の一時使用並びに第19条の規定による土地の収用又は使用的権利の行使があり得ることを知らせ、行政運営の効率化を図ることにより、「測量の重複を除き、正確で精度の高い測量を実施する」という法の目的を達成するためのものである。

加えて、上記の土地の立入り等の公権力の行使は、私有地のみならず公有地を所有する地方公共団体間にまたがることもあるため、当該条項は法定受託事務として都道府県知事が公示するものと整理された経緯があり、この整理が変わる状況にはないと理解している。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、測量計画機関から測量実施計画書、測量成果等の提出を受け、公示に係る情報を一元的に保有する国土地理院が公共測量の公示を行うことにより、都道府県の事務削減に加え、利用者の利便性向上にも資するとの趣旨である。

回答は測量法第14条第3項を廃止した場合となっているが、提案しているのは、公共測量への準用の場合を含め同項に規定する都道府県知事の公示義務を廃止し国土地理院(の長)が行うこととともに、同条第1項及び第2項に規定する都道府県への通知を不要とするよう、所要の改正を求めるものである。

このため、測量計画機関は関係都道府県知事ではなく、国土地理院へ通知することに変更となるのみで、測量計画機関の事務量は変わらない。また、同様の理由で、行政全体の事務負担が増大することはないと思われる。

むしろ、国土地理院及び都道府県知事の双方に対して提出・通知を行っていたものが、これを国土地理院へのワンストップ化により一元化することで、測量計画機関における事務煩雑の軽減が図られるものとなる。

また、都道府県知事の公示の方法について述べられているが、インターネットでの公示を可とし、紙での公示により当該地域住民に周知する必要がないのであれば、国土地理院で情報を集約し公示する方が、利用者の利便性向上につながり、より効率的と考える。

以上の観点から、再検討を求める。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

本提案は、現在都道府県が担っている基本測量及び公共測量の公示を「国が一括処理したほうが効率的な事務」として、国土地理院が一括してHPに掲載するなど公示主体の一元化を求めるものである。都道府県のみならず測量計画機関の負担軽減にも資するとともに、閲覧者の利便性向上にも資するため、提案の確実な実現を求める。

## 各府省からの第2次回答

御提案を踏まえ、国土地理院の長及び測量計画機関から関係都道府県知事への基本測量及び公共測量の実施の通知を廃止するとともに、国土地理院で公示の仕組みを整備するなどして、都道府県知事に代わり国土地理院の長が、インターネット上で公示を実施することを含めて検討してまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

#### (4)測量法(昭24法188)

(i)測量法に基づく基本測量(4条)及び公共測量(5条)については、国土地理院の長及び測量計画機関から関係都道府県知事に対して行う実施の通知(14条1項及び2項(39条で準用する場合を含む。))を廃止するとともに、都道府県知事の公示に係る事務(14条3項(39条で準用する場合を含む。))を廃止し、国土地理院の長が公示することとする。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	275	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

### 提案事項(事項名)

測量業者登録簿を閲覧に供する規定の見直し

### 提案団体

広島県、宮城県、愛知県、三重県、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

測量法において、都道府県知事が測量業者の登録簿を公衆の閲覧に供さなければならないとする規定を廃止し、登録業務を行っている国が HP に掲載するなどの見直しを求める。

### 具体的な支障事例

測量業者の登録事務は、各地方整備局(主たる営業所の所在地を所管する整備局)で行っており、県内に本店又は営業所がある測量業者の登録申請書及び財務関係書類が、各地方整備局から県知事に対して紙で送付される。

県知事はこれを公衆の閲覧に供する必要があるため、当県では業者ごとに紙バインダにて格納管理しており、登録内容が更新された場合はその都度差替作業が発生している。

当県で管理している業者数は約 500 者で、令和6年度はその約半数に当たる 249 件について、更新作業が発生した。

各地方整備局から送付される書類の量が、大量(推計約1万枚)であるため差替作業等に年間で約 60 時間を超える時間を費やすことを余儀なくされており多大な事務負担となっている。一方で、過去 10 年間にわたり閲覧申請は全くなく、供覧を行う必要性が認められない。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現在、国と都道府県の双方に、測量業者の登録簿を公衆の閲覧に供する義務があるが、登録事務を行っている国が、全国の情報をとりまとめ、HP 等で検索できるような形で公表することにより、閲覧する業者、住民等がより情報を活用しやすくなる。また、各地方整備局から都道府県知事に紙で送付する必要がなくなり、国と都道府県双方の事務負担軽減にもつながる。

### 根拠法令等

測量法第 55 条の 12

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、茨城県、埼玉県、兵庫県、島根県

- 当県で書類管理している測量業者数は、令和6年度末時点で約 550 業者ある。検索がしやすいよう五十音順のリストを作成し、書類は測量業者の登録番号順に個別フォルダに格納保管しており、各地方整備局から変更等の書類が送付される都度、差替えなどを行っている。また、書類の保管には、ハイキャビネット1台分近くのスペースを要しているが、閲覧申込は令和6年度は5件、令和5年度は2件のみとなっている。
- 当県で閲覧対応している測量業者の登録数は約 600 者、令和6年度の閲覧件数は 71 件であった。提案団体同様、各地方整備局から送付される書類の量は大量であり、差替作業等で年間 60 時間以上はかかっていると推察される。また、閲覧書類は各地方整備局から郵送されるためタイムラグが生じることから、せっかく閲覧者が来庁されても最新の書類が届いていないことが多々ある。行政サービスのデジタル化を進めていく中で、都道府県及び閲覧者の負担を考えると、国の HP 等に掲載することは望ましいと考える。あわせて、国及び都道府県用に紙資料を用意している測量業者の負担も軽減されると考える。
- 当県が登録簿を管理している業者数は約 150 社で、令和6年度はうち 116 社分の更新作業を行いました。令和6年度の閲覧者は 10 人に満たない状況です。現在も登録された測量業者の一覧を国土交通省が WEB 上で公開しており、こうした情報を活用することで現在行っている紙ベースの登録簿閲覧に代えることができ、閲覧者の負担や各都道府県での事務の軽減につながると考えます。
- 当県においては登録業者数が 900 社存在するため令和6年度は測量業者登録の削除・更新作業が 1,200 件ほど生じており、閲覧申請においては 139 件ほどあったため、国のHP等で公表できるようになれば差替え・閲覧業務の負担軽減に繋がると考えるため賛同する。

## 各府省からの第1次回答

都道府県知事が公衆の閲覧に供することとされている測量業者の登録簿等については、国土交通省において調査を行ったところ、1都道府県あたり平均で年間 48 件程度、多い県では年間 200 件以上の閲覧があり、一定の国民のニーズがあると承知しているところ。  
一方、ご指摘のような事務負担を考慮し、電子化を含めた閲覧のあり方について、本年度中に検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

測量業者の登録事務を行っている国土交通省が、全国の情報をとりまとめ、HP 等で検索できるような形で公表するなど、測量業者登録簿の電子化が実現すれば、業者や住民等が閲覧のために来庁する必要がなくなり、利便性が大きく向上するものと考える。  
また、測量業者登録簿の電子化に伴い、各地方整備局における各都道府県への測量業者の登録・更新関係書類の送付作業と、都道府県における供覧のための書類差替作業がなくなれば、国と都道府県双方の事務負担軽減につながるため、早期の検討をお願いする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

**【全国知事会】**  
本提案は、現在都道府県が紙バインダーを用いて公衆の閲覧に供している測量業者登録簿を「国が一括処理したほうが効率的な事務」として、国の HP 等で全都道府県の情報を検索できるよう求めるものである。都道府県の負担軽減のみならず、事業者や住民の利便性向上にも資することから、提案の確実な実現を求める。

## 各府省からの第2次回答

都道府県知事が公衆の閲覧に供している測量業者の登録簿の閲覧には、一定の国民のニーズがあると承知しているが、閲覧の利便性向上や都道府県の事務負担軽減も重要な観点であることから、登録簿の閲覧の電子化など、前向きに継続して検討してまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

#### (4)測量法(昭24法188)

(ii)測量業者の登録簿の閲覧(55条の12)については、都道府県の事務負担を軽減するため、閲覧事務の実態を踏まえ電子化を可能とする方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	277	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

### 提案団体

広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

### 制度の所管・関係府省

警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

### 求める措置の具体的な内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

### 具体的な支障事例

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一部資格で指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。

それにもかかわらず、資格付与者が都道府県知事とされていることで、各都道府県では免許証等の申請・内容の確認・交付をはじめ様々な事務が発生しており、都道府県の事務負担となっている。

利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要があり、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。

現在、デジタル庁において整備・運用されている「国家資格等情報連携・活用システム」(以下「システム」)によつて、一部資格については、オンラインでの資格の登録申請や資格情報の確認、証明が可能となっているが、都道府県知事が免許交付することとされている国家資格について、同システムに実装されていない資格は、申請書や住民票の写しなど、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担が生じているため、各種資格の付与者を国とする上で、システムを利用したオンラインによる免許申請等の推進も必要であると考えている。

システムへの資格の実装が進めば、各都道府県が資格者名簿をそれぞれ管理する必要性も無くなることから、資格付与者を国へ見直した上で、資格に関する事務を国で一元的に実施する方が効率的であるし、利用者の利便性向上にも資すると考える。

#### 【具体的な当県での事務負担】

・調理師:試験申込件数-370件/年、新規申請件数-438件/年、年間作業時間-約350時間

・製菓衛生師:試験申込件数-185件/年、新規申請件数-118件/年、年間作業時間-約370時間、試験事務を県が直接実施(試験当日の会場運営、採点は業者委託)

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、現在、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えは、免許交付した都道府県に申請しないといけないところ、居住地の近くの国の窓口に行けば書換え申請できることになり、利便性向上につながる。あわせて、各都道府県がそれぞれ行っていた試験・免許事務が国に一元化されることで、都道府県の事務負担軽減にも繋がる。また、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、原則として国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、紙申請に伴う申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

## 根拠法令等

製菓衛生師法第2条、調理師法第2条 等

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、長野県、宮崎県

○当県においても同様に、免許証の交付等様々な負担が生じている。

### 【具体的な当県での事務負担】

- ・調理師：試験申込件数-218件/年、新規・書換え・再交付件数-492件/年、年間作業時間-約295時間
  - ・製菓衛生師：試験申込件数-89件/年、新規・書換え・再交付申請件数-61件/年、年間作業時間-約62時間
- また、居住地と申請時の住所が異なる利用者は、郵送で申請するケースが多く、手続に時間的なコストが生じている。
- そのため、国への事務の一元化には賛同するが、本県ではまだ国家資格等情報連携・活用システムを導入しておらず、システムを使った手続にはすぐに対応できない。

## 各府省からの第1次回答

回答については別紙。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

別紙のとおり

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【岩手県】

#### 【家畜商法(家畜商)】

講習会の実施にあたっては、家畜商法等で講習内容及び時間数が定められている他、講習会の参加者は、開催都道府県民だけではなく、開催県以外からの参加者もいる状況であり、さらに免許の効力は全都道府県に及ぶことを踏まえると、地域による講習内容の違いは受講者にとって実効性を伴っておらず、地域の実情を受講内容に反映させる必要性は低いと思われる。

また、開催状況は、都道府県により毎年開催、隔年開催、近隣県との持ち回り開催など様々であり、実情を反映させるとしてもその習得機会も不均衡となっているところ。

なお、国では、令和6年3月28日付5畜第3034号「デジタル原則を踏まえた家畜商法の適用に係る解釈の明確化等について(通知)」にて、家畜商講習会のオンライン化を進めるよう通知があったところであることから、国がオンライン講習会を開催できれば、受講者にとっても居住地に関わらず受講できる他、免許の効力にあった一律の講習が受講できるメリットがある。

#### 【家畜改良増殖法(人工授精師)】

資格付与に当たって必要となる講習会及び試験については、各都道府県の実態に応じて講習会を実施することが望ましいものの、現行の法律、規則においては、家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、都道府県等が実施した講習会の合格証や住民票等の書類を住所地を所管する都道府県知事に提出することとなっていることから、国が資格の付与を行うことができるものと考える。

ただし、国が資格の付与を行う場合、各都道府県が免許取得者の状況を把握するための仕組みが必要である。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

全国統一試験で運用されている国家資格については、地方公共団体の業務負担の軽減と住民サービスの向上を図る観点から、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した資格申請・変更等のオンライン化を全面的に推進し、資格の付与・管理を国が一元的に担う体制への移行を強く求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

国家資格については、国が責任をもって試験事務や資格の登録等を全国的に統一して制度整備を行すべきではないか。その上で、当該資格に関する必要な情報を地方公共団体が活用して、地域における事務を円滑・適切に行うことのできる仕組みを構築すべきではないか。

国家資格等情報連携・活用システムを活用することで、身近な窓口で手続ができなくなることによる住民の利便性の低下を回避することが出来るのではないか。

外部団体等への事務委任が行われていない資格について、委任が可能となる規定を設けることで、実質的に都道府県に事務が発生しない仕組みにすることが出来るのではないか。

### 【行政書士】

合格の決定のみ委任できない仕組みについては、他の国家資格の例を踏まえ、都道府県の負担軽減に資するよう、合格の決定を含む全ての試験事務の委任を可能にするべきではないか。行政書士法第4条第1項から「総務省令で定めるものを除く」の文言を削除する法改正を行うなど、具体的な方策を第2次回答でお示しいただきたい。

### 【調理師】

資格登録に係る事務は都道府県において共通の運用がされており、試験事務においても多数の都県は指定試験機関に委任しているため、共通の運用がされている実態がある。このような実態を踏まえ、現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

また、専門調理師が調理師の上位資格であることを理由に資格付与者を区別していることについては、合理性を欠くと考えられるのではないか。

### 【全国通訳案内士】

全国通訳案内士に対する指導取締りについては、資格登録事務を国や外部団体等が行うこととし、資格保有者に関する情報を国から都道府県に共有することで、引き続き都道府県による指導取締りの実効性を確保できるのではないか。

都道府県が資格登録事務を行わずとも、地域のニーズに合った全国通訳案内士の育成や活躍の場を確保する取組は可能なため、国や外部団体等が資格登録事務を実施することについて検討いただきたい。

現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

回答については別紙。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

別紙のとおり

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	278	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

災害復旧事業(補助)における再調査後の設計変更等を可能とすること

### 提案団体

京丹後市、神奈川県

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

災害復旧事業(補助)における再調査後の設計変更及び協議を伴う決定価格の更正を可能とすることを求める。現行制度で可能であるならば、取扱いの明確化をしていただきたい。

### 具体的な支障事例

再調査は災害発生年を初年度とした3年度目に災害復旧事業費の査定決定に対する変動を調査するもので、例年4月に調査依頼が発出され、5月中に調書提出期限が設定されている。連続して多くの災害に見舞われると、職員不足により再調査時期にようやく工事の発注ができる未竣工箇所(※)が多数出てくる場合があり、調書提出時点では工事の増額要素など詳細な情報が把握できず、精算見込額を算出することが困難となることから、増額の可能性が高い現場であっても増額可能性部分を記載できないまま再調査の調書を提出するケースがある。国土交通省の資料(災害事務の流れについて(平成31年5月水管管理・国土保全局防災課))においては再調査を経て最終的な予算措置とされており、設計変更で増額となった部分に関しての差額は自治体で負担していたため、財源確保が問題となっている。

※当市の平成30年発生災害の復旧状況は箇所数147か所(令和2年5月末時点の竣工進捗率38%)

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

自治体の財政負担軽減

### 根拠法令等

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条、過年発生災害復旧事業再調査要綱第二

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、相模原市、大村市、熊本市

—

## 各府省からの第1次回答

再調査は、原則3年度目に実施するが、再調査後、やむを得ない状況変化が生じた場合には、4年度目以降も引き続き、再調査を実施し、必要な予算措置をすることとしている。  
また、令和元年12月26日に発出済みの事務連絡においても、  
・3箇年度以内の完工にこだわることなく必要に応じて適正な工期の確保に努めること  
・3箇年度以内の完工しない場合は、相談窓口(国土交通省水管理・国土保全局防災課)に相談することと明記しており、令和3年3月31日に発出済みの事務連絡では、「4箇年度以降についても、必要な予算措置をすることとしています」と改めて取り扱いを明確化している。  
4箇年度以降についても、必要な予算措置ができることについて、引き続き、周知してまいる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、3年度目に通常行う再調査について、3年度早々に増額要素を見込むことが困難であるため、春の1回だけではなく秋から年末にかけて再調査時期を追加していただきたいものであり、やむを得ない状況変化が生じた場合に行う4年度目以降の予算措置ではない。  
連続して多くの災害に見舞われると、職員不足により再調査時期にようやく工事の発注ができる未竣工箇所が多数出てくる場合があり、増額の可能性が高い現場であっても増額可能性部分を記載できないまま再調査の調書を提出するケースがある。  
その後、設計変更で増額となった部分に関する差額は、自治体が負担することにより再調査年度に災害復旧工事を完工しているが、秋から年末にかけて再度、再調査が実施され予算措置がされるのであれば、その段階での当該差額の負担を減らすことが可能であると考える。  
よって、再調査時点で見込めなかった増額部分について、同年度内において、再度、再調査を実施し、予算措置がされるよう御検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

**【全国知事会】**  
現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

## 各府省からの第2次回答

ご提案のとおり、秋から年末にかけて再調査時期を追加できたとしても、翌年度の予算要求は例年8月末までに行うこととされていること等から、予算措置は翌年度以降となる。  
なお、再調査は、原則3年度目に実施するが、再調査後、やむを得ない状況変化が生じた場合には、4年度目以降も引き続き、再調査を実施し、必要な予算措置をすることとしている。  
3年度目の春に行う再調査で、増額部分を記載できないまま再調査の調書を提出し、かつ、当該年度に災害復旧工事が完了した案件についても、4年度目以降の再調査を実施することで予算措置することが可能である。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

**4【国土交通省】**  
(12)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97)  
「過年発生災害復旧事業の再調査要綱」(昭57建設省河川局長通知)に基づく災害復旧事業等再調査については、再調査以降のやむを得ない状況変化により金額の変更が生じた場合(再調査を実施した年度に完了する工事において変更が生じた場合を含む。)は、一定の手続を経て翌年度以降も引き続き再調査が実施できることを明確化し、都道府県等に対して令和8年中に通知するとともに、災害復旧事業の担当者会議等においても周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	280	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

住宅用家屋証明交付事務の廃止

### 提案団体

神戸市

### 制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

登録免許税の軽減措置に係る住宅用家屋証明については、登記所が市区町村に照会する仕組みとする。

### 具体的な支障事例

登録免許税の軽減を申請するため、住宅用家屋の取得等後1年以内の登記等の際、住宅用家屋が所在する市区町村長が証明した証明書が必要となる。現在、住宅用家屋証明の交付事務は、申請者が必要な書面を揃えて市町村窓口に提出し、市町村は書面審査のみで可否を判定したうえで、複写式の申請書の一部に市町村公印を押印し、証明書として発行している。申請者は単なる書面審査であるにもかかわらず、法務局ではなく、いったん市町村に書面申請し、書面で交付される証明書を法務局に持参する必要があり、不要な負担となっている。また、当市では当該交付事務を税務部門で実施しているが、年間交付件数は平均 6,000～7,000 件あり、大きな負担となっている。なお、当該証明事務については、法定受託事務とされているところ、租税特別措置法に根拠がなく、同法施行令において規定されていることから、地方分権推進計画や地方自治法第2条第9項の規定を踏まえると、問題があり、見直しが必要である。また、当該証明事務だけでなく、租税特別措置法に根拠がなく、自治体に事務を義務付けているものについては同様に見直しをされたい。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者は登記に伴い住宅用家屋証明が即時に必要となるが、市町村が申請を電子化しても、交付が書面に限定されると、申請者は郵送または来庁が求められる。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村においては、窓口交付事務、郵送交付事務の軽減が図られる。申請者においては、証明書を受け取る負担が軽減され、登記申請をスムーズに行うことができるようになる。

### 根拠法令等

租税特別措置法施行令第 41 条、第 42 条、第 55 条、租税特別措置法施行規則第 25 条、第 25 条の2、第 26 条、第 26 条の2、第 26 条の3、第 27 条、住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について(昭和 59 年5月 22 日付け国土交通省住宅局長通知建設省住民発 32 号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、当別町、花巻市、北上市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川崎市、相模原市、燕市、名古屋市、城陽市、八尾市、西宮市、斑鳩町、下関市、長崎市、熊本市、特別区長会

○住宅用家屋証明の申請時に添付を求める書類が多く来庁者に負担をかけているほか、窓口での確認作業にも時間を要するため双方の負担が大きい。また、司法書士による大量申請が多かったり、証明の交付期日を切ったり、対応困難な要望も多く、事務負担が大きい。

○報告された支障事例が当市においてもかなりの頻度で発生している。開始当初に比べて、特例項目に「認定低炭素住宅」や「特定の増改築等がされた住宅用家屋」が追加され、判定事務が複雑化し証明発行事務を行う基礎自治体が混乱したが、今後も国が住宅政策を促進する中でZEHをはじめとする新たな特例項目も増えかねないと非常に懸念している。過去には長期優良住宅の認定証明書が偽造され、国土交通省住宅局から事務連絡にて事務の適正な実施について通知があったことで、各自治体で原本の持参の依頼、証明書発行部署からの情報提供との突合など実情に応じた対応を追加で行っており、当市においてもその趣旨に則り適切に追加対応しているところである。発行事務については、法定受託事務であることから基本的な部分は全国的に統一されているが、前述の長期優良住宅の証明書だけでなく、例えば未入居の場合の取扱（添付資料など）においても自治体ごとにローカル・ルールで運用されており、その複雑さゆえに司法書士や土地家屋調査士等の代理人から確認の問い合わせがその都度あり、適切な証明発行に導けるようにその都度丁寧に対応をせざるを得ない状況である。申請者である市民目線に立つと、本事務は法務局にてワンストップで行うことが利便性も高く、1,700を超える基礎自治体で実施するよりも統一感が更に高まるところから、早い段階で本事務については自治体で実施を廃止する、または法務局で事務を実施すべきと考える。

○登記の内容や家屋の種別によって申請者に提出を求める書類や市区町村が確認する事項が異なるため、申請者及び市区町村にとって非常に煩雑であり、書類の提出漏れも多い。そのため窓口で申請者とトラブルになる事案も発生している。当市においても当該交付事務を税務部門で実施しているが、年間交付件数は平均800～900件あり、大きな負担となっている。

○年間件数が1万件を超えており、また、電話による問い合わせも多いため、事務の負担が大きくなっている。また、国税である登録免許税の軽減について問い合わせを受けることがあるが、自治体では判断することが難しい場合がある。

○住宅用家屋証明書は、建物の不動産登記を行う際の登録免許税の軽減のために必要とされる書類だが、証明書発行審査のために、登記事項証明書等法務局発行の書類を取得し、市窓口に持参する必要がある。法務局で書類取得→市証明発行→法務局で登記手続きとなり、申請者に二度手間を強いている。居住実態が確認できれば良いのであれば、住民票を取得して法務局登記の際に提出すれば事足りると思料する。

○住宅用家屋証明交付事務を廃止した場合に、法務局より市町村側に対する照会を無くすような制度設計をお願いしたい。

○当市においても同様に税務課の窓口で対応しており、新税者が持参した書類を審査し、新税所に公印を押印し、証明をしているが、市がしなければならない理由がないため登記所で家屋証明の内容を確認し、登録免許税の軽減を実施すれば良い。

○所得税において住宅ローン控除を受ける際に、認定長期優良住宅又は低炭素建築物であることを証明するための書類の一つとして住宅用家屋証明書が使用されているため、確定申告をする者から再発行を求められることがあり、本来の目的以外の不要な事務負担が生じている。

○市町村窓口の事務負担軽減のためとして、令和6年から導入された宅地建物取引業者による入居見込み確認事務については、全く活用されておらず、事務負担の軽減になっていない。

○当市では、令和3年に指定都市市長会共同提案として「市区町村における住宅用家屋証明交付事務の廃止」を求めており、これは証明の審査主体の見直し（登録免許税の軽減等を受けるための要件審査を直接法務局が行うこと）を求めるものであったが、これに対する国からの対応は、提出書類の緩和に留まっていることから、今後更なる事務負担の軽減に向けて、まずは、国において自治体による本事務の廃止（審査主体の変更）を基本方針として、住宅用家屋証明のあり方を検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答

### 【法務省】【国土交通省】

令和3年の提案募集においても、同旨の提案があったところ、当該提案への対応として、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、租税特別措置法施行令第41条及び第42条第1項に規定する自己居住要件の確認について、宅地建物取引業者が入居見込み確認書を発行する場合には、自治体における審査を不要とする旨を昨年4月に地方公共団体及び宅地建物取引業の業界団体に通

知し、同年7月から、この運用が開始されたところ。この運用が普及すれば、要件の審査に係る市区町村の事務負担は軽減すると考えられるため、引き続き入居見込み確認書の運用の普及に努めてまいりたい。

なお、租税特別措置法ではなく租税特別措置法施行令に規定があることについて見直しが必要であるとの指摘については、地方自治法第2条第9項において、法定受託事務は「法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの」と規定されているところ、租税特別措置法施行令第41条及び第42条第1項の規定により市町村が処理することとされている事務は、同令第55条において、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とする旨が規定されており、法定受託事務としての根拠規定に問題はないものと認識している。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和3年の提案募集は、市区町村の事務負担の軽減だけではなく、住民に対して過度の負担を課しているといった面からも改善提案を行ったものである。登記手続き時の必要書類と住宅用家屋証明の申請時の必要書類は重複しているものが多く、二重に負担を強いていることから、法務局による受付へ移行すべきであるという考えは令和3年の提案時から変わっていない。

宅地建物取引業者による入居見込み確認書の運用については、宅地建物取引業者にとっては事務軽減にならず、むしろ負担増となるため、現状では利用されることはほとんどなく、結果として市区町村の事務負担の軽減にはつながっていない。

上記の事情を踏まえ、廃止が難しいということであれば、すでに情報連携を行っている登記情報連携システムを活用し、住宅用家屋証明を市区町村から登記所へ送付できる仕組みとすることで、申請者の来庁負担軽減を図ることができるのでないか。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【西宮市】

「自治体における審査を不要とする旨を令和6年4月に通知し、7月からこの運用が開始された」とのことだが、活用されておらず、また、これが活用されたからといって、あくまで提出書類の緩和に留まり、市町村窓口での証明書の交付事務の煩雑さは何ら変わりはなく、事務負担の軽減にはなっていない。確実に市町村窓口の負担をなくすため、「緩和」ではなく、根本的に証明事務の見直しを検討いただきたい。

##### 【下関市】

当市に於いて、入居見込み確認書による申請は、令和6年7月以降1件のみである。なお、家屋証明の申請は住居異動後のものが圧倒的に多く、未入居が例外なので、入居見込み確認書の導入は根本的な事務負担の軽減にならない(令和6年度家屋証明発行総数:903件、うち未入居申請:8件)。また、入居見込み確認書は自治体における審査が不要と言いつつ、税務当局の調査が行われる可能性があるとして現在の家屋の処分方法等、申立書と同じ添付書類の提出を求め、市区町村で5年保存することとされている(「九次改訂 登録免許税の軽減のための住宅用家屋証明の手引き」より)。申立書を入居見込み確認書にすることに何らメリットは感じない。

そもそも、法定受託事務として自治体に家屋証明の発行を求めており、登記手続きの権限は自治体は有しておらず、最終的な減免手続きを行うのは法務局であり、減免の判断も法務局が行うべき業務である。しかしながら、家屋証明発行の判断に迷う事例を法務局に問い合わせても、「家屋証明の発行は市町が判断するものであり、証明が発行されれば減免を行う」と判断を丸投げされ、対応に困ることがある。登記の際に、住民票あるいは入居見込み確認書を提出すれば、法務局で自己居住用であることは確認できるので、わざわざ自治体に多くの書類を審査させ、家屋証明を発行させる必要はないと考える。現に、相続に係る土地の不動産登記の免税措置については、家屋証明のような自治体の審査書類を求めていない。家屋証明発行事務は、本来法務局が行うべき審査を自治体に肩代わりさせ、一方的に負担を強いるものだが、法務局が審査を行うことができない理由を明示いただきたい。

当市においても人員削減や業務増加により事務負担が大きいため、家屋証明の廃止を強く要望する。

##### 【長崎市】

令和6年から導入された宅地建物取引業者による入居見込み確認事務については本市では事例がなく、事務負担の軽減にはなっていない。

市区町村にとって審査や問い合わせに対する負担が大きく、また、書類審査のみであることから市区町村がしなければならない理由はないと思われる。さらに申請者にとっても法務局にて登記申請と併せてワンストップで行う、もしくは制度を廃止することで申請の負担が減るため、法務局で事務を行うか、制度を廃止するか制度自体の見直しを検討すべき。

##### 【特別区長会】

回答には、昨年7月から開始された運用で市区町村の負担が軽減されるとあるが、ほとんど事例がないのが実

情である。家屋証明書は、司法書士等が申請するケースが多く、宅地建物取引業者が申請することはあまりない。司法書士等にとっては、宅地建物取引業者に入居見込み確認書を求めるより、自らが申立書を作成した方が、時間的にもコストもかからない。このため、おそらく今後もこの運用は普及が進まないのでないか。この提案は、登記所が市区町村に照会する仕組みとする措置を求めていたが、その回答がない。できないならその理由を明確に回答してほしい。

政策的な目的で登録免許税を軽減するなら、登録免許税を課す主体が自ら確認、判断すべきである。それをせず、全国の市区町村が発行する証明書を必要としたのはなぜか。軽減を受けようとする方に2か所での手続きをさせ、全国の市区町村に業務の負担を強いていることを考慮し、制度のあり方から検討してほしい。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「租税特別措置法施行令第41条及び第42条第1項に規定する自己居住要件の確認について、宅地建物取引業者が入居見込み確認書を発行する場合には、自治体における審査を不要とする」措置については、運用開始から約1年経過するが、活用事例が少なく、自治体の支障解決につながっていない。そもそも、形式的な審査であるため市区町村で証明事務を行う必要はないのではないか。

住宅用家屋証明の交付事務において、登記事項証明書等により確認する事項については、そもそも登記所で発行される書類で確認できる審査項目（所在地、建築年月日、床面積、用途のうち専用住宅であるか）であることから、自治体の審査を不要としてよいのではないか。その場合、申請者は、登記事項証明書の添付を不要とすることができるのではないか。

また、登記情報連携システムを活用し、住宅用家屋証明を市区町村から登記所へオンラインで送付できる仕組みとすることで、自治体においては郵送事務の負担軽減、申請者においては郵送費用の負担軽減を図ることができるのではないか。

## 各府省からの第2次回答

住宅用家屋証明書は、住宅取得に係る負担の軽減、良質な住宅ストックの形成・流通の促進を図るために講じられた税制措置（所有権の保存の登記等をする際に納付する登録免許税の軽減措置）の実施のために、租税特別措置法施行令第41条又は第42条の規定に基づき、対象となる住宅が一定の要件に適合するものであることを確認し、市町村長又は特別区の区長が証明した書類である。

この要件に適合するかどうかの審査においては、登記事項に合致するかどうかといった形式的審査のみではなく、登記制度では審査の対象とはならない居住要件を満たすかどうかといった実質的審査も含まれており、そのような審査を法務局で実施することについては、登記をしなければ不動産の物権変動を第三者に対抗することができない対抗要件主義（民法第177条）のもとで、当事者間では物権変動が生じているのに、上記の要件審査が必要となるために対抗力を迅速に備えることができなくなることから、当該要件に適合するかどうかの審査をも担当することは現実的に困難である。

なお、登記情報連携システムは、国や地方公共団体が登記事項を確認することにより、登記事項証明書の添付省略や公用請求代替の場面で活用したり、地方税法に基づく通知をしたりするために開発されたものであり、現行のシステムでは住宅用家屋証明を授受することはできない。そのため、御提案にあるように住宅用家屋証明を市区町村から登記所へ送付するためには、住宅用家屋証明書の電子化の方策やシステム間連携の在り方の検討、更には登記所と市区町村の両方のシステム改修が必要であり、その費用をどのように確保するか等の様々な課題がある。

他方、御提案にある「申請者の来庁負担軽減」の観点から、登記情報連携システムの活用など、申請者の負担軽減策について検討してまいりたい。

加えて、入居見込み確認書については、第1次回答でも回答したとおり、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、昨年7月から運用が開始されたところであり、引き続き普及に努めてまいりたい。

## 令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【法務省(8)】【国土交通省(21)(ii)】

租税特別措置法(昭32法26)

住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置(72条の2等)における市区町村長の証明事務(施行令41条及び42条1項。以下この事項において「住宅用家屋証明」という。)については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。

- ・住宅用家屋証明書のオンラインによる交付が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和8年中に通知する。
- ・市区町村が登記情報連携システムを活用することにより、住宅用家屋証明の申請者に求めている登記事項証明書の添付を省略できるようにするため、当該事務の運用について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	301	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	10_運輸・交通

### 提案事項(事項名)

地域実態の適切な把握可能に向けた「宿泊旅行統計調査」結果の公表範囲の拡充及び個票データの提供

### 提案団体

兵庫県、新潟県、明石市、洲本市、相生市、小野市、南あわじ市、朝来市、たつの市、上郡町

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

宿泊旅行統計調査について、都道府県別だけでなく市区町村別のデータも公表するなど、調査結果の公表範囲を拡充するとともに、地域の実態をきめ細かく把握・分析できるよう、個票データの申請手続を簡略化し、入手を容易とすること。

### 具体的な支障事例

#### 【制度概要】

宿泊旅行統計調査は、宿泊旅行の実態を明らかにすることを目的として、旅館・ホテル等を対象にした、統計法に基づく一般統計調査であり、本調査で得られたデータは、国や地域における観光施策の企画・立案等の際のデータとして活用されている。

#### 【具体的な支障事例】

当該調査結果の公表は、調査対象の宿泊施設所在地の都道府県単位で行われている。また、インバウンド消費動向調査と異なり、詳細な個票データ(調査票情報)の提供先が行政や研究機関の一部に限定されているほか、統計法に基づく申請手続が必要となっており、申請から取得までに数週間から数か月を要している。そのため、現状の公表結果や取得した(国から提供された)調査票情報に基づく迅速な分析や地域特性を生かした戦略策定が難しい状況にある。

加えて、自治体や DMO が独自に調査を実施した場合、調査費用が追加で生じるだけではなく、調査対象施設にとっては類似内容の重複した調査となり、過剰な負担が生じる。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内の DMO 等から、観光施策の効果検証(宿泊客(国内・国外)の伸び率等)や周囲の市町との比較といった分析のために、データを求められることがある。

### 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市区町村別のデータの公表及び個票データの申請手続の簡略化により、行政や研究機関に限らず民間企業等においても地域特性を踏まえた迅速な分析を行うことや、各種の観光施策をより的確かつ戦略的に展開することが可能となる。

### 根拠法令等

統計法

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

浜松市、山口県、佐賀県、熊本市、宮崎県

—

## 各府省からの第1次回答

全市町村別データを公表した場合、宿泊施設数の少ない市町村等では個別の宿泊施設が特定されてしまう恐れがあり、県単位、主な市町村単位、130区分単位での公表に留めている。また、現在、宿泊旅行統計調査についてもミクロデータ利用ポータルサイト(miripo)で調査票情報の申請ができるよう、手続を進めているところである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地域の観光施策を的確に講じるために、市区町村単位での宿泊客の動向等、よりきめ細やかなデータの把握と分析が求められている中で、公表されているのは、「都道府県単位」、「広域市町村単位(全国を130区分)」及び「主な市区町村(全国で概ね200市区町村)」の集計結果のみであり、広域市町村単位、主な市区町村単位の公表数が十分とは言えず、詳細なデータ分析に苦慮している。また、国籍(出身地)別外国人宿泊者数データ等は都道府県単位の公表にとどまっている。

個別の宿泊施設が特定されるおそれから、主な市区町村単位では市区町村別・従業者区分別において10施設以上の回収があったものについて表章されているが、母集団施設数が複数あれば、仮に回収施設数が1施設であっても当該宿泊施設が特定されることはないと考える。

こうした状況を踏まえ、市区町村別データは、回収施設数に関わらず、市区町村別・従業者区分別の母集団施設数が極端に少ない自治体を除き、原則として市区町村単位での公表を基本とするなど、柔軟な公表ルールの設計等も含めて検討いただきたい。

また、個票データの提供について、システム化による利用申出手続の円滑化等は期待される一方、提供機関の審査等で提供までに時間を要するようであれば、基本的な枠組みに変化はないと考えられる。

個票データの提供先についても、行政や研究機関の一部に限定すると、地域事業者やDMO等はデータの活用ができず、迅速な分析や地域特性を生かした戦略策定が難しくなる。

そのため、地域事業者やDMO等も含めた地域観光関係者が適切かつ迅速にデータを活用できるよう、提供先の拡大や手続の簡素化についても、更なる検討をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

宿泊旅行統計の公表データについて、2021年より都道府県単位よりも詳細な130区分の公表の実施を行っているところ。さらに詳細な市区町村単位での公表についても柔軟に対応できるよう、今後検討を行っていく。個票データの手続きの簡素化についても、今後検討を行っていく。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

(32)統計法(平19法53)

宿泊旅行統計調査の個票データの提供については、提供に当たって行う審査業務の効率化や提供データ作成の迅速化について検討を行い、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、当該調査のデータの公表については、地方公共団体等において、地域の実態をより適切に把握できるよう、公表する地域区分について検討を行い、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	315	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

災害時等における通行規制箇所等の迅速な情報共有が可能なシステムの構築・拡充

### 提案団体

山形県、北海道東北地方知事会

### 制度の所管・関係府省

内閣府、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

災害時等における県管理道路の通行規制箇所や被害箇所等の情報が迅速に共有されるよう、現地パトロール等が直接入力可能な情報システムの構築・拡充を行うこと。

### 具体的な支障事例

災害時等における県管理道路の通行規制情報や迂回路等の詳細情報については、県が提供する情報を日本道路交通情報センターがホームページ等で一般市民へ情報発信している。一方、国や県などの道路管理者間の情報共有は、RI2MAPS(リマップス:日本道路交通情報センターが提供する地図化ツール)等を活用し、できる限り速やかな情報共有を図っている。しかしながら、県管理道路における関係情報は、現地パトロールからメール等で報告を受けた県担当者が、国が定める指定様式に入力し、国にメール等で提出することでリマップスによる地図化が行われており、市民生活に多大な影響を与える関係情報の迅速な伝達・共有の面で、現行の運用方法には一定の課題が残る。令和6年7月に当県で発生した大雨災害では、県管理道路で112箇所の全面通行止め、650箇所の道路被害が発生し、指定様式への入力・提出に多大な労力と時間を要し、関係情報の迅速な国への提出が困難となるとともに、当該事務への対応により、現地対応にも一定の支障が生じた。そのため、県管理道路の規制箇所や被害箇所等の情報が迅速に反映されるよう、現地パトロール等が直接入力可能な情報システムの構築・拡充を行っていただきたい。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

緊急時における職員の事務軽減が可能となり、現地対応に人的リソースを集中できる。

### 根拠法令等

道路法第42条

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、川崎市、相模原市、長野県、滋賀県、岡山県、熊本市

○通行止め箇所まで行ってUターンすることは、交通渋滞を招き二次被災の可能性がある。  
○当県においても、令和6年度は災害や事故等による通行規制の発生が約160件あり、他県同様に被害状況の把握や規制の手続きに時間と人員を要する上、HPやSNS等による情報発信が遅延する恐れもある。また、関係機関や県民からの被害状況等に関する問い合わせ対応にも人員が必要となることから、被害状況の把握、応急対応と県民等への情報提供までを円滑に行えるシステム構築が望まれる。

#### 各府省からの第1次回答

災害時における自治体管理道路の通行規制箇所等については、必要な情報について様式を定めメール報告を求めるとともに、国管理道路等の情報を付与して、各自治体にフィードバックすることで、効率的な情報共有を図っているところである。

様式や報告方法等については、これまで順次効率化を図っているところであるが、さらなる効率化を進めることにより、迅速な情報提供が図られるよう検討を進めてまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

災害時等における通行規制箇所等の情報共有について、順次効率化を図ることについては、御礼申し上げる。大規模災害時等においては、定められた様式による国への報告が、労力と時間を要することや、当該事務への対応により現地対応に支障が生じてしまうことから、かえって自治体職員にとって大きな業務負担となっている。この現状を考慮していただき、現地パトロール等が直接入力可能な情報システムの構築等自治体職員の業務軽減につながる効率化について、引き続き配慮いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

#### 各府省からの第2次回答

「現地パトロール等が直接入力可能な情報システムの構築・拡充」については、全国の道路管理者が道路の被災状況を、LINEアプリを活用してWeb上で共有可能とするシステムの試行運用を本年6月から開始するなど、計画的に効率化のステップを進めている。

また、大規模災害時には報告様式を最小限に軽減するとともに、通常の災害においても、定められた様式から報告メールに自動転換するマクロを作成するなどの効率化を推進したところ。

一方で、地方自治体側のセキュリティ上の制約等により、これらのツールを十分に活用できていない状況も見受けられる。

最終的には、全ての道路管理者の作業を軽減できるよう、ステップを着実に進めていくこととしている。

これらも踏まえ、引き続き地方自治体のニーズを伺いながら、迅速な情報提供や業務軽減につながる効率化が図られるよう検討を進めてまいりたい。

#### 令和7年 の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【内閣府(1)(v)】【国土交通省(23)(ii)】

災害対策基本法(昭36法223)

都道府県等が国土交通省の防災業務計画(36条1項)に基づき行う、その管理する道路の被災状況の報告については、試行的に運用している情報共有システムの運用状況や地方公共団体の意見を踏まえ、地方公共団体の事務の効率化に資するよう、災害時の情報共有を迅速に実施するための方策を検討し、令和7年度中を目

途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	328	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

空き家の発生を抑制するための譲渡所得税の特例措置における提出書類の見直し

### 提案団体

指定都市市長会

### 制度の所管・関係府省

財務省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

租税特別措置法第35条第12項に基づく同法施行規則第18条の2第2項第2号のイ(3)、同号ロ(3)及び同号ハ(3)に規定する書類(被相続人居住用家屋等確認書(以下「確認書」という))の交付のための提出書類のうち、原則コピー不可とされている書類について、コピーやスキャンデータでも可とすることを求める。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

確認書の交付のために必要な提出書類のうち、除票住民票、相続人の住民票、土地及び建物の登記事項証明書は「原則コピー不可」とされている。

#### 【支障事例】

「原則コピー不可」とされている書類があることから、申請受付や決裁事務、文書の保管に際しての電子化の支障となっている。

#### 【制度改正の必要性】

自治体・申請者双方にとって手続きに係る時間が増大する要因になっている。

年間の交付件数が500件を超えており、文書の保管自体が負担となっている。

#### 【支障の解決策】

コピーやスキャンデータでも可とすることで自治体・申請者双方の支障が解消すると考える。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

持参又は郵送の必要があり、時間及び郵送料が掛かる。また、不備や不足が生じることが多いため、申請者に複数回にわたり持参の時間や郵送料の負担を強いることもある。

登記簿謄本は税務署へも提出する必要があり、申請者は手数料を二重に負担することになる。

住民票などは原本還付を希望される方がいる。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請手続きの電子化やメールでの書類受領が可能になることによる利便性・迅速性の向上につながる。

書類取得や提出にあたっての申請者の時間的・費用的な負担軽減につながる。

自治体における文書保管場所が削減できる。

## 根拠法令等

租税特別措置法第35条第12項、租税特別措置法施行規則第18条の2第2項第2号のイ(3)、同号ロ(3)及び同号ハ(3)  
平成28年4月1日付国土交通省通知「相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置の適用に当たっての要件の確認について」

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、越谷市、八千代市、飯田市、浜松市、豊橋市、稻沢市、寝屋川市、特別区長会

○事例は少ないが、見直しが行われれば事務負担の軽減となる。  
○「原則コピー不可」とされている書類があることから、申請受付や決裁事務、文書の保管に際しての電子化の支障となっている。また、遠方に居住する所有者は不足書類等がある場合、再度証明書等を取得し、郵送等する必要があり、申請から交付までかなりの時間を要することもあり、確定申告の申請期限内に事務を完了することに苦慮している。

## 各府省からの第1次回答

確認書の交付のために必要な提出書類については、税制措置を受けるための公的な書類として、偽造等不正の手段によることがないよう、原則として原本の提出を求めているところであるが、確認書を交付する市区町村において、確認事務を行うに当たって支障がないと判断し、各市区町村の文書の取扱いルール等に照らしても支障ないと判断できるようであれば、添付書類のコピーやスキャンデータによる提出も否定されるものではない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

確認書の交付のために必要な提出書類は租税特別措置法等で定められているほか、「相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置の適用に当たっての要件の確認について」(平成28年4月1日国土交通省住宅局住宅経済・法制課長及び住宅総合整備課長通知)において、交付した確認書の写しと提出書類を7年間保存することが明文化されている。各市町村の取扱いで整理するとしても、申請手続の代理や補助をする専門家等は、複数の市町村にまたがって手続をする機会があると考えられることから、市町村ごとに運用が著しく異なることは望ましくない。  
コピーやスキャンデータによる書類提出や交付後の書類保管が許容されるのであれば、確認事務を行うに当たって支障がないと判断できる範囲等を含めて、通知や必要な書類の一覧表等を改正等の上お示しいただいたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

まずは管理番号52について、市区町村による確認自体を不要とすることの検討を進めていただきたい。  
なお、現行制度を前提とした課題として、「各市町村の判断で添付書類のコピーやスキャンデータによる提出を認めることも否定されるものではない」との回答について、当該解釈を明確化する通知等の発出は可能か。

## 各府省からの第2次回答

各市区町村において、確認事務を行うに当たって支障がないと判断し、各市区町村の文書の取扱いルール等

に照らしても支障ないと判断できるようであれば、添付書類のコピーやスキャンデータによる提出も否定されるものではないと考える。  
一方で、市区町村によっては、他の公文書の取扱との整合上、コピーやスキャンデータをもとに確認書の交付を行うことにためらいがある場合等も考えられるため、各市区町村における文書の取扱いにおける裁量を阻害しない形で、解釈明確化が可能かについて、慎重に検討を進めてまいりたい。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【財務省(4)】【国土交通省(21)(i)】

###### 租税特別措置法（昭32法26）

相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例（35条3項）については、以下のとおりとする。

- ・被相続人居住用家屋等確認書（施行規則18条の2第2項2号）に係る申請書の添付書類については、「原則コピー不可」とされているものについても写しによる提出が可能である旨を、市区町村に令和7年度中に周知する。
- ・当該確認書の発行事務については、申請者及び市区町村の事務負担を軽減する方向で、その在り方について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	329	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく情報提供の範囲の明確化

### 提案団体

指定都市市長会

### 制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

市区町村の空家対策所管部局が空家等所有者を円滑に特定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)に基づく必要な措置等を円滑に行えるよう、空家法第10条第3項に基づく他の地方公共団体に対する介護保険等の情報提供の求めに対する回答については、地方公務員法の守秘義務に抵触しない旨を明確化することを求める。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

空家等の所有者等を確知するための調査を空家法第10条に基づき実施する際、介護保険等の手続を行う代理人や施設入所などの情報を把握することによって、適切な措置を実施できる場合がある。市内に住民票の登録がある方の場合、令和4年の地方分権改革に関する提案募集の結果、空家法第10条第1項に基づく福祉部局所管の介護保険等の情報の内部利用は可能であることが明確化されたため、円滑な運用が可能となっている。しかし、空家等所有者が他の地方公共団体に在住している場合は空家法第10条第3項に基づき、空家等所有者等の把握に関し必要な情報の提供を他自治体に対して求めることになるが、その際の運用について明確化されている部分とそうでない部分があり、調査する側と回答する側のそれぞれが個別に判断せざるを得ない状況となっている。

#### 【支障事例】

当市において他の地方公共団体へ介護保険等の情報提供を求めた際、情報提供を受けることが出来たことであれば、地方公務員法第34条に抵触すること等を理由に空家等所有者等に関する情報提供を受けられないこともあり、危険な空家について空家法に基づき当該所有者等に必要な措置を行うに当たっての支障となっている。

#### 【制度改正の必要性】

昨今の単身高齢世帯の増加から、福祉に係る情報を把握することでしか所有者の連絡先が把握できないケースが増えることが想定される。また、空き家の所在地と居住地が同一市町村とは限らないので、空家法第10条第3項に基づき、他の地方公共団体へ情報提供を求める事案も増加することが想定される。

#### 【支障の解決策】

空家法第10条第3項に基づく他の地方公共団体への福祉情報の提供について、内部利用と同様に認められるとの運用をして差し支えないことを国において明確化すること

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村の空家対策担当部局が他の地方公共団体から空家等所有者等に関する情報を確実に取得できるようになり、住民票の住所が実態を反映していない場合や住民票が職権削除されている場合であっても、当該情報を活用して空家等所有者を特定し、空家法に基づく措置を講じることができるようになることで、危険な空家等の迅速な解消、ひいては住民の安全安心の確保に繋がる。

内部利用と同様に情報提供可能な旨が明確化されれば、情報提供の依頼を受ける側も回答の可否について判断が容易となり、検討に係る事務負荷が低減される。

## 根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第10条、第12条、第13条  
地方公務員法第34条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、ひたちなか市、越谷市、八千代市、飯田市、浜松市、豊橋市、稲沢市、特別区長会

○当市において、他市町村へ介護保険等の情報提供の依頼をした事例はないが、福祉に係る情報は空き家所有者等を調査する上では貴重な情報である。福祉情報の提供について、提案のとおり国において明確化することを求める。

## 各府省からの第1次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づき、他の市町村長から空き家等の所有者等の把握に関し必要な情報として介護保険等の情報提供の求めがあった際に、当該情報を提供することが地方公務員法第34条第1項の守秘義務に抵触しないかについて、関係省庁とも連携し明確化する方向で検討を行うこととする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

空家等の所有者等は、空家等と同様の市町村に住民登録をしているとは限らない。そのため、空家法第10条第1項に基づく福祉部局所管の介護保険等の情報の内部利用は可能であることを明確化していただいた際と同様に、空家法第10条第3項に基づく他の地方公共団体に対する介護保険等の情報提供についても、地方公務員法の守秘義務に抵触しない旨の明確化を前向きに検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 各府省からの第2次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づき、他の市町村長から空き家等の所有者等の把握に関し必要な情報として介護保険等の情報提供の求めがあった際に、当該情報を提供することが地方公務員法第34条第1項の守秘義務に抵触しないかについて、関係省庁とも連携し明確化する方向で検討を行うこととする。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【総務省(12)】【厚生労働省(23)】【国土交通省(12)】

地方公務員法(昭25法261)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)

空家等の所有者等に関する情報の利用等(空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項)については、当

該所有者等の把握に関し必要な情報として、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保有する福祉部局等所管の介護保険等の情報を提供するよう他の市町村長から求めがあった場合、同法の施行のために必要な限度において地方公務員法34条の守秘義務に抵触することなく情報提供することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和7年度中に通知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	333	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

### 提案事項(事項名)

都市計画法に基づく都道府県知事による都市計画事業認可の施行期間の適正化

### 提案団体

指定都市市長会

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

街路交通事業の実務で活用される「街路交通事業事務必携」に記載される都市計画事業認可の施行期間に関する記述の見直し

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

都市計画道路事業に当たり、都市計画法第59条に基づき、都道府県知事の認可を受けて施行している。同法第60条第1項に基づき、都道府県知事に事業認可の申請書を提出し、同法第61条に基づき、事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であることなどに該当する場合は、都道府県知事は認可をすることができるとされている。

#### 【支障事例】

国土交通省都市局街路交通施設課が監修する「街路交通事業事務必携」において、施行期間の記述の中で、「原則として5年から7年以内の期間が標準的な目安と考えられるが、大規模事業等の事業効果を発揮させる上で必要な場合においては、事業量、事業費、事業者の施行能力等を総合的に勘案し、申請時点で想定しうる適切な事業施行期間を設定すべきである。」とされている。

当市の都市計画道路事業(一般的な道路の新設・拡幅)においては、権利関係が多く、また複雑化による用地補償交渉の長期化や、近年では道路の新設・改築に併せた無電柱化の推進などに時間を要することが見込まれ、現在、当初の事業認可を受ける施行期間について、認可権者の県では同事務必携の記載を参考に申請時点で7年を超える期間が想定される事業であっても7年を超える認可が認められないことから、結果として、当初の事業期間では完了できず、事業施行期間の変更に係る認可申請の手続が発生する実情がある。

#### 【支障の解決策】

地方公共団体が参考とする「街路交通事業事務必携」において、「原則として5年から7年以内の期間が標準的な目安」を削除することで、支障が解決すると考える。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業認可申請時点で想定しうる適切な事業施行期間を設定することで、業務の効率化及び住民に対して各事業路線の実情に合った施行期間を説明できる。

## 根拠法令等

「街路交通事業事務必携(発行:公益社団法人 日本交通計画協会)(監修:国土交通省都市局街路交通施設課)」

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、浜松市、特別区長会

○現在、事業認可を取得する場合、7年を上限とされているため、計画上7年間で完了する区間を認可範囲として設定している。そのため、認可範囲が細分化されることにより、円滑な事業の進捗に支障をきたしている。

## 各府省からの第1次回答

「街路交通事業事務必携」の記載については、あくまで標準的な目安を示したものであり、かつ後段に「大規模事業等の事業効果を発揮させる上で必要な場合においては、事業量、事業費、事業者の施行能力等を総合的に勘案し、申請時点で想定しうる適切な事業実施期間を設定すべきである。」と記載している。

支障事例については、認可権者である都道府県が、記載の趣旨をよく理解したうえで、適切に事業期間の審査をすべきものと考える。

一方で、指摘の記載が審査基準であるかのような誤解を招く可能性があることから、令和7年度に予定している「街路交通事業事務必携」の改定において、頂いた意見を踏まえ、5~7年以内の期間となっている標準的な目安について削除する方向で監修を行う。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都市計画道路の整備は、路線によって権利関係や事業規模が異なるだけでなく、自治体によって財政状況も異なり、事業によって必要とされる期間も大きく異なってくることから、事業実施期間については、事業ごとに適切な審査が行われることが望ましいと考えております。第1次回答でいただいているとおり、事業ごとに設定する適切な事業実施期間の審査を行っていただけるよう、「5~7年以内の期間となっている標準的な目安について削除する方向で監修を行う」との前向きな御解答に感謝申し上げるとともに、着実な実施をお願い申し上げます。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

## 各府省からの第2次回答

年内の改定において、5~7年以内の期間となっている標準的な目安について、引き続き削除する方向で監修を行う。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

#### (24)都市計画法(昭43法100)

(i)「街路交通事業事務必携」(発行:公益社団法人日本交通計画協会)(監修:国土交通省都市局街路交通施設課)における都市計画事業の標準的な目安期間に関する記載内容については、当該事業ごとの事業実施期間の適切な設定に資するため、令和7年度の改定において削除されるよう監修を行った。

[措置済み(令和7年10月20日付け「街路交通事業事務必携(令和7年版)」)]

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	338	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	10_運輸・交通

### 提案事項(事項名)

特定車両停留施設の申請許可手続きのデジタル化

### 提案団体

指定都市市長会

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

特定車両停留施設における申請許可手続きの効率化、迅速化のため、事業者がオンラインで申請でき、申請内容を自動的に審査できるシステムの構築を求める。

### 具体的な支障事例

#### 【事業背景】

通常のバスターミナルは自動車ターミナル法の認可により、主に民間事業者によって整備されている。一方で、国土交通省が全国で進めるバスタプロジェクトでは、道路上で交通流を阻害しているバスやタクシーなどを公共交通ターミナルへ集約するため、公共(道路管理者)が官民連携でターミナルを整備する事業である。その第1号として整備された「バスタ新宿」(平成 28 年開業)では施設運営の事業採算性の確保が課題となっていた。これを受け、令和2年の道路法改正により新たに「特定車両停留施設」が道路付属物として位置づけられ、バスターミナルを特定車両停留施設に位置づけることで、コンセッション制度の活用が可能となった。これにより、これまで道路管理者に支払っていたテナント等の道路占用料を運営事業者が徴収可能となり、事業採算性が向上し、民間ノウハウを活用した、より効率的な運営が可能となった。

#### 【現行制度について】

新たなバスターミナルの整備では、バスターミナルを道路法上の特定車両停留施設に位置付ける予定であるが、道路法第 48 条の 32 の規定により、バス事業者は当該施設に車両を停留させようとする場合、道路管理者に定められた紙の申請書を提出して許可を得る必要がある。

#### 【支障事例】

道路管理者はバス事業者から提出された申請書類(事業者情報、車両情報、停留情報)を基に、停留するにあたっての諸条件に適合しているか確認したうえで許可を出すこととなる。

また、道路管理者の決裁手続きには数日の時間を要するため、バス事業者による申請後、即時的に許可を出すことができない。

#### 【制度改正の必要性】

新たなバスターミナルには約 1,700 便のバス車両が停留予定のため、許可手続きにかかる事務的負担が非常に大きくなることが想定される。

また、バスターミナルの運営に当たっては、施設の運営・維持管理にかかる費用を、バス事業者から徴収する停留料金収入等で回収するスキームとしているが、民間資金だけでは収支が成り立たず、公的負担(サービス購入料)が必要となる想定である。そこで、今後の収支改善の方策として、現在集約対象にはなっていない観光バスを停留可能にできないか検討しているが、市が試験的に運用している観光バス乗降場では飛込み利用が多く、そのような需要に対し、通常の手続きでは許可までに時間を要すため対応が困難である。

#### 【支障の解決策】

そこで、特定車両停留施設の申請手続きをオンライン化し、自動的に審査できるシステムを構築すれば、申請許

可手続きの効率化、迅速化が可能になると考える。

【具体的な改善内容】

- ①バス事業者はシステムに必要事項を入力・必要書類をアップロードすることで、オンライン上で申請可能とする。
- ②道路管理者がシステム構築時にあらかじめ許可条件を設定しておくことで、システムによって申請内容が許可基準に合致しているかの審査・判断し、自動的に許可等の手続き可能とする。
- ③バス事業者は申請時にターミナルの空き時間を確認でき、利用したい時間帯を選択可能とする(予約システム)。
- ④申請者がオンラインで申請する際に、申請画面にて決済情報も併せて入力し、許可が下りると同時に停留料金の支払決済が完了可能とする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

観光バス乗降場の運営を委託している事業者に対し、特定車両停留施設の制度導入の可能性についてヒアリングを行ったところ、観光バスは、ダイヤを有する路線バスと異なり、不特定多数のバス事業者が様々な時間帯で利用するため、1件1件申請する必要が生じるが、通常の申請許可手続きでは道路管理者の許可に時間を要することが想定されるため、導入が難しいとの回答であった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請許可手続きの自動化により、道路管理者の事務的負担が大幅に軽減する。

申請許可手続きの迅速化により、特定車両停留施設において観光バスが対応可能となり、バスターミナル運営の収支改善が図られ、行政の公的負担が削減する。

申請のオンライン化により、申請者の利便性向上が図られる。

本事業は国が直轄道路事業として新たにバスターミナルを整備し、当市が所有する既存のバスターミナルと一体的に運用していく計画であるため、国がシステムを構築することで両バスターミナルを効率的に一体運用が可能になるとともに、国が全国で進めるバスタープロジェクトでも活用できる。

根拠法令等

道路法第48条の32、道路法施行規則第4条の19

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石川県、浜松市、滋賀県

—

各府省からの第1次回答

国土交通省では、鉄道やバス、タクシーなど、多様な交通モードがつながる集約型の公共交通ターミナルを、官民連携で整備・運営する「バスタープロジェクト」を推進しており、令和2年の道路法改正において、バスやタクシー等が旅客の乗降のために停留する施設を特定車両停留施設として位置付け、施設運営についてコンセッション制度の活用が可能となっている。

なお、特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合は、車両ごとに道路管理者の許可を得ることが必要である。

そこで、申請者の利便性の向上及び道路管理者の業務処理の効率化を図ることを目的として、特定車両停留施設の停留許可申請に関するオンライン申請システムを開発している。

具体的な申請システムの仕様については検討中である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

具体的な申請システムの仕様については検討中とのことであるが、申請者の利便性向上及び道路管理者の許可手続きの効率化を図り、迅速に手続きが完了するシステムを構築いただきたい。

バス事業者が行う申請手続きについては、道路法施行規則第4条の19には「別記様式第五の六による申請書を道路管理者に提出しなければならない。」とあるが、システム上に直接入力することを以って、申請書の提出に代えることができるようにしていただきたい。また、規格外の車両情報を入力した際はエラーが表示され、申請できない仕様とする、停留日時・期間については、あらかじめバスターミナルのダイヤをシステムに組み込んでおき、申請画面では使用可能な時間帯のみ表示されるようにするなど、申請者が簡易に申請できるシステムの仕様をご検討いただきたい。

道路管理者が行う許可手続きについては、三宮の場合、1日約1,700便のバス車両が停留予定であり、バス車両ごとに道路管理者が適合性を確認するため、非常に時間と労力が必要となる。加えて、今後観光バスへの対応を検討する上で、申請から許可までに数日を要する場合、飛込み利用への対応が困難である。こうしたことを踏まえ許可手続きについても、道路管理者がシステム構築時にあらかじめ許可条件を設定しておくことで、申請内容が許可基準に合致しているかをシステムによって審査・判断し、自動的に許可等の手続き可能となるシステムの仕様をご検討いただきたい。

以上のような特定車両停留施設の停留許可申請に関するオンライン申請システムについて実現いただきたいと考えるが、上記提案の各仕様の実装の可否、今後の具体的な検討内容及びスケジュールについて御教示いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

#### 各府省からの第2次回答

システムに申請情報を入力することで、申請書の提出を代替する機能を加える予定である。

また、車両の種類・運行の態様に合った車両を登録していただくことを想定しており、規格外の情報を入力した場合はエラーが表示される機能を加える予定である。さらに、空きバース閲覧機能として、申請画面において使用可能な時間帯のみ表示する機能を加える予定であるが、施設運営事業者においては、平常時のダイヤをシステムに予め入力していただくことを想定している。

なお、許可申請はオンラインで実施できる仕様を想定しているが、添付資料(事業計画や車検証の写し等)の内容については道路管理者において個別に確認する必要があるため、許可の発出までを自動化することは困難である。

上述の仕様に加え、特定車両停留施設を運営する事業者が必要と判断した場合に、路線バス等が使用するバースを優先的に確保する機能を加える予定である。また、システム開発については、開業予定のバスタに関係するバス事業者等にヒアリングを行い、地域の実情を踏まえた機能の構築を検討している。スケジュールについては、令和9年度頃の運用開始を目指し、バス等の事業者による停留許可申請手続きをオンラインで申請できるシステムを構築する予定である。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【国土交通省】

(18)道路法(昭27法180)

(ii)特定車両停留施設に係る許可申請手続(施行規則4条の19第1項)については、事業者及び道路管理者の事務負担の軽減に資するよう、オンライン申請に係るシステムを令和9年度中に構築する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	339	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

市町村長が空き家空き地対策として管理命令を請求した財産の売却益を市町村に帰属させること

### 提案団体

指定都市市長会

### 制度の所管・関係府省

法務省、財務省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

市町村長が空き家空き地対策として管理命令を請求した事件について、管理人が供託した、その財産の管理、処分その他の事由により生じた金銭(その財産の売却益)について、統治権を分有している市町村に帰属する制度を求める。

### 具体的な支障事例

当市では、空き家・空き地の所有者の所在が分からぬ場合や相続人が全員放棄して所有者がいなくなった場合に、地方裁判所に対し、所有者不明土地建物管理命令(以下、「管理命令」という)の請求を積極的に行っている。

所有者不明土地建物管理人(以下、「管理人」という)が、当事者に代わって財産の管理や処分を行うが、その財産の管理、処分その他の事由により金銭(その財産の売却益)が生じたとき、管理に要する費用、管理人の報酬を除き、供託所に供託することとなっている。

この供託された金銭は、供託物払渡請求権(取戻請求権及び還付請求権)の時効が完成し、供託官が歳入納付手続を行うと、国庫に帰属されることになる。

管理命令の請求に際し、申立人である当市は、裁判所に管理人の管理に要する費用、管理人の報酬に充てられる費用を予納金として納めなければならない。

予納金については、一旦、裁判所に納めた後、対象となる土地建物が売却された場合は、売却益を解体などの管理行為により生じた費用に充てることができるため、その全部又は一部が返還される。

管理命令の請求対象が、所有者の所在が分からぬあるいは相続人が全員放棄している空き家であり、価値が乏しく、売却益が出る事件はまれであるため、予納金が返還されることなく、当市の負担となっていることが大半である。一方、売却益が生じた事件については、供託を経て国庫に帰属することになり、当市へ還元されることはない。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本制度は、市町村長には特例(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法)で管理命令の請求権限が与えられているが、本来、利害関係人(債権者や購入希望者、損害を被った被害者(損害賠償請求権を有するもの))であれば管理命令は請求できることとなっている。

しかしながら、所有者の所在が分からぬあるいは相続人が全員放棄している空き家について、利害関係者が

申立てる事件はほとんど見受けられず、市町村長が申立てを行う方法しかその空き家は解決されないのが現状である。また、接道状況が悪いなど売却益が出ない事件は、道路幅が狭く隣接者とも近接しているため、そのまま放置すれば周辺住民へ悪影響を及ぼす可能性が高く積極的に進めなければならないが、地方自治体の財政上の観点からは予納金が返還される事件を優先する必要がある。

売却益を有効に使うことができれば、市町村長による申し立ての財源の負担が軽減され、空き家問題解決に寄与する効果があると考える。また、売却益を、管理命令申立ての財源だけでなく、そもそも空き家空き地対策費用全般に使うことができれば、迷惑空き家の減少に寄与する施策も進めることができ、市町村の活性化につながる。

#### 根拠法令等

民法の時効制度の帰結であるため、直接規定した条文はない。

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、佐倉市、八千代市、浜松市、田辺市、高松市、特別区長会

○当市としても、財産管理制度を活用した空き家の解消に取り組んでいるが、制度を活用する空き家の残余財産は少ないと考えており財源負担の軽減には繋がらない。

○当市では、空き家所有者の相続人が全員放棄している場合、家庭裁判所に対し、相続財産清算人（以下、「清算人」という）の選任申立てを行っている。清算人は相続財産の清算（財産の処分及び債務の弁済等）を行う。清算後の残余財産については、予納金の返還に充てられた後、国庫へ帰属される。提案団体と同様、売却益を地方自治体における空き家対策の財源に充てることができれば、空き家問題の解決に向けた施策の推進につながると考える。

○当市においても空き家対策の手法の一つとして所有者不明土地建物制度を利用したことがあったが、残余財産が出ても予納金以上の返金がないため、取組件数を重ねれば重ねるほど財政負担が大きくなり積極的に進めることができない。空き家対策、所有者不明土地建物問題を解決するのであれば、申し立てた自治体または統治権の分有する自治体への帰属制度を創設していただきたい。

○将来的に空き家対策の推進が図られる。

#### 各府省からの第1次回答

所有者不明土地・建物管理制度の趣旨は、所有者不明状態となっている土地・建物の適切な管理の実現を図ることにあり、その売却益を申立人に帰属させることをそもそも意図した制度ではない。

このため、提案のような市町村長が所有者不明土地・建物管理制度の請求をする場合に限って、売却益が地方公共団体に帰属するとする措置を設けることは、上記の制度趣旨との整合性や、市町村長以外の者が申し立てた場合との公平性等を踏まえて、極めて慎重な検討が必要である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

所有者不明土地・建物管理制度は、所有者不明土地・建物の円滑かつ適切な管理を実現し、適正な利用を図るために設けられた制度であるが、この適切な管理の実現には、第三者に売却することが最も適切であると認められる場合も想定されている。

また、管理命令の請求権は、利害関係人に加えて特例で市町村長にも付与されている。これは市町村長を公益の代表者として位置付けたことによるものである。前者は当該土地から被害を受ける隣接者等、自己の権利利益の観点から申立てを行うのに対して、後者は防災上の必要性等、広く地域のまちづくりの観点から申立てを行っており、市町村長に請求権が付与された趣旨は、利害関係人とは異なる。

現に地域の良好な生活環境の維持のために、周辺に悪影響を与える土地・建物について、市町村長は予納金を回収できない場合でも公費を投入して申立てを行うか、申立て自体ができずに放置せざるを得ない市町村が多い状況である。なお、回収できない予納金等に対する財源措置があるが、補助率は1/2であり、建物解体費用を要する案件については、市町村の負担が大きい。

以上から、供託後の売却益を市町村に帰属させる制度を設けたとしても、既に売却によって土地建物の適切な管理が実現しているため、本制度の趣旨に反するものでなく、むしろ市町村長による本制度の活用が進み、所

有者不明土地建物の適切な管理・利用という本制度の目的が果たされると思料する。また、市町村長の公益の代表者としての性格を踏まえれば、その他申立人との公平性を害さないと考える。なお、仮に公平性等に疑義が生じうるのであれば、帰属した売却益の使途を限定することに異論はない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【田辺市】

所有者不明土地・建物管理制度の趣旨は充分理解しており、空家対策を進める上での地方分権提案である。第1次回答は単に制度の法解釈を述べているだけであり、提案趣旨に沿った空家特措法第29条の観点からの回答を期待する。

##### 【高松市】

相続人不在の空家や所有者不明土地については、そこから発生する損害についての明確な責任の所在が法令に規定されておらず、ある日突然崩れた空き家により被害を受けたが、その責任を請求する相手方が存在しないといった事態は、今後必ず大きな問題となるので、地方自治体が積極的に対応を行えない現在の構造的な課題を解決する方針を示してほしい。

##### 【特別区長会】

所有者不明土地・建物管理制度の趣旨は、回答の通りである。

一方、このまま売却益を申立人に帰属させないとなると、申し立てれば立てるほど市町村の人事費がかさむことになる。また、一部補助金で補填されているとはいえ、印紙代等は返還されず、市町村の持ち出しどなっている。具体的な解消策としては「所有者不明土地解消の促進を理由に、整合性、公平性について整理し制度改革を目指す」「国庫に帰属するため、国が申し立てる」のいずれかが考えられる。

所有者不明土地は増加の一途をたどると予想され、現行の制度では問題を解消できないことについて、「では、どうすべきか」を考えていただきたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

#### 各府省からの第2次回答

所有者不明土地・建物管理制度の趣旨は、所有者の所在等が不明な土地・建物について適切な管理を実現することにあり、当該土地・建物の売却代金の所有権は飽くまで当該土地・建物の所有者に帰属しているから、これを地方公共団体に帰属させる旨定めることは、土地・建物の所有者の財産権(憲法第29条)を侵害するおそれがあり、これを正当化するのは困難であると考える。

土地・建物が売却された場合には、管理人による管理を継続する必要が実際上なくなることがあるため、管理人の職務の合理化の観点から、売却代金を供託所に供託することで、管理を終了することを可能としているが、かかる供託も飽くまで土地・建物の所有者のためにされるものであり、その供託金還付請求権は土地・建物の所有者に帰属しているため、この供託金還付請求権を地方公共団体に帰属させることも、同様に、土地・建物の所有者の財産権(憲法第29条)を侵害するおそれがあり、これを正当化するのは困難であると考える。

また、供託金還付請求権が時効により消滅した場合には、供託金を還付する必要がなくなり国庫の収入となるが、これは供託所が国の機関であるが故に結果的にそうなるにすぎないものであり、制度として売却代金を国庫に帰属させているわけではない。

したがって、この供託金を地方公共団体に帰属させる旨定めることも困難である。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

一

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	345	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

### 提案事項(事項名)

都道府県地価調査と地価公示の統合

### 提案団体

長野県、全国知事会

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

国土利用計画法施行令による都道府県地価調査について、地価公示法による地価公示に統合することを求める。統合に際しては、地価公示での調査地点が都市計画区域内に限定されるため、地価調査を実施している全市町村での調査に配慮したものとする。

### 具体的な支障事例

地価公示と地価調査は半年ごと交互に公表され、住民はその違いが分かりにくいことから、集約することで地価上昇率等に対する誤認を防止できる。  
地価公示も地価調査も同じ不動産鑑定士の団体が調査業務を受託している場合が多いことから、両調査を集約し調査回数や調査地点を見直すことで、人材不足や高齢化が課題の不動産鑑定士の負担軽減につながる。  
都道府県担当者は、地価調査の事務に加えて、地価公示の事務の一部(調査に係る分科会の準備や出席、公表に係る記者レク資料や公表資料の作成等)も行うため、年2回同じ作業を行っており、集約することで事務負担の軽減につながる。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地価公示と地価調査は半年ごと交互に公表され、住民はその違いが分かりにくいことから、集約することで地価上昇率等に対する誤認を防止できる。  
地価公示も地価調査も同じ不動産鑑定士の団体が調査業務を受託している場合が多いことから、両調査を集約し調査回数や調査地点を見直すことで、人材不足や高齢化が課題の不動産鑑定士の負担軽減につながる。  
都道府県担当者は、地価調査の事務に加えて、地価公示の事務の一部(調査に係る分科会の準備や出席、公表に係る記者レク資料や公表資料の作成等)も行うため、年2回同じ作業を行っており、集約することで事務負担の軽減につながる。

### 根拠法令等

国土利用計画法施行令第9条、地価公示法第2条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、石川県、和歌山県

—

### 各府省からの第1次回答

都道府県地価調査は、国土利用計画法に定められる価格審査の基準の算定基礎として、各地域の実情に精通した都道府県が必要な地点を設定し、調査を行うことに意義があるものと考えております。

また、実務上も、

- ・都市計画区域外の地域も含めて、地価公示とは異なる地点の地価を調査できること
- ・地価公示と交互に実施することで、国民に対し年2回のタイミングで全国の地価動向を発表できること
- ・地価動向を代表的に表す地点や地価が変動しやすい地点等について、地価公示と共通の地点を設定することで、同一地点の半年ごとの地価動向を把握できること
- ・地価公示とともに、相続税路線価や固定資産税評価における課税評価の基準として、また、公共事業用地取得時の価格算定根拠としてひろく活用されていること

から、地価公示と相互補完的な役割を果たす重要な制度であると考えております。また、その結果は、新聞、テレビ、インターネット等において毎回大きく取り上げられており、国民の注目度も高いものと承知しております。

なお、不動産鑑定士の業界団体からは、都道府県地価調査の認知度向上に向けた取組等を求められているところであり、地価公示との統合等を求める意見があるとは承知しておりません。

国土交通省としては、一般の方々による地価公示との誤認を防ぐため、今後ともわかりやすい広報に努めるとともに、都道府県ご担当者の負担の軽減については、「都道府県地価調査事務担当者会議」等を通じて、担当者からのご意見も丁寧に伺いながら、引き続きその円滑な実施に取り組んで参る所存です。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地価調査及び地価公示の必要性は認識しています。その上で、今回の提案により、地価調査の調査地点を地価公示の調査地点に加えたとしても、地域の実情に応じた調査地点や共通の調査地点が引き継げると考えています。

また、予算確保の観点から考えると、今後、調査業務委託料の増額が見込まれる中、調査地点の見直しが必要となってきます。地価調査と地価公示を合わせた多くの調査地点の中で見直しを行うことで、地域バランスがとれた調査になり合理的と考えます。

鑑定士の負担軽減については、業界の要請ではなく、発注者として今後の調査の継続性を鑑み課題と考えています。地価調査及び地価公示は広く土地利用に関する様々な制度に関わる重要な調査であるため、事業の継続性の確保及び効率化の観点から、統合を要望します。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国知事会】

本提案は、都道府県地価調査と地価公示を「国が一括処理したほうが効率的な事務」として、国が実施する地価公示に集約するよう求めるものである。都道府県の負担軽減のみならず、不動産鑑定士の負担軽減にも資することから、提案の確実な実現を求める。

### 各府省からの第2次回答

地価公示は地価公示法に基づき、標準地の正常な価格を公示することにより、一般の土地の取引価格に対して指標を与える等、適正な地価の形成に寄与することを目的として実施されるものです。一方、都道府県地価調査は、国土利用計画法の土地取引規制に係る規定を根拠として実施されるものであり、両制度は根拠となる法律が異なることから統合は法制上困難であると考えます。

また、地価公示は実務上のプロセスについても

・地価公示は土地鑑定委員会が実施していること  
・1地点当たり二人以上の不動産鑑定士による鑑定評価が必要であること  
・地点の選定方法や調査時点などが異なっていること  
など、都道府県地価調査とは異なる点が多数あることから、両制度を単純に統合することは困難と考えております。  
なお上記のように、地価公示は都道府県地価調査と比較して価格の判定にあたって精緻な手続きを取っていることから、仮に統合が実現したとしても、予算面・業務量の面いずれについても、統合による効率化には必ずしもつながらないと考えております。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

一

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	357	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

### 提案事項(事項名)

土地に関する権利の移転等における届出のオンライン化及び市町村経由事務の廃止

### 提案団体

薩摩川内市、枕崎市、南九州市

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

国土利用計画法第 23 条に基づく届出について、e-Gov 等を利用したオンラインによる届出を可能とするとともに、市町村を経由する旨の規定を廃止することで、事業者等が直接都道府県へ届出を行うことを可能とする。

### 具体的な支障事例

国土利用計画法第 23 条に基づき、一定面積以上の土地取引を行った者は、その契約を行った日から2週間以内に、法令で定める事項を当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届出を行うこととされている。本市ではオンラインでの届出を可能としているが、オンラインでの届出を受け付けていない市町村もあり、広域で活動を行う事業者にとっては手続きが煩雑になっている。届出を受け付ける市町村では、届出書類の内容や添付書類の確認は行うものの、最終的には都道府県が届出内容に不備がないか、当該都道府県の土地利用基本計画に適合しているかなどのチェックを行うこととなっており、市町村では実質届出書類の中継を行っているのみであるにも関わらず、以下のような負担が生じている。

- ・当市では、年間約 45 件の届出があり、届出内容・添付書類の確認や差戻し、課内決裁、県庁への送付手配などといった事務に年間 158 時間を要している。
- ・市町村の義務とはなっていないが、2週間以内に報告を行わなかった届出者に対する違反指導や期限内に届出を行う旨の周知活動を行っており、業務負担が重くなっている。また、県外からの届出も一定数あるため、市町村による周知活動には限界がある。
- ・都道府県のチェックにおいて疑義が生じた場においても、その都度市町村を経由して届出者に確認を行っている状況であり、互いに負担が生じている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

届出者は、オンラインによる届出が可能となることで、届出に伴う負担が軽減される。また、取引対象となる土地が所在する市町村の経由がなくなることで、届出先である都道府県と直接やりとりを行うことができるようになり、指摘事項や確認事項が生じた場合の事務手続が、迅速かつ正確に行えるようになる。

都道府県は、オンラインによる受付が可能となることで、受付事務の負担が軽減されるとともに、届出内容に指摘事項や確認事項が生じた場合に、直接届出者に伝達や修正指導が行えることで、事務処理の効率化が見込まれる。また、オンラインによる届出内容について、市町村に閲覧権限を付与することで、都道府県における新たな事務負担なく、情報共有することが可能となる。

市町村は、経由に伴う事務負担が軽減される(現状中継役に過ぎない市町村では、責任ある指導や回答が行えない場合がある。)。

## 根拠法令等

国土利用計画法第 23 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、燕市、伊那市、津島市、碧南市、今治市、大村市、特別区長会

○件数は少ないが、同様の状況である。事業者が手続ごとに県庁へ提出することは負担が大きいと想定されるため、オンライン申請と同時に改正されることが肝要である。

○当市においても、昨年度の 33 件の届出(内8件は無届報告)があり、他業務との兼務で行っている。本業務は県への取次がメインとなっていることから、直接県へ申請ができる体制が望ましい。また、オンラインによる申請が可能となれば、受付事務の負担が軽減されるとともに、届出内容の確認事項などが直接届出者に行えることで、事務処理の効率化も見込まれる。

○オンライン手続きは届出者の手続きが簡略化できるため、推進を依頼したい。また、都道府県への直接提出は事務負担が軽減されるため対応をお願いしたい。

## 各府省からの第 1 次回答

国土利用計画法第 23 条に基づく事後届出については、国民の利便性、事務処理の効率性、総合行政の確保などの観点から市町村の経由としており、経由規定の廃止に当たっては慎重な検討が必要と考えています。また、国土利用計画法施行規則の改正を令和7年4月1日(7月1日施行)に行い、これまで紙による提出を前提とした統一的な様式を廃止し、オンラインによる届出等に対応するための標準様式(電子ファイル)を都道府県・指定都市へ配布しており、届出者、受理者の負担軽減を図っているところです。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

届出の中には、複数の市町村にまたがる大規模開発・計画に基づいた土地取引もあり、その場合、土地の所在に応じた市町村へ提出することになっている。国民の利便性を考慮するならば、都道府県が窓口となり、届出者が一括で提出できるようにした方が利便性が高いと考える。また、国土利用計画法第 24 条では、都道府県知事は、土地の利用目的について必要な変更がある場合は勧告することができるが、3 週間以内という期限が設けられており、事務処理を効率的に処理することが求められるため、都道府県を窓口として、迅速かつ総合的な判断・勧告ができると考える。

規則改正による標準様式の活用により、オンラインによる届出への対応も可能になることについては、市町村外(都道府県外)の事業者等にとって、届出提出に係る来庁及び郵送などの負担が軽減され、時間的制約が緩和される効果がある。しかし、都道府県によっては、原本の保管のため紙媒体での提出となっている例もあり、受理者(市町村)は、提出の際に、電子データを印刷する必要があるため受理者の事務負担が増加するといった事態も発生している。大量印刷は、環境負荷の低減を目指す社会の潮流にそぐわないとため、正本の保管方法についての方向性を示すといったオンラインによる届出を可能とする場合の運用上の留意点についても周知していただきたい。

届出のオンライン化については、e-Gov 等の既存システムも含め、全国統一的な届出システムを整備すれば、事業者等は1つの ID・パスワードで全国の自治体に対して届出を行うことができ、事業者及び受理者の利便性及び届出内容の審査等に係る事務処理の効率性はさらに高まるものと考えられるため、引き続き全国統一的なシステム構築を検討いただき、2次回答において見解を明示いただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【伊那市】

市町村経由の廃止について早期に検討いただきたい。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

### 【全国市長会】

e-Gov 等を利用した届出のオンライン化及び市町村経由事務の廃止について、提案の実現を求めるものであるが、当該手続の廃止による影響等を勘案し、対応していただきたいとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

e-Gov 等の既存システムも含め、全国統一的な届出システムを整備すれば、届出者は1つの ID・パスワードで全国の自治体に対して届出を行うことができ、規則改正後の標準様式と併せて、届出者の利便性向上及び審査等に係る事務処理の効率性がさらに高まるのではないか。

市町村を跨いで活動する事業者の場合、オンラインによる届出を可能とした上で、届出先を都道府県にすることにより、複数の市町村に対して別々に届出を行う必要がなくなるため、利便性がさらに高まるのではないか。

経由規定の廃止について慎重な検討が必要との回答だが、届出のオンライン化により形式的なエラーチェックが可能になると考えられるため、市町村及び都道府県による2重の審査は不要とするべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

届出者の利便性及び業務の効率性の向上等の観点から、国土利用計画法第 23 条に基づく事後届出においては、国土利用計画法施行規則を改正（令和7年7月1日施行）し、届出事項のうち移転・設定に係る権利以外の権利（抵当権等）、土地利用に関する計画の概要等を廃止するとともに、書面を前提とした届出書の様式を廃止してオンラインや電子メールによる届出を推進することとしました。その際、事務の標準化を希望する自治体は標準化が可能となる届出書の標準様式（電子ファイル）を作成し、都道府県等に配布したところです。また、令和5年度地方からの提案等に関する対応方針に基づき、今年度中に届出書の標準様式（電子ファイル）のシステムに取り込める機能を追加するためのシステム改修にも取り組んでいます。その際、法令の適合する範囲内であれば、地方公共団体の実情に応じて様式を定めることとなるなど、自治体の創意工夫にも対応できるよう配慮しています。

ご提案をいただいている e-Gov 等を活用した届出については、

・現時点の e-Gov の仕様では一部の事務に対応できないため、国土利用計画法の事後届出に係る全ての事務を完結することが難しいこと

・公表用の届出データの集計を専用システムで実施しているが、e-Gov で届出されたデータとの連携が可能か不明であること

・e-Gov 以外のオンラインシステムの整備については、開発及び運用のための予算が追加的に必要となり、地方自治体側の負担についても検討が必要となること

から、届出者の利便性及び業務の効率性の向上が一層図られるような形での e-Gov の一部活用等が可能かについて、引き続き検討してまいります。

都道府県への提出が紙媒体となっているケースがあるということについては、実態を把握した上で、オンラインでの届出を可能とする場合の運用上の留意点を周知することについて検討してまいります。

国土利用計画法の土地取引に関する届出制度は、地価の高騰や土地の投機的取引の増大、土地の乱開発の進行、地域住民の福祉の向上にとって重大な問題となる事態を避けるために創設された制度であり、国民の利便性、事務処理の効率性、総合行政の確保などの観点から地域の実情を細やかに把握している市町村を経由することとしており、こうした経由規定の趣旨や以下のような点を踏まえつつ、慎重な検討が必要と考えています。

・全国町村会、全国市長会及び全国知事会から、それぞれ異なる意見をいただいていること

・地方自治法第 252 条の 17 の 2 に基づき、14 府県が全部又は一部の市町村への権限移譲を行っており、都道府県毎あるいは同一の都道府県内の市町村毎に事後届出に係る各種事務の手順が異なっていること

・複数の市町村をまたぐ申請事例がどの程度あるか不明であること

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【国土交通省】

#### (29) 国土利用計画法(昭49法92)

(ii) 土地売買等の事後届出(23条1項)については、届出者及び地方公共団体の負担を軽減するため、地方公共団体における事務の実態を踏まえ、以下のとおりとする。

・届出内容に疑義が生じた場合に、都道府県が市区町村を経由して届出者へ確認することが適当かなど、地方公共団体における円滑な事務の在り方について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請サービス)の活用、市区町村経由事務の廃止の可否について、当該システムの機能向上の状況や市区町村が果たすべき役割を踏まえて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	361	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

廃校となった建物を活用した地域コミュニティ活動における使用条件緩和

### 提案団体

伊勢市

### 制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

地域活動を行う地域運営組織(市町村が条例で定めるまちづくり協議会や指定地域共同活動団体等)が、廃校となった旧校舎・旧体育館等(民間施設を含む)を地域コミュニティの交流の場として、原状のまま一時的に(例:年5回程度まで)使用する場合においては、妥当な安全対策を講じること等により、建築基準法に係る用途変更及び消防法に係る消防設備設置を不要とする旨の規制緩和、又は緩和的運用を認める旨の市町村への通達をお願いしたい。

### 具体的な支障事例

当市では「小中学校適正規模化・適正配置基本計画」のもと、小中学校の統廃合が進んでいる。廃校となった旧校舎・旧体育館については、民間事業者の活用の意向を聴取し、活用の希望があった場合には民間事業者が必要な改修費用を負担することとしつつ、建築基準法及び消防法上の基準を満たした上で、有効活用を図っているところである。

一方、民間事業者から活用の希望がなかった場合には、地域運営組織の希望に応じて、当市が関係法令に沿って必要な手続・改修を行い、旧校舎の一部を地域運営組織の事務所として活用することもある。

旧体育館については、継続的な具体的な用途が決まっていない中で、旧学校を活動拠点とする地域運営組織や地域住民から、特にコロナ禍後(の令和5年度以降)、地域活性化を目的とする様々な一時的な用途で旧体育館を使用したいとの希望が挙がっている。

しかし、旧体育館を建築基準法における「集会場」としての用途(小学校区の地域住民が来場する物産展やレクリエーション等)で使用する場合、当該施設が建築基準法及び消防法の基準を満たすためには多額の改修費用が必要になることから、一時的な使用であっても許可の判断ができず、また、山間部においては近隣に代替施設がないため、地域の活性化・つながり維持の機会が損なわれている。

施設改修に係る費用については、補助金制度が整備されていることは承知しているが、規制が緩和されることで改修も不要となり、また、用途変更に伴う建築確認申請にかかる時間を削減することも可能となると考えている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当該地区の地域運営組織から、旧体育館の使用に当たっては消防設備(非常用放送設備)の設置等が必要と認識しているが、地域住民の活動拠点として使用できるよう積極的に対応を検討いただきたいとの要望があり、また、地域住民からも多数の同趣旨の意見が提出されている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域運営組織や地域住民が愛着を育んできた、地域のシンボルである旧学校の校舎・体育館を原状のまま柔軟に使用できることにより、人口減少地域において地域活動が活性化される。

施設老朽化や地方財政逼迫により地域活動拠点の創出・維持がますます困難になっている中で、本制度改正はサービス（地域活動拠点の維持・創出）空白地域の解消をもたらし、定住交流人口の維持増加につながるものである。

また、規制緩和により、行政においては旧学校施設を原状のまま使用する判断が可能となり、予算を地域活性化や地域課題解決を目的とするソフト事業に追加配分できるようになる。

## 根拠法令等

建築基準法第3条、第87条

消防法第17条

消防法施行令第6条、第24条、別表第1

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、岐阜市、半田市、兵庫県、長与町

○提案の規制緩和により、建築基準法等に基づく多額な改修費用が不要となることから、地域に寄り添った柔軟な運用が可能となり、地域交流や活動の一助につながることが期待できる。

○当市においても、統廃合により利用していない旧体育館等の施設があるので、建築基準法に係る用途変更や消防設備設置を不要とする規制緩和や緩和的運用が望まれる。

## 各府省からの第1次回答

### 【総務省】

消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一(1)項に掲げる「集会場」とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものとされており、今回ご提案の廃校を地域コミュニティの交流の場として利用する場合について、当該用途に該当するか否かは個別の建物の利用実態等に応じて判断されるものである。

また、消防用設備等についても、個別の建物の用途、規模、収容人員の数等に応じ、消防法令の技術基準に従って設置されるものである。

このため、ご提案の内容について詳細の聞き取りを行いたいが、廃校を地域コミュニティの交流の場として活用する場合について、一律に緩和等を行うことは適当でないと考える。

### 【国土交通省】

学校等を用途変更する場合には、施設利用者の安全性確保等の観点から、用途変更後の用途に適用される規定への適合が必要です。

ご提案にあるとおり学校等を集会場に用途変更する場合には、集会場に適用される規定への適合のため、一般的に排煙設備の設置等が必要となります。

なお、個々の建築物の状況に応じて避難安全に係る検証を実施すること等により当該規定に対する適用を除外することが可能となる場合があります。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

廃校となった校舎や体育館の活用によって地域住民のコミュニティ機能を維持・確保することは、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に掲げている、地域運営組織が運営する「小さな拠点」の形成にも挙げられている。

原状のまま一時的に（例：年5回程度まで）使用する場合においては、妥当な安全対策を講じること等により、建築基準法に係る用途変更及び消防法に係る消防設備設置を不要とする旨の規制緩和、又は緩和的運用を認めることは「小さな拠点」形成の推進、地域活動の活性化に繋がるものと考える。

本提案にある旧校舎・旧体育館等を集会場に用途変更する場合は、耐火建築物等としなければならない特殊建築物としての整備が必要であり、回答にある排煙設備の設置のほか、非常用放送設備の設置、用途に応じた浄化槽への改修等を伴うこととなるため、廃校活用がスムーズに進まない要因となっている。

そのため、用途が定まっていない旧校舎・旧体育館等を原状のまま年5回程度、一時的に使用する場合におい

ては、用途変更等の手続を経ることなく、利用形態・規模に即した柔軟な運用が可能となるよう御検討いただきたい。

また、「個々の建築物の状況に応じて避難安全に係る検証を実施すること等により当該規定に対する適用を除外することが可能となる場合がある」について、本提案のような事例においても適用が可能であれば、御教示いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

##### 【総務省】

ご提案の内容について詳細に内容を伺ったところであるが、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第一(1)項に掲げる「集会場」とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものとされており、当該形態に当てはまらない防火対象物については、基本的に「集会場」にはあたらないものである。

なお、地域コミュニティの交流の場として、近隣に居住する人が集会等で利用することで令別表第一(1)項の集会場として取り扱われる場合においても、消防用設備等の設置については、当該防火対象物の構造及び設備の状況並びに利用者が特定されていること等の実情を考慮し、所轄の消防長、消防署長の判断により、令第32条の特例を適用し、その他の事業場として扱って差し支えないとする運用について過去に通知している(昭和48年9月3日付け消防安第22号滋賀県あて消防庁安全救急課長回答)。

また、放送設備の設置が義務となる場合についても、当該防火対象物の構造及び設備の状況並びに利用者が特定されていること等の実情を考慮して、令第32条の特例を適用し、非常ベル又は自動式サイレンとしても差し支えないとする旨の運用を過去に通知している(昭和52年11月16日付け消防予第218号広島県総務部長あて消防庁予防救急課長回答)。

上記の通知を準用することにより、ご要望の一定の消防用設備等の設置の免除が可能であると考える。

##### 【国土交通省】

建築基準法においては建築物の用途・規模毎の火災や避難の危険性等に応じた規制を行っており、用途変更を行う場合には変更後の用途に応じた建築基準への適合を必要としている。

学校から集会場への用途変更については、例えば、排煙設備の設置や内装制限、主要構造部の制限などに適合するための改修が必要となる場合があるが、これらについては避難安全検証法や耐火性能検証法、又は特殊の構造方法に係る大臣認定により個別建築物毎に必要な性能を有していることを確認することで改修を不要とすることを可能としている。

なお、浄化槽の処理対象人員に係る制限に適合するための改修が必要となる場合もあるが、処理対象人員については実情に応じ増減することも可能としている。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

—

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	368	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

特殊車両通行許可制度の申請・許可業務のシステム一元化

### 提案団体

鹿児島県、福島県、九州地方知事会

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

特殊車両通行許可制度における国管理道路と都道府県管理道路のオンライン申請システムを統一化(申請窓口を一元化)し、特殊車両通行確認制度と同様に、原則システム上で許可の判断を自動的に行い、許可証を電子的に交付すること。

申請経路にデータ未登録の道路が含まれる場合には、システムが自動で各道路管理者へ個別に照会をかける機能を追加すること。

また、自治体が管理する道路データの登録について、自治体から登録の要望があったものについては、特殊車両通行許可申請に係る事務の効率化を図るため、早急に対応すること。

### 具体的な支障事例

特殊車両通行許可制度においては、国土交通省が管理する一般国道と都道府県が管理する主要地方道などのように申請経路が2以上の道路管理者にまたがる際には、いずれかの管理者の窓口に申請することとなっている。

この規定により、多数の管理者をまたぐ道路を通行する業者(運送業者等)が、その事務所・営業所等の近隣の窓口へ申請することがあるため、特定の自治体窓口に申請が偏り、事務負担が集中している。また、申請経路上にデータ未登録の道路が含まれる場合は、関係する道路管理者に対して書面協議を行う必要があり、回答までに約2週間要する場合があるなど、事務が繁雑でかかる事務労力が過大となる事態となっている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請者は、国道、県道、市町村道の道路管理者を意識することなく、統一システムで申請が可能となる。

道路データの登録が進むことで、書面協議に係る道路管理者の事務負担軽減に繋がる。国に対して道路データの未登録要望を出していない道路管理者については、引き続き個別に書面協議の照会を受けることとなるので、道路データの登録要望を進める契機となる。

### 根拠法令等

道路法  
車両制限令

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、秋田県、埼玉県、川崎市、相模原市、石川県、山梨県、長野県、滋賀県、岡山県

○当県では、近年、再生可能エネルギー関連の特殊車両通行許可申請が増大しており、システム一元化による業務効率化が必要である。

○当県で受理した申請のうち、他道路管理者に対して個別に照会を行うものが多数あるため、提案団体と同様に事務労力が過大となっている。また、国のシステムに自治体が管理する道路データを登録する機会が年1回しかないため、事務の効率化の妨げになっている。

＜参考＞県への申請件数(令和6年度)…607件

○2つ以上の道路管理者に関わる申請の場合、受理窓口となる道路管理者が他の道路管理者と協議を行う必要があり、そのため審査や回答に時間がかかることがある。受理側の事務作業を簡素化し、申請者が許可を得るまでの日数を短縮する必要がある。

○支障事例に記載のないように、申請が集中し多大な事務負担が発生していることに加え、他道路管理者への書面協議は双方で繊細な仕組みの中で運用している状況である。

○実現できれば、効率化につながると思われる。また、申請業者の対応や未登録道路が多数存在していることの改善についても重要であると考えている。

○都道府県ごとや、全国の国道事務所ごとでも協議方法(添付資料や回答の指示について)が異なり煩雑なため、申請システムを一元化し、協議方法の統一を図るべき。「求める措置の具体的な内容」に自治体からの登録要望があった場合の対応について、現状は新規路線の登録は年に一回しかなく、国道事務所に登録箇所を提出するまでの作業期間は2~3週間しかなく、その間に市町村回答の取りまとめも作業するため、県の実作業期間が短い。そのため、隨時修正が図れるシステムの構築を求める。

○当県では、申請件数は他県に比べ少ないが、個別協議件数が多く、出先事務所によっては職員の業務負担となっている。そのため、申請システムの一元化は必要なことであるが、未収録道路の登録作業を進める方が第一優先となっている。令和5年度から法定協議が開始され、未収録道路の登録が進んでいるが、残存の橋梁等の図面が古く、必要情報が不明のため登録ができなかったり、登録作業に人員を割けない状況があり中々進んでいない状況がある。

## 各府省からの第1次回答

国土交通省では、増加する特殊車両通行許可申請に対応するため、令和4年4月より、電子データ化された道路情報に基づき、国が一元的に審査し、通行可能経路を即時に回答することができる特殊車両通行確認制度の運用を開始したところである。この制度を申請者にご利用いただくことで、これまで実施していた他道路管理者への協議を実施することなく、回答することが可能となるため、協議や審査等の事務負担が軽減されるものと考えている。そのため、一層の確認制度の利用促進に向けて、道路情報の電子化を加速し、令和8年度までに約5万km以上の電子化を目指し、対象道路の拡大を図っているところである。また、制度に馴染みが無い方に対しては、ホームページや動画、ポスターによる情報発信、モニター制度の導入や事業者向けに講習を行うなど、業界団体や地方公共団体とも連携しながら、引き続き、強力に普及・啓発にも取り組んでまいりたい。

特に、地方道の道路情報を電子化することで、地方公共団体が管理する道路についても協議を実施することなく、国が審査することが可能となり、審査の効率化や迅速化が図られる。一方で、地方道の電子化率は約55%と低調であり、ラストマイルの電子化が急務であることから、国では道路情報の電子化を加速しているところである。本取組みでは、地方公共団体の作業負担が軽減されるよう法定協議により支援させていただきながら、積極的に電子化を進めているが、地方公共団体のご協力も必要である。また、従前、年1回としていたところ、令和4年度から頻度を年4回に変更し、情報更新の多頻度化をしているが、ご意見も踏まえながら取り組んでまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県が提案する特殊車両通行許可制度のオンライン申請システムの統一は、道路管理者の事務手続の省略化を期待したところであるが、既に運用を開始している特殊車両通行確認制度の利用拡大によっても、各道路管理者の審査に係る事務負担の軽減が期待されるため、制度に関する情報発信を強化するなど、制度の利用促進により一層取り組んでいただきたい。

また、事務負担の大部分を占め、自動化の障害となっている道路情報の電子化の低調については、地方道路管理者の作業負担が依然として大きいことが要因であると考える。従前から取り組んで頂いている法定協議

の作業支援に加え、各地方道路管理者の現場の声を聞きながら、電子化低調の要因や課題等を詳細に把握し、作業負担軽減のための取組みを一層拡充していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

#### 各府省からの第2次回答

道路情報の電子化については、国が法定協議により支援しながら、約3.5万kmを収録したところ、残る約1.5万kmについても、引き続き法定協議により電子化してまいりたい。

電子化してもなお個別に審査を要する箇所(個別審査箇所)の多い都道府県、市町村について、今年度中にヒアリング等を通じて状況を把握し、地方公共団体の個別審査箇所を減らし、審査の負担を軽減することができるよう対応する等、確認制度の利用促進に向け、引き続き、積極的に取り組んでまいりたい。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【国土交通省】

###### (18)道路法(昭27法180)

(i)特殊車両通行確認制度(47条の10第1項)については、更なる利用促進を図るとともに、地方公共団体の負担軽減に資するよう、電子化してもなお個別に審査を要する箇所について令和7年度中に地方公共団体に対するヒアリング等を実施し、その結果を踏まえて地方公共団体に対し必要な支援を行う。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	370	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

イベント民泊の実施施設の拡大

### 提案団体

さつま町、薩摩川内市

### 制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

イベント民泊(イベントホームステイ)制度について、以下の措置を求める。

- ①自宅に加え、公共施設(指定管理施設を含む)及び自治会等が所有する集会施設でのイベント民泊も可能にする。
- ②宿泊施設の不足状況の確認範囲について、当該自治体内のみで判断することが可能となるよう、ガイドラインの明確化を求める。
- ③宿泊者の範囲について、地域外から来訪する旅行者を念頭に置いているが、町内の者を宿泊者とした有償宿泊も可能とともに、対象となるイベントについて、自治体内外の学校等教育機関(高校運動部、地域運動部活動又はスポーツ少年団等)やPTA等が主催するイベントでも実施できるようにする。
- ④宿泊所提供者所有の入浴設備の提供に代えて、地域にある入浴施設の活用も認める。

### 具体的な支障事例

- ①について、スポーツ及び文化の振興を目的としたコンベンション事業により、合宿や大会の誘致を進める中で、団体客が宿を取れないケースがある。こうした場合に、現行制度下では、団体客を複数の自宅提供者に分担してもらうことが想定されるが、当町で実施した団体の配宿業務の例のように、団体客側が宿の分散を嫌う傾向にあることからイベント民泊制度を活用できない。
- ②について、「イベント民泊(イベントホームステイ)ガイドライン」には「宿泊施設の不足が見込まれる」との要素に係る考え方について、「当該自治体及び近隣自治体の宿泊施設の供給量(客室数)」とあるが、「近隣自治体」の宿状況の把握が困難である。また、近隣自治体の範囲について、近隣の大規模自治体が対象となる場合、当町で生じると見込まれる宿泊不足は、近隣の大規模自治体の宿泊施設で満たされることが想定されるため、事実上当町でのイベント民泊事業の実施は不可能となる。
- ③について、高校運動部やスポーツ少年団が合宿や大会等で当町を訪れる場合などは、町内の者と町外の者が同時に宿泊することが想定されるところ、町内の者についてイベント民泊制度の対象とならず、当該団体内で同一の対応ができないことは、非合理的と考える。
- ④について、シャワー設備の衛生面確保に関し、自宅提供者の所有物だけで対応するのは困難なケースが想定される。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

国体少年ラグビーの開催準備事務において、競技団体(チーム監督の方が多く所属)より、分宿は選手(生徒)の行動監督上、目が行き届かないことなどを理由に反対意見が出され、分宿配置を断念した経緯があった。当町にて合宿を検討している県外の高校運動部などから、町内宿泊施設に空きがなく、近隣自治体での宿泊を余儀なくされていること、また、その近隣市町でも宿が取れないことが増えて苦慮されていることなどの声が寄せ

られている。

合宿参加団体からは、有償で構わないので、公共施設や地域所有の集会施設で宿泊できないのかとの声も寄せられている。

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公共的団体（区や公民会）や行政が提供する行為そのものが、イベント民泊制度が掲げる「公共性の高いもの」であり、対象となる宿泊施設等が拡大されることで地域住民との交流が一層促進されるため、地方創生の先導となり得る。

地元在住者の地域活性化への参画が促され、地方創生につながる。

自治体の学校等教育機関等が主催のイベントに参加する児童生徒等の郷土愛の醸成が期待される。

宿の近隣にある温泉資源等の利用が進めば、従来のイベント民泊にはなかった消費や地産地消が促進され、新たな稼ぐ力が生まれることとなり地方創生につながる。

#### 根拠法令等

平成28年4月1日付（最終改定：令和元年12月25日付）イベント民泊ガイドライン（イベントホームステイガイドライン）

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

●ガイドライン中の「近隣自治体」との表現について、どの程度の範囲までを指すのかが曖昧である。

●合宿で訪れる町外の高校運動部には、地元出身者が在籍している場合が多く、現制度下では地元出身者だけはチームメイトと共に泊まれない。出身地により扱いに差が出ることは、非合理的と考える。

●スポーツ少年団には町外児童が加入しているケースもある。現制度下では少年団イベント等でも町外児童に限り有償なら泊まれるが、町内児童は無償で泊まるか又は泊まれないとの状況が生じ得る。同一少年団内でこのような扱いに差が出ることは、非合理的と考える。

●PTAやスポーツ少年団が開催する親子交流会などで地元の集会施設を利用されることがある。宿泊したいとの児童の声が上がっても、双方（泊まる方、泊まらせる方）で謝礼等に話が及ぶと、金銭授受が旅館業法で禁止されていることから宿泊を断念させる。すぐ近くに自宅があっても、他所の場所で仲間と一緒に寝泊まりして過ごしたいとの子供達の思いは叶わない。

●仮に現行制度下で個人が提供する自宅で実施しようとした場合でも、団体客を一手に受け入れ可能な自宅提供者がないことが想定される。

●集会施設を活用して簡易宿所とすることについて制度所管部署等（所属県の出先機関）へ相談したが、都市計画区域内の施設については、都市計画法で規定される用途地域区分により建築基準法の制限を受けるため、申請そのものができないと言われている。

●ガイドラインでは、私有財産である自宅を使う行為に「公共性がある」とされているが、公共施設や地域の集会施設（誰が見ても公共性のある建物）を宿として提供する行為に「公共性がある」とされるべきところ、そのようにされていないことは矛盾していると考える。

#### 各府省からの第1次回答

①イベント民泊の趣旨を十分に踏まえた上で、イベントの日数が「2～3日程度」であって、宿泊者の入れ替わりがない態様で実施する場合、反復継続するものではなく旅館業法上の業に当たらないことから同法の適用の対象外であり、現行のガイドラインにおいても、関係部署に事前相談の上、イベント開催地の自治体が問題ないと判断すれば、公共施設及び集会施設を利用することも可能と考える。

なお、実施に当たっては、関係部署において十分に連携し、衛生面や治安面、近隣住民間のトラブルなど事故の予防に努めていただきたい。

②各地域の地理的状況や交通事情等も踏まえつつ、宿泊施設の供給量とイベント来場者見込み数との関係から、宿泊施設の不足が見込まれることを、自治体として客観的、合理的に説明できるのであれば、現行のガイドラインにおいても、「宿泊施設の不足が見込まれる」との要件は満たされると考えられる。

③当該自治体の住民を有償で宿泊させることが、地域振興に資するなどの必要性を自治体において判断出

るのであれば、現行のガイドラインにおいても可能と考える。

④現行のガイドラインにおいても、地域の公衆浴場等を利用することは差し支えない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答においては、①～④いずれの事項について、現行のガイドラインにおいて可能との見解であるが、現行のガイドラインではその旨が明記されていないことから、イベント民泊を実施するにあたって求められている旅館業法所管部署、警察署、消防署等の関係部署との事前相談の際に関係部署からの理解が得られないおそれがある。よって、①～④いずれの事項についても、以下のとおりガイドラインを改訂し、その旨を明記いただきたい。

①について、現行ガイドラインでは「自宅」、「自宅提供者」及び「自宅提供行為」など、「自宅」を対象とすることを念頭においていた表現が用いられており、「公共施設及び集会施設の利用も可」と認識できないため、その旨明示していただくよう、ガイドラインの改訂を求める。

②について、現行ガイドライン3ページ中「(3)「宿泊施設の不足が見込まれる」について」に「…当該自治体及びその近隣自治体の…」とあり、「宿泊施設の不足が見込まれる」と判断するにあたっては、実施自治体だけでなく近隣自治体の宿泊施設の供給量等まで把握する必要があるように記載されていること、また、近隣自治体の範囲が曖昧なため、当町のように近隣に大規模自治体がある地域では、当該大規模自治体の宿泊施設で満たされることが想定され、イベント民泊が実施できないものと受け取れることから、本提案では、宿泊施設の供給量等を把握する範囲を「当該自治体のみで可」とし、ガイドラインの明確化(その旨、明示していただくための改訂)を求めているものである。

③及び④についても、現行ガイドラインには、その旨の記載がないため、ガイドラインの改訂を求める。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能な部分については、その旨十分な周知を行い、対応ができない部分については、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

ご提案のあった具体的な内容①～④については、関係部署と事前相談の上、イベント民泊の趣旨を踏まえて実施可能であるか開催地の自治体において判断いただく旨、「イベント開催時の旅館業法上の取扱いについて」(令和元年12月25日付け事務連絡)においてお示ししている「イベント開催時の取扱いQ&A」へ追記することとし、関係省庁とも協議の上、今年度中の周知を目指す。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【厚生労働省(73)】【国土交通省(39)】

イベントホームステイ(イベント民泊)

イベントホームステイ(イベント民泊)については、「イベント民泊ガイドライン(イベントホームステイガイドライン)」(平28観光庁観光産業課、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課。以下この事項において「ガイドライン」という。)の運用の明確化を図るため、令和7年度中に、「規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)」に基づくイベント開催時の旅館業法上の取扱いについて」(平29厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡)の「イベント開催時の取扱いQ&A」において、以下に掲げる事項を追加し、地方公共団体に通知する。

・イベントホームステイ(イベント民泊)の対象施設については、ガイドライン2(1)の趣旨を踏まえつつ、関係行政機関との事前相談の結果を踏まえた上で地方公共団体の判断により公共施設や集会施設を対象とすることが可能であること。

・イベントホームステイ(イベント民泊)を実施する際の宿泊施設の不足状況の確認については、イベントの実施地域の地方公共団体の地理的状況や交通事情を踏まえつつ、宿泊施設の不足が見込まれることを客観的かつ合理的に説明できるのであれば、当該地方公共団体の宿泊施設のみを対象とした確認で差し支えないこと。

- ・イベントホームステイ(イベント民泊)の宿泊者については、ガイドライン2(1)の趣旨を踏まえ、地方公共団体の判断において、当該地方公共団体の住民も対象とすることが可能であること。
- ・イベントホームステイ(イベント民泊)の対象となるイベントについては、ガイドライン2(1)の趣旨を踏まえ、地方公共団体の判断において、教育機関や PTA が主催するイベントも対象とすることが可能であること。
- ・イベントホームステイ(イベント民泊)を実施する際の宿泊者の入浴については、自宅提供者の浴室に代えて、地域の公衆浴場を利用することが可能であること。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	371	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

### 提案事項(事項名)

不動産登記手続の簡略化

### 提案団体

さつま町、薩摩川内市

### 制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

空き家バンクを通じた売却物件について、不動産所有者が亡くなっている場合、正当な相続人(以下、「現所有者」という。)がいる場合には現所有者に登記を修正できるよう不動産登記手続きを簡略化すること。

### 具体的な支障事例

空き家バンク登録の際には、現所有者は登記手続きが完了していることを必要とする(不動産登記法第76条の2)が、不動産登記の所有者が数世代前の者で、相続手続きが進まず登録に至らなかつた事例がある。また、相続人が不明であることや、認知症であることから相続手続きが行われず、空き家が老朽化していき、近隣への迷惑となっている。なお、認知症の方は、成年後見制度を活用できるが、手続きが煩雑で、利用に至らず、亡くなるのを待っている状態にある。

そのため、自治体が運営する空き家バンクを通じて売却する場合に限り、現所有者に登記を修正できるよう登記の簡略化を進めることにより空き家の購入及び利活用が図られるものと考える。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

- 空き家情報バンク登録の際に、不動産登記の相続手続きが進まず、土地や家屋の譲渡ができない。
- 相続手続きをしたいが、相続人が相当数いるため、司法書士に依頼するにしても、費用がかさみ、手続きを断念。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- 空家の譲渡が進み、利活用が図られ、地域環境が改善される。
- 管理不全空家の未然防止

### 根拠法令等

不動産登記法第76条の2

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、燕市、島田市

○物件について、所有者が空き家バンクに登録したくても、相続が進まず未登記であり、空き家バンクへの登録が出来ないケースはであることから、提案のとおり不動産登記手続の簡略化を可能とするならば、空き家の利活用は進むものと思料。

## 各府省からの第1次回答

### 【法務省、国土交通省】

「不動産登記手続の簡略化」の具体的な内容を提案団体に確認したところ、戸籍謄本の添付を省略する旨の提案であるとのことであったので、これを前提に回答する。

不動産登記においては、不動産に関する権利を正確に公示する必要がある。

不動産の所有者が死亡し、相続が開始した場合において、法定相続人が数人あるときは、その不動産はその共有に属することとされている（民法第898条）ため、その相続に基づく権利関係を正確に公示するためには、戸籍謄本をもって確認する必要がある。

そのため、御提案のような不動産登記手続の簡略化を行うことは困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

不動産登記や相続に基づく権利における正確な公示の重要性は承知しているが、地方における「空き家解消施策」の実例を踏まえた提案であることを御理解いただきたい。

本提案の主眼は、「被相続人から正当な相続人である「現所有者」（地方税法第384条の3で規定されているような者）に相続登記を行う際に、他の相続人に係る戸籍謄本などの添付を省略した上で登記を行える制度の実現」である。

現行制度では、①他の相続人に異論がない場合でも同意書類が必要であり、取得等に時間を要する、②他の相続人が管理に関与せず権利のみを主張する場合、現所有者が時効取得を援用できる状況でも、共同登記の原則により訴訟が必要である、③他の相続人において戸籍謄本等取得費用の捻出が困難である、という事由により、手続が難航することが考えられる。

これらに対し、地方公共団体が空き家対策のため空き家バンク等を活用する場合に限定した特例措置として、正当な相続人である現所有者以外の相続人に係る戸籍謄本などの添付を省略し、現所有者からの「現所有者であることに異論はなく、疑義が生じた際は関係相続人で解決する」旨の申出書を添付した上で、当該相続人への登記変更を可能とする制度の構築を検討いただきたい。

このような制度により、名義変更・売却が加速し、空き家の大幅な減少が期待できることから、地方公共団体が行う空き家等に関する取組の促進のために必要な国の支援として、その実現をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【燕市】

なし

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

相続は、人の死亡によりその者が有していた権利義務がその者と一定の身分関係を有する者に当然かつ包括的に移転する制度であるから、相続の開始及び相続人の範囲を確認するためには、その身分関係を公証する戸籍謄本が必要である。「現所有者であることに異論はなく、疑義が生じた際は関係相続人で解決する」旨の申出書は、戸籍謄本という人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するものに代替するとはいはず、それを添付した上で、相続登記を行うことは困難である。

地方税法第384条の3に規定されている者が仮に登記名義人の相続人であるとしても、それをもって当該者の単独所有とすることはできず、不動産登記は、既に発生している物権変動を第三者から認識することができるよう公示する制度であるため、不確定な権利を公示することはできない。

したがって、特定の相続人を登記名義人とする相続を原因とする登記を申請する場合は、現行制度のとおり被相続人の法定相続人全員を戸籍謄本等を用いて特定の上、当該特定の相続人に権利を承継することが必要で

ある。

令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

一

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	377	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

### 提案事項(事項名)

市街地再開発事業における公募によらない特定建築者の対象の拡充

### 提案団体

名古屋市

### 制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、国土交通省

### 求める措置の具体的内容

都市再開発法における非公募の特定建築者について、地方独立行政法人を加えるよう見直しを求める。

### 具体的な支障事例

当市が施行中の市街地再開発事業において、当市が設置する公立大学法人(以下、「A 大学」という。)の医学部附属病院(以下、「B 病院」)の整備に向けて検討を進めるという方針が決定したため、その事業スキームを検討しているところである。

当市では、これまで A 大学が直接、病院整備を行ってきた。そのため、今回の市街地再開発事業においては同大学を公募によらず特定建築者として選定し、整備を進めていきたいが、都市再開発法第 99 条の 3 及び都市再開発法施行令第 40 条の 2 の規定により、現状では同大学を公募によらず特定建築者に選定できない状態となっている。

特定建築者を公募とした場合、B 病院以外の病院が応募できることとなり、地域からの要望や当市の方針に沿わない病院整備が行われる可能性があるため、B 病院を整備するためには、当市が特定建築者とならざるを得ない。

また、当市が特定建築者として病院を整備する場合、A 大学との連携・協力が必要となるが、別組織であるため指揮命令系統が異なることから組織体制を見直す必要があるのに加え、病院整備・運営に関するノウハウは同大学に比べ乏しいことから、同大学が直接整備するよりコストや時間を要する可能性が極めて高い。

都市再開発法第 99 条の 3 第 1 項の趣旨として、逐条解説によれば、国、地方公共団体、地方住宅供給公社、日本労働者住宅協会その他政令で定める者を特定建築者とする場合は、これらの公益的性格等に鑑み、公募によらなくてもよいこととされており、A 大学はこれらと同様に公益的性格を有する法人(地方独立行政法人法第 2 条)であることから、法の趣旨にも合致するものと考えている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和 6 年 9 月 2 日に現在 B 病院がある区の公職者連絡会から市長あてに、B 病院が老朽化していることから、当市が施行中の市街地再開発事業の事業用地への移転改築に向けた検討を進めるよう要望されている。

### 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

これまで同様、A 大学が病院整備を行うことができるようになり、利用する医療従事者の意見を最大限反映した使いやすい医療施設を整備することが可能となる。

医療従事者にとって使いやすい医療施設となることは、より適切な医療の提供につながり、市民に対して安心・安全な医療を提供することができる。

## 根拠法令等

都市再開発法第 99 条の 3、都市開発施行令第 40 条の 2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

## 各府省からの第 1 次回答

提案内容を踏まえ、都市再開発法第 99 条の 3 及び都市再開発法施行令第 40 条の 2 の制度趣旨を考慮した上で、その実現可否について検討を行うこととしたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

公募によらない特定建築者の対象を拡充することは、長期化している当市の市街地再開発事業の早期完了に資するものであり、また、公立大学法人は、都市再開発法第 99 条に定めのある国、地方公共団体などと同様に公益的性格等を有していると考えている。当該病院は老朽化により早期の建替えが喫緊の課題となっており、令和 8 年度中には病院整備事業を実施したいと考えていることから、迅速に検討に着手いただくとともに、前向きな議論をしていただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 各府省からの第 2 次回答

都市再開発法第 99 条の 3 及び都市再開発法施行令第 40 条の 2 の規定における公募によらない特定建築者について、提案を踏まえて対象拡充の可否について検討を進めてまいりたい。

## 令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）記載内容

4【総務省(25)】【文部科学省(17)】【国土交通省(26)】

都市再開発法(昭 44 法 38)

公募によらない特定建築者(99 条の 3 及び施行令 40 条の 2)については、当該建築者となることができる者の拡大について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	378	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

道路、河川、公園・緑地、農政の土木施設全般に関する問い合わせに対応するためのシステムの構築

### 提案団体

名古屋市

### 制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

市民の問い合わせ対応を効率的かつ迅速に処理するため、国・県・市の土木施設に関する市民問い合わせについて、LINE 通報システム「道路緊急ダイヤル#9910」を発展的に見直すなどにより、土木施設を網羅した一体的なシステムを構築することで、それぞれの担当者がシステム上で内容等を把握し、対応できるようにしてもらいたい。

### 具体的な支障事例

当市では、道路、河川、公園・緑地、農政に関する市民からの問い合わせに対して、開庁時は土木事務所で対応しているが、休日夜間の問い合わせ対応として、休日夜間緊急連絡センターを設置しており、電話での対応を行っている。

他方、国においては、道路の問い合わせについて、LINE 通報システム「道路緊急ダイヤル#9910」を運用している。

また、国道事務所において休日夜間の対応を行っているところであるが、市道の情報が国道事務所に入った場合、国道事務所から休日夜間緊急連絡センターに電話連絡が入り、休日夜間緊急連絡センターでは電話連絡を受けて調書を作成した上で、各土木事務所又は緊急対応業者へ電話連絡を行っている。

複数の機関が問い合わせ対応していることで、それぞれ事務負担が生じており、非効率となっている。

また、近年、当市の休日夜間緊急連絡センター業務に対応する職員の扱い手不足が問題となっていることもあり、今後人口減少が進む中で、今後の行政としての対応を効率的に行う必要がある。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

複数の機関が情報を伝達することに時間を要しており、迅速な対応に支障が生じている。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

迅速な対応による市民サービスの向上

システム処理による、事務作業軽減による行政業務の効率化

### 根拠法令等

—

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

相模原市、燕市、浜松市、滋賀県、特別区長会

—

## 各府省からの第1次回答

提案の内容を踏まえて、各分野における既存のシステムの運用実態等を把握した上で、今後の対応を検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

道路だけでなく河川、公園、農政などの公共土木施設を網羅した一体的な通報システムの構築が実現すると、各行政の事務負担軽減や、窓口が一本化されることによる住民サービスの向上にもつながると考えられる。一方で、複数の既存システムとの整合性や、システム集約による効果の把握など、課題も想定されることから、そうした観点も含め、今後の対応を積極的に御検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 各府省からの第2次回答

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図りながら、地方公共団体で導入している既存のシステム等も踏まえ、対応の方向性を検討する。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【農林水産省(22)】【国土交通省(40)】

#### 土木施設に関する住民からの通報等システム

土木施設に関する住民からの通報等システムについては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、システムを共通化することが適切かを検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	379	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

### 提案事項(事項名)

長期間に渡る工事の都市公園における工事用施設の占用期間の延長

### 提案団体

名古屋市

### 制度の所管・関係府省

国土交通省

### 求める措置の具体的内容

都市公園法第7条の工作物の設置において、長期間にわたる道路工事に必要な工事用施設の仮設のために公園を占用する場合があるが、占用期間が3か月までとなっているため、更新手続の省力化の観点から、占用期間の延長を求める。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度】

都市公園法施行令第14条第4項において、工事期間の長さに関係なく、「工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設」の占用期間の上限は3か月となっている。

#### 【支障事例】

橋梁等の大規模な公共工事においては事業が長期に渡るため、一定の占用形態が長期間続く場合がある。この場合においても、3か月に一度、占用の更新手続を繰り返している。

#### 【制度改正の必要性】

長期間にわたる工事等において、占用の更新期間を長くすることで、更新手続きの省力化が見込まれる。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

更新手続きの省力化による職員の負担軽減につながる。

### 根拠法令等

都市公園法第7条

都市公園法施行令第12条、14条

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、川崎市、相模原市、燕市、稻沢市、寝屋川市

- 当市においても、工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設など占用期間の上限を3か月とする申請事案があるが、大規模な公共工事で占用形態が長期間続く場合が多いため、法令に従い3か月に一度、占用の更新手続きを繰り返している。
- 大規模な公共工事においては事業が長期に渡るため、一定の占用形態が長期間続く場合がある。この場合においても、3か月に一度、占用の更新手続きを繰り返している。
- 大規模な工事や隣接するマンションの大規模改修においては事業が長期に渡るため、一定の占用形態が長期間続く場合がある。この場合においても、3か月に一度、占用の更新手続きを繰り返している。

#### 各府省からの第1次回答

都市公園は、一般公衆の自由な利用に供することを目的として設置される公共施設であり、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(占用物件)を都市公園に設けることは、都市公園本来の目的からすれば好ましくないものであり、必要最小限の範囲内で行われる必要がある。

そのため、都市公園の占用の許可を受けようとする者は、少なくとも占用の目的、期間、場所、工作物その他の物件又は施設の構造を記載した申請書を公園管理者へ提出し、公園管理者は、当該占用が公衆のその利用に著しい影響を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、技術的基準に適合する場合に限り、許可を与えることができるものとなっている。技術的基準としては、占用物件の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとしなければならないこと、地上に設ける占用物件の構造は、倒壊、落下等を防止する措置を講ずる等公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならないこと、占用に関する工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること、工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること、工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること等が規定されているところである。

工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設は、工事の進捗に応じて占用の内容が変わることが想定されるところ、公園利用者の安全の確保や都市公園の効用の発揮等の観点から、定期的に許可にたらしめ、上述の許可要件を満たすことを確認することが必要であると考えており、工事期間に合わせて設定すべきものではないと考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

定期的な申請により、許可要件を満たすことを確認することについては、都市公園の管理上必要であることは理解するものの、当初申請の段階で複数年に渡る計画であることが明らかな大規模工事で、占用の形態が頻繁に変わることのない工事でない場合に、一律に3か月までしか許可が認められないことが事務負担となっているのが現状である。

占用の期間は工事期間に合わせて設定すべきものではないとの回答であるが、占用の内容が頻繁に変わらない工事の場合等については、工事の内容に応じ柔軟な対応が可能となるよう、再度御検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

都市公園は、一般公衆の自由な利用に供することを目的として設置される公共施設であり、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設は、都市公園の効用を阻害することはあっても、これを増進することにはならず、これを都市公園に設けることは極めて好ましくない。

公園管理者たる地方公共団体は、上記の観点から、公園利用者の利便の向上や安全性を優先して公園の管理運営を行うことが重要である。

都市公園法施行令第十五条第2項において、地上に設ける占用物件の構造は、倒壊、落下等を防止する措置を講ずる等公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならないと規定さ

れどおり、行政負担の削減の前に、公園利用者の利便性の向上や安全性の観点を優先し、見た目上、占用物の管理状況に大きな変化が無い場合においても、占用物件の性質等を踏まえ、定期的に許可にたらしめ、許可要件を満たすことを確認することによって、都市公園の管理の適正を担保することが必要であり、占用の期間は工事期間に合わせて設定すべきものではないと考えている。

令和7年 の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

一

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	387	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

興行場法における都道府県知事の許可の適用除外を追加することによる事務の合理化

### 提案団体

名古屋市

### 制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

興行場法において「業として興行場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」とあるところ、Park-PFI事業の制度を活用して整備した公園内では、都市公園法に基づく公募対象公園施設の設置又は管理に関する計画の認定に係る事務において、所管部署が興行場法の求める公衆衛生上必要な基準への適合を確認する事務を併せて行うことで、興行場法上の許可を得ることにより確保される公衆衛生の水準と同等又はそれ以上の水準を確保することができる。  
そのため、「集会場及び各種会館その他の施設を興行のため使用する場合月四日間位であれば興行場法の許可を受けさせなくても差し支えない。」とされている通達を改め、「Park-PFI事業の制度に基づき、都市公園法に基づく公募対象公園施設の設置又は管理に関する計画の認定に係る事務において、興行場法が求める公衆衛生上必要な基準への適合を確認する事務を併せて行う場合」も興行場法の許可を不要とすることを求める。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

興行場法において「業として興行場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」とあるが、通達(昭和25年5月8日付け衛発第29号)において「集会場及び各種会館その他の施設を興行のため使用する場合月四日間位であれば興行場法の許可を受けさせなくても差し支えない。」とされている。

#### 【支障事例】

当市は、Park-PFI事業の制度を活用して整備した公園において、民間活力を活用した賑わいの創出を図るために、効果的な催しの開催をPark-PFI事業者に求めている。

しかしながら、当該事業者が公園内の広場等において臨時的に4日間を超える興行を実施しようとする場合、興行場法の適用がなされ、案件又は一定期間ごとに許可の取得が求められるため、手続に相当な時間を要することとなる。そのため、事業者は、法が適用されない範囲での興行に留まっている状態である。

#### 【支障の解決策】

Park-PFI事業においては、公園管理者(市)は公募対象公園施設について公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針を定め、Park-PFI事業者は当該公募対象公園施設の設置又は管理に関する計画を公園管理者に提出し、当該計画が適当である旨の認定を受けることになる。(都市公園法第5条の2、第5条の3及び第5条の5)

そのため、Park-PFI事業者から提出された当該計画について、あらかじめ一定の公衆衛生の確保を所管部署において確認し、それを公園管理者が認定した場合、興行場法の適用を除外することで、手続の重複が解消され、支障が解決できると考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

Park-PFI 事業者からは、「公園内の広場等で臨時に4日間を超える興行を開催する場合、催しの都度または一定期間毎に興行場法の許可手続が求められ、事前調整や資料の作成等の事務の負担が大きくなることから、興行にあたる催しは同法の許可を受けなくても差支えがない月4日以内におさえている。」との意見が示されている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体においては、興行場法が求める公衆衛生上必要な基準への適合を確認する事務を、事前に公募対象公園施設の設置又は管理に関する計画の認定事務において併せて行うことにより、当該認定の範囲内で興行場法の許可事務は不要になることから、事務の合理化が図られる。

Park-PFI 事業者にとっても、催し毎に求められる興行場法の許可事務が不要となり、事務負担が軽減されることで、公園における効果的な催しが増えて公園全体の賑わいが創出され、ひいては地域全体の魅力向上に寄与することが期待される。

## 根拠法令等

興行場法第2条第1項、「集会場及び各種会館その他の施設を興行場として使用する場合の法の運用について」(昭和25年5月8日付け衛発第29号)(各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長・建築省住宅局長・文部省社会教育局長通達)、都市公園法第5条の2、第5条の3、第5条の5

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、川崎市

—

## 各府省からの第1次回答

興行場法は、多数人の集合出入りする興行場の経営が、公衆衛生の見地から支障なく行われることを目的とし、興行の行われる施設たる興行場を対象として監督、取締を行うものであり、反復継続性及び社会性をもって興行の用に供する施設を経営しようとする場合には、公衆衛生の維持向上の観点から、興行場法の適用を受ける興行場に該当する。そのため、臨時や仮設で業として興行場の経営をしようとする場合は、その都度、興行の行われる施設たる興行場の設置の場所又は構造設備、入場者の衛生に必要な措置について、公衆衛生上必要な基準に適合するか、確認する必要がある。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

Park-PFI 事業者は、常設の興行場として許可を得ていない都市公園内の広場等で催しを行おうとする場合、その都度、興行場法に基づいて臨時や仮設の興行場として許可を受けることになり、申請書や施設の概要・各種図面や衛生設備関係の資料作成を要し、許可を得るまでに毎回相当な時間がかかることから、Park-PFI 制度により都市公園を利活用する上での支障になっており、興行場法の許可手続の簡素化を求めている。

Park-PFI 事業による都市公園では、公園管理者が公募設置等指針を作成し、この中で「特定公園施設の建設に関する事項」を定め、これにより Park-PFI 事業者が作成した公募設置等計画の審査をする。この審査において、衛生設備を含む施設の概要、各種図面、事業運営などを確認することから、興行場法の審査と重複する部分がある。

そこで、現行の手続において確保されるべき公衆衛生上必要な基準に適合することを担保することができる次の1~4のプロセスを経たものは、興行場法に基づく許可の手続を不要とすることで、これまで催しの都度に行つてきた手続の重複が無くなり、支障が解消すると考える。

- 1 公園管理者は、公募設置等指針を作成するに当たり、「公募の実施に関する事項」において、興行場法の所管部署の確認を経た上で、公衆衛生の確保に係る基準を定める。
- 2 公園管理者は、Park-PFI 事業者の公募設置等計画の審査において、Park-PFI 事業者が当該計画の中で事前に想定する複数の典型的な催しの内容等が公衆衛生の確保に係る基準に適合することについて、興行場法の所管部署の確認を経た上で、認定する。

3 Park-PFI 事業者は、公園管理者から認定を受けた公募設置等計画に適合する範囲内で、催し等を開催する。

4 公園管理者は、催しが実際に公募設置等計画に適合する範囲内で、公衆衛生上支障なく行われることの確認を催しの都度行うとともに、興行場法の所管部署に報告を行う。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

興行場法は、多数人の集合出入りする興行場の経営が、公衆衛生の見地から支障なく行われることを目的とし、興行の行われる施設たる興行場を対象として監督、取締を行うものである事は一次回答においてもお示ししているところである。

ご提案の内容については、公衆衛生上の問題が発生した場合、興行場法に基づく営業者等への報告徴収や立入検査、営業の許可取消や停止などを行う事ができなくなることから、興行場法の許可を不要とする事は、困難である。

なお、興行の都度、仮設興行場を新たに設置し、月4日間程度の営業を行う場合であれば、興行場の許可は不要である。

#### 令和7年 地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【厚生労働省(13)】【国土交通省(3)】

興行場法(昭23法137)

興行場の許可(2条1項)については、「集会場及び各種会館その他の施設を興行場として使用する場合の法の運用について」(昭25 厚生省公衆衛生局長・建設省住宅局長・文部省社会教育局長通達)一に規定する許可を要しない日数の解釈について、興行ごとではなく興行場ごとに判断できることを都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区に令和7年度中に周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	396	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

### 提案事項(事項名)

二地域居住に係る一時預かり支援事業の算定基準の見直し

### 提案団体

厚沢部町

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

一時預かり支援事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定基準について、二地域居住に基づく「保育園留学」で一時預かりを利用する場合の算定基準額を、「保育園留学」に特有の事情を踏まえた額に見直すことを求める。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

当町では、「ふるさと住民登録制度」に掲げられる二地域居住等の推進のために、児童福祉法に規定される一時預かり支援制度を利用した「保育園留学」を実施しており、他地域で保育園等に通園する乳幼児を当町の幼保連携型認定こども園にて短期間で受け入れている。

一時預かり支援事業の実施に係る子ども子育て支援交付金の算定については、「子ども・子育て支援交付金の交付について(令和7年4月3日第七次改正こ成事第169号)」で示されているところ、一時預かり支援事業の利用者数の実績に基づいて算定がなされている。

#### 【支障事例】

「保育園留学」を進める上で、一時的に通園することとなる乳幼児への手厚いフォローが必要であること、また、通園する乳幼児の人数が短期間で変動し、乳幼児数の見通しを立てることが難しいことから、一時預かり保育をするにあたっての保育士の配置が、「一時預かり事業実施要綱(令和6年3月30日文部科学省、こども家庭庁通知)」に規定される配置基準に比べて多く配置する必要がある。

「保育園留学」の実施に当たっては上述のとおり、通常の一時預かり事業よりも職員を多く配置する必要があることから、通常の一時預かり支援事業よりも児童一人あたりに要する費用が多くなるところ、一時預かり支援事業に係る子ども・子育て支援交付金では保育園留学に係る状況を反映した算定がなされないため、今後「保育園留学」を実施して二地域居住を進める上での支障となるおそれがある。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

すでに保育園留学を実施し4年目を迎えており、年間160組程度を受け入れているため、現場として必要性を把握している。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

実現することにより保育園留学や二地域居住が促進されるとともに、安定的に保育士を確保することに繋がる。

## 根拠法令等

児童福祉法施行規則第36条の35第2号  
一時預かり事業実施要綱(令和6年3月30日文部科学省こども家庭庁通知)  
子ども・子育て支援交付金交付要綱(令和7年4月3日こども家庭庁通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市

—

## 各府省からの第1次回答

一時預かり事業については、二地域居住の推進又は他地域での保育所等の利用機会の提供を目的とするものではなく、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は在籍していない乳幼児の家庭等での保育が、出産・介護等での里帰りを含む保護者の所用で一時的に困難な場合等に当該乳幼児へ保育を提供するものであり、安全・安心な保育の提供を図るため、職員配置基準等を児童福祉法施行規則で定め、事業の実施に必要な経費の一部を国庫補助しています。

保護者は、一時預かり事業の利用にあたって、任意に保育所等の一時預かり事業所を選択できること、また、対象の乳幼児は、家庭と異なる慣れない環境のなかで保護者以外から保育を受けることを踏まえると、保育園留学と通常の一時預かり事業の間では、事業実施の前提条件や状況に相違はなく、保育園留学を実施する一時預かり事業所のみに配慮すべき特段の理由が見当たらないため、提案の保育園留学に係る状況を反映した交付金の算定については、困難であると考えます。

なお、一時預かり事業については、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業のため、国基準より上乗せした職員配置等によって事業を実施することは妨げられるものではなく、各市町村の裁量と財政負担により上乗せ等が行われているものであると認識しております。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

一時預かり事業の目的について、「二地域居住の推進又は他地域での保育所等の利用機会の提供を目的とするものではなく、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は在籍していない乳幼児の家庭等での保育が、出産・介護等での里帰りを含む保護者の所用で一時的に困難な場合等に当該乳幼児へ保育を提供するもの」であり、現行の子ども・子育て支援交付金の算定基準についても、現行制度における一時預かり事業の制度趣旨を踏まえた算定基準ということは理解できる。

しかしながら、当町の提案は、「一時的に困難な場合等に当該乳幼児へ保育を提供するもの」という消極的な事由によるものではなく、現在の少子化の現状及び過疎地域の現状を踏まえ、全国40以上の自治体で導入されている「保育園留学」により、過疎地域における保育資源を積極的に活用し、都市部住民とシェアリングするものである。保育園留学の実施により、都市部のご家族に向け新たな保育サービスを提供するとともに、有休資源となっている保育所を活用し過疎地域の保育の持続性及び保育の質的な向上を図ることにより、地方が主体となり子育て環境を充実させることにより、地域経済の活性化と移住・二地域居住の促進を図るものである。

このように、「保育園留学と通常の一時預かり事業の間では、事業実施の前提条件や状況に相違はなく」という見解は現行制度上の解釈としては妥当ではあるが、二地域居住の推進については、「地方創生2.0基本構想」(令和7年6月13日閣議決定)などの国の方針にも謳われていうことから、こうした方針も踏まえ、「二地域居住の促進」「若者・女性にも選ばれる地方」を実現するため、新たな方向性で検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 各府省からの第2次回答

一時預かり事業の目的及び子ども・子育て支援交付金の算定基準、また、「保育園留学と通常の一時預かり事業の間では、事業実施の前提条件や状況に相違はなく」という見解へのご理解誠にありがとうございます。  
一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった又は子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる乳児又は幼児を、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業となります。  
多くの市町村が地域子ども・子育て支援事業として一時預かり事業を実施することで、本事業を必要とするこどもたちや保護者が、いつでも安心して利用できるよう、国としても引き続き交付金措置等に努めて参ります。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【こども家庭庁(2)(ii)】【文部科学省(2)】【国土交通省(2)】

一時預かり事業(6条の3第7項)については、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、住所地以外の市町村(特別区を含む。)が実施する当該事業の対象とすることも差し支えないこと及びこの場合における当該事業が子ども・子育て支援交付金(子ども・子育て支援法(平24法65)68条)の対象になることを令和7年度中に改めて周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	405	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

### 提案事項(事項名)

ふるさと住民登録制度等の地域に関する多様な主体を包摂する枠組みの構築及びそれらに資する規制緩和等

### 提案団体

長野県

### 制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

ふるさと住民登録制度等の地域に関する多様な主体を巻き込む仕組みの構築や二地域居住の推進、それらに資する規制緩和等を各自治体行政の裁量を確保しながら行うことを求める。

### 具体的な支障事例

#### 【現行】

近年の地域との関わり方は多様化している。例えば、コロナ禍を経て、UIJターンを含めた若者及び子育て世代を中心とした二地域居住のニーズが高まっている。二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定地域にも生活拠点を置くことであり、人口集中している都市部だけでなく、各地方都市や山間地域においても継続的に関わることで、関係人口の創出といった社会的意義や、新たな暮らし方の実現といった個人的意義を有するものである。

また、地域に居所は持たずとも、副業やボランティア活動等、定期的に地域を訪問する地域活性化起業人等の仕組みもあり、このように地域への貢献の在り方は様々な形があるところ。

そうした関係人口に着目し、地域に継続的に関わる者が登録でき地域づくり活動に参加する担い手とする仕組み「ふるさと住民登録制度」について、令和7年1月24日の石破総理による施政方針演説にも取り上げられており、政府において今後、検討が進むことが予想される。

#### 【支障事例】

人口減少や過疎化、自治体の人手不足が深刻化する現状を踏まえれば、関係人口に着目し、地域に関わる多様な主体に、地域づくり活動に参画してもらうなど、その裾野をさらに広げていく必要がある。他方で、促進に向けては、二地域居住者であることを公的に表す仕組みがなく、自治体等が行政サービス提供に苦心している状況や、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」等に関する各制度や手続がハードルとなり、二地域居住等の複数地域への関わりを望む方の希望に添えない状況が生じている。また、規制等の問題もあり、柔軟に対応することが困難な状況となっている。

さらに、複数地域に関わる者の活動支援に資する「ふるさと住民登録制度」については、地域への訪問はしないものの経済的に関わる者等多様な主体との関係を考慮する必要があるほか、当該制度に対応する自治体の効果的・効率的な事務の在り方についても配慮する必要がある。

#### 【支障の解決策】

地域への関わり方の多様化を踏まえ、多様な主体がその希望どおり各地域に関わり、当該地域の担い手として円滑に活動できるよう、政府で検討されている「ふるさと住民登録制度」のような仕組みを、国が全国統一のスキームを提供し、公的に二地域居住者であることを証明するような制度とすることを前提に、自治体の裁量を確保し、自治体の既存の取組を穏やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い形で設ける。また、そのほかこの目的に資する規制の緩和等を行う。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・地域に関わる多様な主体を包括する仕組みづくりを国において行うことで、二地域居住等に当たって必要になる各種手続の標準化・簡略化が可能になるとともに、登録作業を行う自治体職員の事務負担の軽減につながる。
- ・二地域居住等の複数の地域に関わる者が利用する既存の制度の改善を促し、地域への関わり方の多様化をより一層推し進め、関係人口の拡大に資する。

## 根拠法令等

—

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、高知県、宮崎県

○国土審議会の移住・二地域居住等促進専門委員会において、二地域居住等の促進のための中長期的な観点から検討すべき課題の一つに、「高速道路や燃料費、新幹線等の地域間を移動する交通費、宿泊のための滞在費、インターネット環境確保のための費用など、二地域居住等に伴う諸費用の個人負担が大きいため、個人の負担を軽減するための支援に関する、関係省庁・関係自治体・関係民間団体と連携の下、引き続き検討が必要」と挙げているところ。首都圏等からの移動に時間的距離の制約を受ける地方都市にとって、交通費の支援があることで、二地域居住の推進に繋がるものと想定している。

○急速な人口減少や高齢化の進行が見込まれるため、活力ある地域づくりに向けて、人の流れの創出・拡大に取り組む必要がある。具体的には、二地域居住等により、地域と継続的に関係を持つ者を増やすなどの取組を推進していく。しかしながら、地域の関わり方を公的に証明する制度がないため、行政サービスを受けるための税負担や住民票等に関する制度が確立されておらず、地域での受入環境が整備されていない。

## 各府省からの第1次回答

ご提案のあった「ふるさと住民登録制度」の制度設計については、総務省を中心に関係府省庁が連携し、できるだけ多くの国民や自治体に参加いただけるよう、既存の様々な自治体の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みを目指し、具体的な登録方法等の検討を進める。

併せて、二地域居住を推進する観点から、二地域居住者の生活上の課題に応じて「ふるさと住民登録制度」を活用した行政サービスの改善について、関係府省庁が連携して検討を進める。

その際、各自治体の裁量を確保する観点から、自治体等との意見交換も実施しながら検討を進めていく。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「ふるさと住民登録制度」について、今後の制度設計に当たっては、自治体が参加しやすい仕組みとしていただくとともに、その事務手続が自治体職員にとって過度な負担とならないようご配慮も併せてご検討いただきたい。

また、二地域居住の推進に当たっては、ごみ、教育、保育所等の様々な分野において、住所地でしかサービスを受けることができない制度の取扱いの見直しや手続の明確化・円滑化など、必要な制度改正について引き続き検討をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

関係府省庁連絡会議を6月に立ち上げたところであり、ご要望のあった点も含め、できるだけ多くの国民や自治体が活用しやすい制度となるよう、自治体の意見を丁寧に伺いながら、関係省庁で連携して検討を進めてまいります。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

—

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	406	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

認可地縁団体の代表者・土地区画整理審議会委員選挙の当選人の住所告示(公告)の見直し

### 提案団体

京都市

### 制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

認可地縁団体の認可等に係る告示及び土地区画整理審議会委員選挙の当選人の公告において、住所を告示(公告)することを廃止する。

### 具体的な支障事例

認可地縁団体の認可等に係る告示(地方自治法施行規則第19条第1号、第6号)、土地区画整理審議会委員選挙の当選人の公告(土地区画整理法施行令第35条第5項)について、当市において個人の住所を含めた告示(公告)を行っているが、個人情報の保護の観点から問題があるため、見直しを検討されたい。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

認可地縁団体の代表者等の個人情報が保護される結果、当該代表者等やその家族の生命、身体及び財産が危険にさらされることが解消される。

### 根拠法令等

地方自治法第260条の2第10項、第11項、地方自治法施行規則第19条第1号、第6号、土地区画整理法施行令第35条第5項

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、川崎市、稻沢市、亀岡市、山陽小野田市、南あわじ市

○個人の氏名、住所を告示することに反対する意見を受付した事例はないが、告示する必要性もないと考える。

### 各府省からの第1次回答

【総務省】

個人情報保護等の観点を踏まえて、登記事項証明書等における代表者等の住所非表示措置を講じている他の

制度等を参考に、認可地縁団体の代表者等の住所の告示の見直しについて検討する。

【国土交通省】

提案内容を踏まえ、個人情報保護の観点と土地区画整理法施行令第35条第5項の制度趣旨を考慮した上で、その実現可否について検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

告示は、各自治体によって、掲示場への掲示、公報への掲載、インターネット版公報への掲載等により行われており、個人情報の保護の観点から大きな課題になっている。認可地縁団体の代表者・土地区画整理審議会委員選挙の当選人の住所の告示を見直すことで、当該代表者等やその家族の生命、身体及び財産が危険にさらされることが解消されるため、積極的に検討を進めていただくとともに、早期の実現をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

個人の住所を無期限で誰でも自由に閲覧可能な状態にある現行制度は、プライバシーや安全面への懸念があるため、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【認可地縁団体の代表者】

法人登記に代わる本告示について、商業登記における代表取締役等住所非表示措置等を参考に、告示する住所を市区町村までとできるようにするなど、個人情報保護に配慮した見直しを検討いただきたい。

現に住所の告示が行われ、個人情報保護の観点から懸念が生じていることを踏まえ、可能な限り速やかに検討いただきたい。

【土地区画整理審議会委員選挙の当選人】

国政選挙等においては、総務省通知※により、「プライバシーの観点などから立候補に支障を来すおそれがあるとの指摘」を踏まえ、住所を「市区町村まで」とする等の取扱いが示されていることなどを踏まえ、個人情報保護に配慮した見直しを検討いただきたい。

※「候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について」（令和2年総行管第205号総務省自治行政局選挙部長通知）

現に住所の公告が行われ、個人情報保護の観点から懸念が生じていることを踏まえ、可能な限り速やかに検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

【総務省】

個人情報保護等の観点を踏まえて、商業登記における代表取締役等住所非表示措置等を参考としつつ、認可地縁団体の代表者等の住所の告示について、今年度中の制度見直しに向けて、引き続き検討を進めていく。

【国土交通省】

土地区画整理法施行令第35条第5項に基づく土地区画整理審議会委員選挙の当選人（法人を除く）の公告において、告示される住所を「市区町村まで」とする方向で検討を進めてまいりたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【総務省】

(1) 地方自治法(昭22法67)

(vii) 市区町村長が地縁による団体を認可地縁団体として認可した場合等に告示すべき事項(施行規則19条1項1号から3号及び6号)については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、認可地縁団体の代表者の個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

4【国土交通省】

(20)土地区画整理法(昭 29 法 119)

( ii )土地区画整理審議会の委員の選挙における当選人の氏名及び住所の公告(施行令 35 条5項)については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。